

令和8年度
教師となつて第一歩
幼稚園等

埼玉県教育委員会



埼玉県マスコット「コバトン」「だいたまっちゃん」

教師となった皆さんへ

埼玉県立総合教育センター所長

教師として、第一歩を踏み出された皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

教師になるという夢を実現させた皆さんは、今、新しい出会いへの期待と希望に胸をふくらませていることでしょう。この感激をいつまでも大切に、本県の幼児教育の新しい担い手として、活躍されることを心から願っております。

令和5年度に策定された国の「教育振興基本計画」には、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけられました。幼児期における教育が、その後の学力、運動能力、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進み、幼児期の教育の重要性への認識が高まっています。そこで、質の高い幼児教育を全ての子供に保障していくことが求められています。

幼稚園は、学校教育法にもあるように「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」という役割を担っています。「基礎を培う」とは、小学校以降の児童生徒の発達を見通した上で、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児期にふさわしい生活を通して育むことにあります。各園においては、身近な環境と関わり自発的に遊ぶ、他者と協働する楽しさを味わう、自然や社会生活と豊かに関わる等の活動の充実を図ることが重要です。

また、幼稚園は「地域における子育ての支援に努める」という役割を担っています。したがって、幼稚園においては、幼児を理解し家庭や地域社会における生活とのつながり及び発達や学びの連続性を意識した教育を展開することが重要です。このことから、教師には、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、幼保小の架け橋プログラムを活用して小学校との連携を推進する力などの総合的な力量が必要とされています。あわせて、子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができる力など高い専門性が求められています。

教師となって第一歩を歩み出された皆さんには、幼児に寄り添い、思いや願いを受け止めながら共に活動し、幼児の立場に立って考え、共に学びながら、内にある可能性を引き出すことのできる指導力と豊かな感性を身に付けてほしいと願っています。教師の態度、言葉、表情、動作等の一つ一つが、幼児の成長における重要な環境です。幼児に計り知れない影響を与えていることを自覚して、指導に当たってください。

この「教師となって第一歩」は、新規採用教員研修のテキストとして、教師としての資質や指導力の向上を願い編集しました。このテキストを、新規採用教員研修だけにとどまらず、教師生活を通じて活用し、常に探究心をもち、主体的に学び続けてください。そして、深い愛情をもって、心豊かな幼児の育成に力を発揮されることを期待いたします。

本書の利用の仕方

- 1 本書は、本年度、新しく幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員になった皆さんが、円滑に教育活動に取り組めるように援助することを目的として編集しました。
- 2 本書の内容は、満3歳から小学校就学前の幼児教育が中心です。従って、本書において「保育」とは、学校教育法第22条、第23条及び幼稚園教育要領に示されている保育を中心に表しています。
- 3 幼稚園教育要領と幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、整合性が確保されています。第Ⅱ章「幼児期にふさわしい教育」については、幼稚園教育要領及び同解説をもとに作成しています。そのため、以下のように読み替えて活用してください。
 - ・幼稚園 ⇒ 幼保連携型認定こども園
 - ・教育 ⇒ 教育及び保育
 - ・学校教育法 ⇒ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 4 本書は、「最新情報リンクページ」、「基本」、「Q & A」、「用語解説」、「資料」で構成しています。
- 5 「最新情報リンクページ」は、国や県の資料が掲載されているサイトにつながるページになります。必要に応じて、サイトを開いて活用してください。
- 6 「新規採用教員に贈る言葉」は、皆さんを温かく応援する言葉を記載しました。
- 7 「基本」は、実践的な指導力や教員としての技量の向上を図っていく上で必要とされる基礎的・基本的な事項について記述しました。したがって、ここに記されている事項については、いつも心において、日頃の教育活動に生かすように努めてください。
- 8 「Q & A」は、教育実践に臨んで当面する可能性のある様々な問題や悩みについて、どうすればよいか、その解決に向けてのヒントを質問と回答の形式で示しました。もちろん、ここで記したことはあくまでも例に過ぎません。実際の場面では、これを参考に最も適切な方法を考えて、管理職の指導の下、他の教職員と連携しながら解決に努めてください。
- 9 「用語解説」は、幼稚園等の教員として知っておく必要のある基本的な用語を選び解説しましたので、参考にしてください。
- 10 「資料」は、埼玉県教員として把握しておく必要のある基本的な資料を掲載しました。また、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」、県立総合教育センター教育資料室のご案内を掲載しましたので、活用してください。
- 11 本書は、常時手元に置き活用してください。また、研修日には必ず持参してください。
- 12 令和5年度版より、本書を電子化しました。電子版には目次機能がついています。御自身に合った方法で本書を活用してください。



未来を創る、こどもたち。

未来を育てる、わたしたち。

～ 未来への責任～

◆Ctrl を押しながらクリックすると、関係する資料が掲載されているサイトにつながります。端末の設定やセキュリティーの関係でつながらない場合は、ブラウザの検索に URL をコピーしてご覧ください。



・幼保小の架け橋プログラムって
どんなもの？

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

・幼児教育の重要性・遊びを
通した学び

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html

幼児期の終わりまでに
育てほしい姿とは？

https://www.mext.go.jp/content/1422303_08.pdf



送迎バス事故を起こさない
ためのマニュアルは？

https://www.mext.go.jp/content/20221221_mxt_kyousei01_000026700_02.pdf

目 次

教師となった皆さんへ
本書の利用の仕方
最新情報リンクページ
目次

基 本

1ページ～

I 学び続ける教師

1	教師としての出発	2
(1)	幼児との新鮮な出会い	2
(2)	「教える」ことと「育てる」こと	2
(3)	魅力的な人間に	3
(4)	幼児に学ぶ	3
(5)	遊びに学ぶ	3
(6)	先輩に学ぶ	4
(7)	希望をもって	5
(8)	言葉遣い・マナー	5
2	教師の一日	5
(1)	出勤	5
(2)	(朝の)職員集会	6
(3)	登園前	6
(4)	登園時の指導	6
(5)	遊びの指導	6
(6)	食事指導	7
(7)	降園時の指導	7
(8)	降園後	8
(9)	保育記録	8
(10)	翌日の準備	8
(11)	退勤	8
(12)	職員会議	9
(13)	電話の対応	9
(14)	出張(旅行命令)	9
3	サービスについて	10
4	教職員の“こころとからだの健康づくり”	11
5	【参考】学校における働き方改革の更なる推進に向けて	13

Ⅱ 幼児期にふさわしい教育

1	幼児期の教育の基本	1 4
(1)	人格形成の基礎を培うこと	1 4
(2)	環境を通して行う教育	1 4
(3)	幼稚園教育の基本に関連して重視する事項	1 6
(4)	計画的な環境の構成	1 8
(5)	教師の役割	1 9
2	幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	2 1
3	教育課程の役割と編成等	2 3
(1)	教育課程の役割	2 3
(2)	各園の教育目標と教育課程の編成	2 3
(3)	教育課程編成上の基本的事項	2 3
(4)	教育課程編成の具体的な手順	2 4
(5)	教育課程の編成上の留意事項	2 4
(6)	小学校教育との接続に当たっての留意事項	2 5
(7)	全体的な計画の作成	2 5
4	指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	2 6
(1)	計画の考え方	2 6
(2)	指導計画作成上の基本事項	2 7
(3)	指導計画作成上の留意事項	3 0
(4)	長期の指導計画作成上のポイント	3 1
(5)	短期の指導計画作成上のポイント	3 2
(6)	日案の作成のポイント	3 2
(7)	幼児理解に基づいた評価の実施	3 3
5	特別な配慮を必要とする幼児への指導	3 4
(1)	障害のある幼児などへの指導	3 4
(2)	外国につながる幼児等の園生活への適応	3 4
6	幼稚園運営上の留意事項	3 5
(1)	教育課程の改善と学校評価等	3 5
(2)	家庭や地域社会との連携	3 5
(3)	学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会	3 5
7	教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など	3 5
(1)	教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動	3 5
(2)	子育ての支援	3 6
8	幼児期の教育における見方・考え方	3 6
	○主体的・対話的で深い学び	3 6

9	0・1・2歳の発達について	37
(1)	おおむね6か月未満	37
(2)	おおむね6か月から1歳3か月未満	37
(3)	おおむね1歳3か月から2歳未満	37
(4)	おおむね2歳	37
(5)	保育に関する配慮事項	38

Ⅲ 幼児を生かす学級経営

1	学級経営とは	39
2	学級経営の内容	39
3	学級経営の方法	39
(1)	学級経営案の作成	39
(2)	学級づくりの実際	40
(3)	学級経営と幼児理解	42
(4)	学級経営と保護者との連携	43

Ⅳ 望ましい幼稚園等の運営

1	園務分掌と仕事の進め方	45
(1)	園務分掌の意義	45
(2)	園務分掌の分担	45
(3)	遂行上の留意点	45
2	日常欠かせない教育活動	46
(1)	基本的な生活習慣に関する事	46
(2)	保健・安全に関する事	48
(3)	道徳性の芽生えを培う教育	52
(4)	家庭との連携	53
(5)	幼児期における人権教育	55
(6)	障害のある幼児などへの指導	56
(7)	外国につながる幼児等の幼稚園生活への適応	58

Q & A

60ページ～

1	指導計画どおりに活動が展開しなかった場合は……	61
2	指導要録の記入の方法は……	62
3	幼稚園等における文字への関わり方は……	66
4	幼稚園等における数量への関わり方は……	67

5	絵本の選び方、与え方は……	6 8
6	身近な動植物との触れ合いをもつためには……	6 9
7	小動物を怖がる幼児には……	7 0
8	幼児の事故やけがの救急処置は……	7 1
9	友達とのけんかは……	7 3
10	乱暴な言葉を使う幼児には……	7 4
11	我慢ができない幼児には……	7 5
12	外遊びをしたがらない幼児には……	7 6
13	興味のないことや不得意なことをしたがらない幼児には……	7 7
14	給食（弁当）をよく残す幼児には……	7 8
15	園でよくあくびをする幼児には……	7 9
16	幼児語（赤ちゃん言葉）が抜けない幼児には……	8 0
17	衣服の始末ができない幼児には……	8 1
18	じっくりと物事に取り組めない幼児には……	8 2
19	おもらしをしたときの幼児への関わり方は……	8 3
20	自分の思いどおりにならないと泣く幼児には……	8 4
21	意思表示ができない幼児には……	8 5
22	保護者や地域の方からの苦情に対しては……	8 6

用語解説

87ページ～

ア行

○ I C Tの効果的な活用	8 8
○預かり保育	8 8
○医療的ケア/医療的ケア児	8 8
○インクルーシブ教育システム	8 9
○A D H D（注意欠陥多動性障害）	8 9
○L D（学習障害）	9 1
○親の学習	9 2

カ行

○カウンセリング・マインド	9 2
○学校評価	9 3
○合理的配慮	9 3
○子育ての支援	9 4
○子育ての目安「3つのめばえ」	9 4
○こども基本法	9 5
○子ども・子育て支援新制度	9 5

サ行

○埼玉県学力・学習状況調査	9 5
○持続可能な開発のための教育(ESD)と持続可能な開発目標 (SDGs)	9 6
○児童虐待	9 7
○指導要録	9 8
○自閉症	9 9
○社会に開かれた教育課程	1 0 0
○情報セキュリティポリシー	1 0 1
○食農教育と食育	1 0 1
○人権教育と人権問題	1 0 2
○接続期プログラム	1 0 3

タ行

○著作権	1 0 4
------	-------

ハ行

○はじめの100か月の育ちビジョン	1 0 5
-------------------	-------

ヤ行

○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導	1 0 6
○幼児教育アドバイザー	1 0 6
○幼児教育センター	1 0 6
○幼保小の架け橋プログラム	1 0 7
※子育ての目安「3つのめばえ」等資料	1 0 8

資料

110ページ～

1 埼玉県の概要	1 1 1
2 埼玉県歌	1 1 1
3 埼玉県の成立	1 1 2
4 県民の日	1 1 2
5 埼玉県のシンボル	1 1 2
6 学校数	1 1 4
7 園児・児童・生徒数	1 1 4
8 本務教員数	1 1 5
9 在園児数(3歳児～5歳児)の推移	1 1 5
○埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標	1 1 6
○埼玉県立総合教育センター教育資料室のご案内	1 1 8



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

基本



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

- I 学び続ける教師
- II 幼児期にふさわしい教育
- III 幼児を生かす学級経営
- IV 望ましい幼稚園等の運営

I 学び続ける教師

1 教師としての出発

(1) 幼児との新鮮な出会い

キラッと輝くつぶらな瞳、柔らかく温かい手、入口で保護者から離れることができないで泣いている子、保育室でぽつんと立って今にも涙がこぼれ落ちそうな子、部屋の中を走り回る子、遊び友達を求めて歩き回る子など、一人一人の幼児の姿は様々ですが、どの姿も純真でまぶしく新鮮な印象を受けます。年度当初、教師は、このような幼児たちと共に生活する喜びを感じると同時に、責任の重さを自覚し、決意を新たにすることでしょう。

幼稚園等は、様々な育ち方をした幼児が保護者から離れ、初めての集団生活を経験する場ですから、入園当初の幼児は、大きな緊張感と不安感を抱いています。そして、その不安感の大部分は、園での生活の仕方が分からないことからきています。靴はどこで履き替えるのか、靴箱はどこにあるのか、着替えやトイレはどこでどのようにしたらよいか、どのような友達がいるか、どうやって遊んだらよいかなど、幼児にとっては全てが不安なのです。さらに、保護者の手助けを受けずに一人でやらなければならない心細さもあります。

こうした幼児たちをありのままに受け止めて、新しい環境になじませ、それぞれのもっているよさを十分に発揮させながら、幼児たちが主体的に活動していけるよう援助していくのが、教師の役割です。

(2) 「教える」ことと「育てる」こと

「教育」とは教えることと育てることであり、「教える」とは、知識や技能、態度などを、必要な時期にきちんと習得させること、「育てる」

とは、いろいろな手立てを使い、自らの内にある発達しようとする力を長い期間をかけて、望ましい方向に向けることです。

幼稚園等における「育てる」とは、幼児自身が自らの内にもつ「伸びようとする力」、幼児自身の「育つ力」を見守り、育んでいくことです。それは、幼児の中に自ら育っていく力があることを信じ、教育環境を整え、その力が出現するきっかけをつくり、自ら育つことへの援助をするものです。

「教える」と「育てる」ことをいかに調和させ、それを日常の実践の中でどう実現していくかということが、幼稚園等の教師としての使命であると自覚し、教育に当たる必要があります。幼児を「育つ」存在として捉え、「育てる」教育を実践するためには、次のような点に留意することが大切です。

ア 自発性

幼児は自らの内に伸びようとする力をもっています。この力をどのように引き出すかを考え、伸ばすことが、教師の使命です。知識やきまりなどを一方的に教えるだけではなく、日常生活の中で時間をかけて幼児の心情・意欲・態度を培い、やがて幼児が自ら考え行動することができるように導いていくことが大切です。

イ 興味

幼児の自発性を育てるには、まず、幼児が何に興味をもっているか、十分に知る必要があります。幼児は自分が興味のあるものには自発的に働き掛け、熱中し、その興味は長く持続します。幼児の興味に応じた環境を設定することで、自発性を引き出す教育が可能となります。

ウ 個性

幼児一人一人に個性があります。一人一人をよく知り、正しく理解することが、個性を尊重し伸ばしていく教育の出発点です。

エ 社会性

社会は個人によってつくられ、個人は社会によって制約されるということを念頭において育てることが大切です。集団生活の中で、共同・協力・連帯・責任などが必要とされる場面を設定し、社会性を身に付ける機会を設けることが大切です。

(3) 魅力的な人間に

教師には専門的知識や技術が要求されることはもちろんですが、それとともに豊かな人間性が求められます。

教師として自らが幼児を育てる主体であることを自覚し、自分の人間性や専門性の向上に努めなければなりません。向上心のある、目的をもった真摯な生き方や考え方は、おのずと日々の保育に反映されます。そして、幼児には、人間としての在り方や生き方の手本として映るのです。

教師は、幼児にとって最も重要な環境の一つです。毎日の園生活を通して、教師の態度・言葉・表情・動作などの一つ一つが、幼児に計り知れない影響を与えていることを自覚し、言葉遣い・歌声・美的感覚などを意識して、自分自身の感性を磨くように努めましょう。

(4) 幼児に学ぶ

ア 幼児を見つめる

教師は幼児を育てることを職務としていますが、実は、幼児から多くのことを学んでいます。

幼児は、一人一人が伸びようとする素晴らしい芽をもっています。その伸びる芽を見落とさずに的確に捉えるためには、幼児を理解

することが必要です。それは、ただ漫然と見ているだけでできるものではありません。一人一人の幼児に対して言葉を掛け、目を掛け、共に遊ぶなど、幼児との関わりの中で幼児の思いをありのままに捉える努力が大切です。

イ 幼児と心を共にする

幼児と心を共にするとは、幼児の気持ちを理解して対応することです。元気に遊び回る子、何かに夢中になっている子、けんかをしている子、じっと友達の姿を見ている子、新しいことに挑戦している子など、幼児の姿をしっかりと観察することを通して、幼児の気持ちに寄り添い、喜びや悲しみを共有することができます。このような共感的な姿勢が、幼児理解の第一歩と言えます。

(5) 遊びに学ぶ

ア 遊びをつくり出す

幼児期の「遊び」は、「仕事」や「勉強」に対比される一般的な意味での「遊び」とは異なります。それは、幼児自らが興味や関心をもって環境に主体的・意欲的に関わり、心や体を使った活動を展開する働き全体を指しているのです。幼児期の生活のほとんどは、こうした「遊び」で占められており、遊ぶことを通して達成感・挫折感・葛藤・充足感を味わうなど、様々な体験を重ね、心身の調和のとれた発達の基礎を身に付けていくのです。つまり、幼児にとっての「遊び」とは、幼児期の重要な「学習」なのです。幼稚園等における教育は、幼児の自発的な活動である「遊び」を通じた指導を中心として行われます。教師には、幼児と共に多様な「遊び」をつくり出す力が求められます。

イ 幼児の遊びを理解する

幼児の遊びには、いろいろな要素が複合されています。遊びを理解するための視点をいくつか以下に示します。

(7) 経験の蓄積を見る

遊びの中で個々の幼児がどのような経験を積み重ねているかを理解するには、何よりも遊びを継続して見ていくことが大切です。幼児は遊びの中で毎日多くのことを体験しています。その中で何が経験として身に付き、何が忘れ去られているか、時間の経過を追って遊びの変化をしっかりと捉えることが必要です。これは、幼児の発達と密接に関連します。

(1) 興味や関心の変化を捉える

幼児の遊びに対する興味や関心は移りやすいものです。その変化の背景には、友達との遊びの成立に関わること、季節や自然、園内外の行事への参加、教師や年長児の遊ぶ姿、身近な環境や情報などが考えられます。教師は、遊びの中で幼児の興味や関心がどのように変化しているか、また、その要因や背景は何かを捉えることが重要です。

(2) 人間関係の変化を捉える

幼児の遊び方は、一人で遊ぶ、二、三人で遊ぶ、大勢の友達と遊ぶなど様々です。このような幼児の姿は、指導上大切な情報になりますが、固定的なものではありません。

例えば、自分本位で友達に受け入れられなかった幼児が、ある日突然、友達と一緒に遊ぶようになることがあります。逆に、大勢で遊んでいた幼児がふとしたことで友達から抜け、一人でいることもあります。また、遊びの種類によって一緒に遊ぶ友達が変わることもあります。

このように、幼児は友達と関わる中で様々な感情を味わい、関わり方を体得しているのです。

(6) 先輩に学ぶ

ア 教育の専門家としての努力

新任の教師は、分からないことは先輩の教師に進んで聞き、どんな実践をしているのかを学びながら、日々研鑽に努めることが大切です。

教師としての力は、園の教育方針や内容に精通するとともに、積極的に教育研究に取り組む中で、次第に身に付いていきますが、その過程で先輩の教師から積極的に学ぶ謙虚さも必要です。長年にわたる努力と豊かな経験に裏付けられた先輩の教師の指導や助言に素直に耳を傾け、指導の仕方を真似る中から、自分に合ったよりよい指導の仕方を作り出していくことができます。先輩の教師や園長に相談しながら、効率よく仕事を進め、研修する時間を確保しましょう。

イ 園務分掌を担う一員として

教師は着任した日から、先輩の教師と同等のスタッフとして園務分掌の担い手となります。園務の遂行に当たっては、自分が担任する学級の幼児だけを育てるのではなく、学年や園全体の幼児一人一人を育てていくという認識をもつことが必要です。

また、自分が分掌した仕事については、責任者であるという自覚をもつことが必要です。また、複数で分掌するものであっても、一人一役という意識をもって職務に打ち込みましょう。

職務遂行の過程で、様々な問題や困難に遭遇することもあります。まずは自分の力で解決に当たるべきですが、できないときは進んで先輩の教師に相談し、助言をもらうことが必要です。また、報告を必要とするものは、常に早く行うように心掛けましょう。

園の仕事は、チームワークが大切ですから、報告、連絡、相談を密にするとともに、人間関係を大切にすることも極めて重要です。

(7) 希望をもって

教師は、専門的職業であり、この専門性は、教師自身の日々の努力によって向上させていくものです。自らの夢を実現して教師になったことを忘れず、専門性の向上を目指して、研究と修養に努めなければなりません。また、常に教育に希望とやりがいを見出し、責任をもって日々の教育に携わっていきましょう。自己啓発、自己研鑽に努め、相互に磨き合い、常に幼児や先輩の教師と共に学び続ける教師の姿勢こそが、希望をもって成長しようとする望ましい教師と言えるでしょう。

(8) 言葉遣い・マナー

幼児は、教師に対して保護者と同様の気持ちで接し、全てを吸収していきます。また、幼児期は言葉を獲得する時期でもあります。それだけに、教師は、適切な言葉遣いを常に心掛け、幼児のためによい言語環境をつくるのが大切です。保護者や地域の方にも、丁寧かつ誠実な態度で対応しましょう。

- 曖昧な表現は避ける。
- 流行語、外国語、専門用語等を頻繁に用いず、分かり易い表現をする。
- そっけない言葉、否定形の表現、雑な言い方に気を付ける。
- 謙譲語、尊敬語、丁寧語を正しく用いる。

また、教師は幼児の手本となる正しいマナーを身に付けていなければなりません。身に付けるべきマナーの一つとして服装にも注意を払う必要があります。服装は、教育の場にふさわしく機能的で清潔感を与えるものであることや、時と場所や場合に合ったものであることが大切です。

2 教師の一日

(1) 出勤

ア ゆとりある出勤

勤務の始まりをスムーズ、かつ的確にするため、ゆとりある出勤を心掛けましょう。ゆとりある出勤は、自分自身の心にゆとりと安定をもたらします。

イ 朝の挨拶を忘れずに

出勤途中で保護者や地域の人々と会ったときには、自分から挨拶をするように心掛けましょう。

出勤したら、上司や同僚の先生方に元気よく挨拶をしましょう。明るい挨拶は、その日一日の園での生活を楽しくしてくれます。

ウ 出勤後は

出勤簿へ押印する園においては、出勤後直ちに押印しましょう。また、ICカードリーダー等を設置している園においては、直ちに打刻をし、一日をスタートさせましょう。

エ 仕事を確認

職員室の黒板や掲示あるいは日報には、その日の行事や園の運営上重要な内容が記されているので、注意深く読み、一日の仕事の手順を把握しましょう。不明なところは、園長や先輩の教師に尋ね、確認しておくことが大切です。服装は園の定めたものに着替え、清潔で機能的な身だしなみに気を配りましょう。

オ 休暇、遅刻等の場合

休暇、遅刻等の場合は、あらかじめ園長に「願」又は「届」を提出しなければなりません。病気、災害その他やむを得ない事情のため、あらかじめ「願」又は「届」を提出できない場合には、まず電話等で連絡をし、後日速やかに文書により提出します。

(2) (朝の) 職員集会

その日の指示、予定、幼児や保護者への伝達、連絡事項等は必ず記録し、的確に伝えましょう。特に、園長の指示伝達は、園の運営上重要な事項のため、記録を取りましょう。また、係や担当者からの連絡は指導に生かしましょう。聞き漏らしたり、不明な点があったりしたときは、直接担当者に尋ねましょう。自分が発言するときは、発言内容を吟味し、あらかじめメモするなどして、分かりやすく話すように心掛けることが大切です。

司会をする場合は、要点を的確に押さえて時間をかけないようにします。

欠席の連絡等、幼児の家庭からの電話連絡が入るのもこの時間帯に多いものです。丁寧かつ簡潔に対応し、メモを取ることを忘れないようにしましょう。

(3) 登園前

幼児が登園する前に、保育室や園庭等、幼児の活動の場を点検し、清掃します。このときに、幼児の生活にとって不要な物は取り除き、今日の生活に必要な物だけを設定します。昨日設定した環境をもう一度見直すとともに、安全面を再確認しましょう。

日案を基に、今日の生活の流れや援助のポイントを把握しておきます。幼児の姿に柔軟に対応していくためには、特に、今日のねらいをしっかりと頭に入れておくことが必要です。

(4) 登園時の指導

ア 幼児を迎える

いよいよ幼児の登園です。笑顔で幼児を迎えましょう。幼児は、朝の家庭の気分そのままの姿です。元気に挨拶する幼児、黙っている幼児など様々ですが、教師から先に挨拶や言葉掛けをして、幼児の気持ちを引き立てる

ようにしましょう。また、保護者から幼児の様子や依頼事項を聞くのもこのときです。特に、幼児の健康に関する話は、細やかに聞きとり対応に不備がないよう努めましょう。

イ 幼児の生活を援助する

新入園児には、靴の履き替え、かばん掛け、園服の着脱、ボタン掛け、トイレの使い方、手洗いなど、生活全般について援助する姿勢が大切です。幼児が喜んで登園するか否か、この時期の教師の関わり方によって決まることもあります。出席カード等を手際よく処理し、丁寧に健康観察を行いましょう。その間にも、教師に話し掛けてくる幼児がいます。忙しくても、話し掛けてくる幼児に顔を向け、関心をもって話を聞きましょう。教師と話ができないでいる幼児には、積極的に言葉を掛けましょう。幼児が一日の始まりを安心して気持ちよく過ごせるように配慮しましょう。

ウ 出欠を確認する

出席カード等を手際よく処理し、幼児の出欠確認を行います。保護者からの連絡がなく、出欠の確認が取れないときは、園長等に報告し、保護者へ電話連絡をして、確実に幼児の出欠を確かめます。出席カードや朝の登園時に保護者から降園等についての連絡があった場合は、園長や主任教諭にその情報を共有します。

また、園児の健康状態を把握し、状況によっては先輩の教師や同僚と連携し、保護者へ連絡することも大切です。

(5) 遊びの指導

幼児は、遊びを展開する中でいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付けていきます。幼稚園等の教育においては、幼児が自分から遊びを生み出すことや、遊びを展開しながら様々な課題にぶつかり、それを自ら解

決していく過程を大切にしていますが、その過程における教師の関わり方が、幼児に大きな影響を与えます。常に遊びの展開に留意し、幼児が発達していく上で必要な経験を得ていくような状況をつくるのが大切です。

具体的には、幼児の行動や発見・努力・工夫・感動などを温かく受け止めて認めたり、共感したり、励ましたりします。また、幼児の展開する活動や友達との関わり方についても、助言・指示・承認・共感・励まし等の直接的な援助、あるいは取組を見守ったり機会を待ったりなどの間接的な援助が欠かせません。それらの援助は、幼児の発達と教育のねらいに即して、適切に行われなくてはなりません。そのためには、教師は幼児と生活を共にする中で、幼児の姿をよく観察し、幼児が何に興味や関心をもち、遊びを通して何が育まれようとしているかを把握することが必要です。

(6) 食事指導

園によって、給食や弁当等の違いはありますが、昼食は楽しい時間です。和やかな雰囲気や食事を大事にして、教師や友達と食べることを楽しめる時間となるよう工夫しましょう。

ア 手洗い

蛇口から水を出すことができない幼児もいるため、教師がやって見せるようにしましょう。石けんやハンカチの使い方も、その都度具体的に教えます。同時に、手洗い場では並んで順番を待つことも教えましょう。

イ 食卓づくり

当番の幼児を中心に、机を並べたり、テーブルクロスを掛けたりするなど、清潔で気持ちよい食卓をつくり上げるよう指導しましょう。食事の手順と方法が身に付いてきたら、時には保育室以外の部屋や園庭での食事も楽しいものです。

ウ 食事

食事時間は幼児の食べ物への関心を高め、食べることに期待がもてる体験をさせるとともに、食事をする際のマナーを身に付けることなどを指導します。

食べ物への関心を高める体験をさせる上で気を付けたいことは、幼児の食事の仕方にはそれぞれ個性があるので、食欲が満たされる満足感や友達と一緒に食べる楽しさを大切にすることです。また、家庭と連携し、アレルギーに配慮した食事や幼児の体調に応じた食事をとらせるようにしましょう。

昼食時に白湯や牛乳等を飲みますが、こぼさないように置き場所には注意を払いましょう。冬季に弁当を温める暖飯器を使用する園もあるので、安全管理に十分に留意しましょう。なお、お弁当箱や給食用の食器を丁寧に扱うよう教師自らも心掛けましょう。

エ 歯磨き

昼食後の歯磨きに取り組んでいる園もあります。安全で正しい歯ブラシの持ち方と歯の磨き方を、計画的に指導しましょう。家庭との連携を図り、歯ブラシの衛生管理を行うことも大切です。

(7) 降園時の指導

幼児は、降園するころには遊び疲れています。そこで、休息を取らせ幼児一人一人の心を落ち着かせてから帰宅させることが何よりも大切です。一日の生活を振り返りながら、楽しかった遊びや作品を作り上げた喜びなどを話題にしましょう。今日の生活の満足感が、翌日の登園への意欲につながります。

また、絵本の読み聞かせを行ったり、紙芝居等を見せたり、歌を歌ったりするなどの工夫をするのもよいことです。なお、幼児の健康状態は表情や言動にすぐに表れます。一日の終わりの健康観察もしっかり行いましょう。

(8) 降園後

幼児が降園した後には、保育室や園庭等、活動の場を清掃し、整理整頓します。この作業を通して、今日一日の幼児の活動の様子を振り返ることができます。

例えば、紙、のり、ブロック、砂遊びの用具などの使い方等を注意深く観察してみましよう。それらには、幼児の興味のもち方や成長の度合いなどが必ず表れています。この観察を行うことが、翌日の環境を構成するためのヒントになります。

(9) 保育記録

保育を終えたら、幼児の姿を振り返り、一日の反省と評価を行います。その日の指導計画や実施方法の適否を検討することが、翌日からの保育の見通しを立てる資料となります。まずは一人一人の幼児の行動や課題を毎日しっかりと記録しておきましょう。

ア 個人記録

園によっては、一人一人の幼児の育つ様子を記録する個人記録カードがあります。これは、入園から修了まで、毎日の保育の中で気付いたことや指導したことをありのままに記録するもので、その幼児の発達に沿った保育資料となるものです。保護者との面談や指導要録を作成する際にも活用できるため、所定の用紙がない場合でも、自主的に作成しておくことが大切です。

イ 日案、週案及び長期の計画等への記録

幼児の興味や関心の方向と、環境の構成や教師の援助等の適否を記録します。主として、日案の反省、評価を記録し、翌日の保育を立案する資料にします。また、日案から週案、週案から長期の指導計画へと、指導の見直しと修正をします。

ウ 出席簿及び健康の記録

出席簿は、出欠の様子を毎日記録し、整

理するものです。欠席の連絡がなかったり、欠席が続いたりする場合は、家庭と連絡を取るようにしましょう。

健康診断結果及び身体測定結果等を記録した「健康の記録」を作成し、幼児の育ちを見守る資料として活用します。

(10) 翌日の準備

ア 日案

日案は、一日の生活の中で、幼児がねらいを達成するための内容や、それに基づいた環境の構成、予想される活動及び指導・援助の在り方を示した計画です。前日の実践を反省するとともに、週案や長期の指導計画のねらい等も考慮しながら作成します。天候を考えて立案することも大切です。

イ 環境づくり

日案に基づいて、翌日の準備をします。環境の構成は、一人一人の幼児の姿を思い浮かべながら、教師の創意工夫を生かして行います。幼児を主役にした環境づくりとして、壁面製作等は、幼児と共に行うこともできます。活動に必要な素材は、当日になって準備するのでは間に合いません。長期や週の計画で見通しを立て、前もって必要な素材を準備するように心掛けましょう。

(11) 退勤

勤務が終わり、退勤する際には、保育室を始めとする自分の担当場所の整理整頓、鍵締め、火気の点検、危険物の撤去等を確実に行います。また、職員室や保育室等の所定の場所以外に現金や貴重品、個人情報に関する資料等を置いて帰ることのないようにします。

退勤時には、上司や同僚の先生方への挨拶を忘れずにしましょう。これは人間関係をよくするだけでなく、自身の勤務の終了を同僚の先生方に知らせる役目をします。黙って帰

ると、残った人が電話の問い合わせ等に適切に対応できなくなります。

一日の勤務が終了したら、自身の健康の保持・増進のためにも速やかに家路につきましよう。ICカードリーダー等を設置している園においては、打刻をしましよう。

(12) 職員会議

幼稚園等では、園長の職務の円滑な執行を補助するため、定期的、あるいは必要に応じて職員会議が開かれます。職員会議は、

- ・園長が必要とする事項や方針等を指示し伝達する。
- ・園運営上の重要事項を話し合う。
- ・園務に関する情報の交換や連絡、報告、調整を行う。

など、様々な機能を果たしています。

職員会議は、お互いの意思の疎通を図ったり、共通理解を得たりする場でもあります。職員会議には、次の心構えで臨みましよう。

- ① 事前に議題を十分に理解しておく。
- ② 会議の開始時刻を守る。
- ③ 発言は簡潔で要領よく行う。
- ④ 発言者の話をよく聞く。
- ⑤ 感情的な発言や意見は慎む。
- ⑥ 記録を取る。

新任の教師であっても、園を支える組織の一員として積極的に臨まなければなりません。

(13) 電話の応対

電話は園外との接点となるものですから、電話に出たときから、新任とはいえ「園の顔」となります。その応対の仕方だけで園の印象が良くも悪くもなります。幼児についての問い合わせや呼び出しに対してどう応対するか、園独自のきまりもあるので、しっかり確かめておきましよう。

電話が鳴ったら、次のことに配慮して、丁

寧な言葉で応対するよう心掛けましよう。

- ① できる限り早く受話器を取る。
- ② 初めに必ず園名と氏名を名乗る。
いつもお世話になっております等の挨拶を忘れないようにしましよう。
- ③ 相手の名前や用件、連絡先を正確に聞き、メモを取る。復唱し、確認する。(自分には確かな対応ができないときには、主任等に速やかに代わりましよう。)
- ④ 電話を切るときには、かけてきた先方が切ってから受話器をおく。

(14) 出張(旅行命令)

出張は園長が命じます。出張する場合には、事前に定められた手続きをとりましよう。

ア 出張前

出張するときは園の運営と幼児の保育に支障をきたさないようにしましよう。出張日の日案を園長に提出し、同学年の教職員にも連絡しておきましよう。目的地までのコースや出張用務の内容等は事前に調べ、予備知識をもって出張しましよう。

旅行命令簿は前日までに作成し、園長の決裁を受けましよう。

イ 出張日

交通事故の防止に努め、出張に関する規程に則って、安全な方法でゆとりをもって出張しましよう。

ウ 出張後

出張用務終了後は、園に戻る事が原則です。勤務時間終了時までには戻ることができない場合は、園に連絡をして上司の指示を仰ぐことが必要です。出張後に出勤したら、規程により速やかに文書又は口頭で園長に復命します。また、出張中お世話になった方へのお礼の言葉を忘れないようにしましよう。

3 サービスについて

皆さんは、一人一人の幼児が安心して頼れる、かけがえのない教師です。それゆえ、それぞれの幼稚園等の組織体の一員として教育活動をする上で、心得なければならぬ義務と責任があります。この義務や責任は、その幼稚園等の服務規程や就業規則として定められています。

サービスとは、職務に服する在り方のことです。幼稚園等は法律に定められている学校ですから、そこに勤務する教師は公教育に携わる者としての自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければなりません。また、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

教育基本法第9条には、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定されています。この点を常に心に留めておくことが大切です。

幼稚園等の教師として第一歩を踏み出したとき、この基本的な姿勢で、それぞれの幼稚園等の教育目標を具現化することがサービスの根本になります。公立幼稚園等に勤務する教員は、地方公務員であると同時に、教育公務員でもあります。したがって、そのサービスは地方公務員法と教育公務員特例法の規定が併せて適用されることになります。

サービス義務には、職務上の義務と身分上の義務があります。職務上の義務には、①サービスの宣誓（地方公務員法第31条）、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、③職務に専念する義務（同法第35条）、身分上の義務には、①信用失墜行為の禁止（同法第33条）、②秘密を守る義務（同法第34条）、③政治的行為の制限（同法第36条）、④争議行為の禁止（同法第37条）、⑤営利企業への従事等の制限（同法第38条）があります。秘密を守る義務につい

ては、職を退いた後も守らなければなりません。

新規採用教員に贈る言葉①

人を育てる、心を育てる

初任からの数年間は、教員人生で「最大の伸びしろの時期」かもしれません。幼児、仲間の教職員、保護者等、自分の教育活動の基盤やリソースとなるものを大切にしてください。そこから生まれるコミュニケーションやネットワークからの学びは、皆さんを支える大きな力になります。どんなに技術が進んでも、「人の力」に勝るものはありません。

幼児たちも、皆さんも、「いかに自分らしく、よく生きていくか」…そのために「人と人とのかかわり」を学んでいるのです。

皆さん一人一人が素敵な個性と、それぞれの能力を持っています。

魅力的な教師として自分らしく輝けるように…自信をもって、一歩前へ！



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

4 教職員の“こころとからだの健康づくり”

教職員は、幼児のみならず保護者や地域住民等、立場の異なる人々を相手にするため、それぞれの考えや感情を理解しなければ成り立たない仕事です。人を相手にする仕事は終わりが見えにくく、必ずしも決まった答えがない等、自分でも気付かないうちにストレスをためてしまう特性があります。また、教職員の仕事は、その人自身が役割を担う職務（担任や園務分掌等）が多く、個人で抱え込みやすい性質があるため、心身ともに疲労を蓄積しやすい傾向にあります。このような特性を理解し、自分で自分の健康を守るセルフケアと同時に、管理職によるラインケア、同僚によるケア、専門家によるケア等によって、教職員が健康でいきいきと笑顔で働き続けることが、子供たちにとっても安心できる幼稚園等の生活の土台になります。

こころの健康

★こころの声に耳を傾けましょう★

“こころが風邪をひく”という表現もあるように、精神的に落ち込んだり、抑うつ的になったりすることは、誰にでもあります。早期発見と早期対応のポイントを知っておくことが重要です。

『自分のこころの声を聴く（⇒自分の変化に気付く力…セルフケア）』

『同僚とのコミュニケーション（⇒いつもと違う変化に気付ける関係性…同僚によるケア）』

★こんな時、こんな人は“こころの健康”に要注意です★

- ・ 人事異動：これまでの経験と異なる方法を理解し習得することや職場の雰囲気慣れるまで
- ・ 人間関係の変化：同僚、上司の異動に伴う喪失感や新たな人間関係が構築できるまで
- ・ 行事等の対応：園行事や保護者対応等の大きな出来事があつた後
- ・ 家族や家庭の変化：結婚、出産、介護、死別等のライフイベントによる精神的負荷
- ・ 自分の健康：病気やけが、睡眠不足、体力の低下等、今までの健康が脅かされた時
- ・ 考え方：頑張り過ぎ、真面目で完璧主義、正義感・責任感が強い等の性格特性

★こころの健康づくりにつながる4つのケア★

【セルフケア】

自分自身のストレス状態や健康状態を認識することが大切です。周囲に助言や協力を求めたり、意識的にリフレッシュを図ったりすることで、メンタルヘルス不調を予防しましょう。

【ラインケア（管理職によるケア）】

管理職による話しやすい雰囲気づくりや見守る姿勢、困難事案の解決への支援や行事終了時の労い・承認等、タイミングの良い声かけは、やる気を育て、メンタルヘルス不調の予防につながります。

【同僚によるケア】

「いつもと違う」同僚の様子に気付いた時は、その気付きを管理職等に相談したり、「何かあった？話を聞かせて」等と声をかけたりすることが大切です。

【専門家によるケア】

「食欲がない」「眠れない」「出勤時に動悸や吐き気がする」等の変化は、メンタルヘルス不調のサインです。「これくらい大丈夫」「もう少し様子を見て」と思わずに、医療機関等への早めの相談が大切です。

からだの健康

★自分の生活習慣と健康について考えましょう★

新たに教職に就いた方や新しい園に着任した方にとっては、これまでの生活リズムが大きく変化します。「毎日の仕事を大事にする」と「自分の健康を大事にする」を両立することは、安定した園生活を過ごすためにとても重要なことです。しかし、新しい仕事と職場に慣れるまでは、誰にとっても苦労が多いものです。そのような時こそ、「基本的な生活リズムを確立しておくこと」が肝心です。自分にとっての基本的な生活リズムを意識できていれば、突発的な事態で生活リズム等が乱れてしまったとしても、早く元の状態に戻すように自分自身で気を配ることができます。

★生活習慣病予防は『栄養(食生活)』『運動』『休養』『節酒』『禁煙』『歯・口腔の健康』

生活習慣病の予防対策は、健康を増進し病気の発症自体を予防する「一次予防」、病気を早期に発見・治療する「二次予防」、治療により進行を防ぎ回復を目指す「三次予防」があります。

若い世代は特に、「今は元気だし、生活習慣病なんて自分には関係ない」と思ってしまいがちですが、不規則な生活やストレスによって身体は変化していきます。「栄養(食生活)」「運動」「休養」「節酒」「禁煙」「歯・口腔の健康」の六つのポイントを意識して、健康の保持・増進につながる自分なりのライフスタイルを確立していきましょう。

【生活に取り入れるポイント】

- ・栄養バランスに気を配る（例：「昨日はラーメンだったから、今日は野菜を中心にしよう。」等
- ・意識して身体を動かす（例：「徒歩での移動の時は、歩幅を広くしてみよう。」等
- ・睡眠時間の確保（例：「もう遅くなったから今日は寝て、明日に備えよう。」等
- ・適正飲酒（例：「週2回は休肝日」と決めて、飲酒量と飲酒機会にも気を配ろう。」等
- ・タバコは止められます（例：「タバコの健康リスクを理解し、禁煙外来等も活用しよう。」等
- ・歯と口腔の健康（例：「しっかり噛んで食べるためにも、歯と口腔の健康を維持しよう。」等

★定期健康診断は、『受けて終わり』ではなく、『受けてからが始まり』です★

健康診断の結果を受け取った後にその内容を十分に理解し、自分の健康づくりに役立てることが大切です。健診結果を確認し、大きな問題がなかった方は、良い生活習慣の再確認により、自分の健康づくりを維持するチャンスです。要精密検査等の指示があった方は、病気の早期発見と生活習慣を改善するチャンスです。健康診断の結果は、自分の健康のために役立てましょう。

【健康診断活用のポイント】

- ・ファイリング
各検査項目の数値が過去からどのように推移しているかをチェックできるよう、健診結果はファイルに綴じるなどしてまとめて保管しておきましょう。
- ・動脈硬化リスクに着目
検査項目を1つずつ見るだけでなく全体を関連付けて考え、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖などの動脈硬化リスクが重複していないかもチェックしましょう。
- ・疾病の早期発見、早期治療のチャンス！
要精検、要治療と診断された方は、できるだけ早く、必ず医療機関を受診しましょう。

5 【参考】学校における働き方改革の更なる推進に向けて

（参考）令和7年4月1日改定「学校における働き方改革基本方針」から抜粋

学校における働き方改革の更なる推進に向けて

埼玉県教育委員会では、働き方改革の更なる推進に向けて「学校における働き方改革基本方針」を改定しました。

これまで「学校における働き方改革基本方針」に基づく各取組を通じて、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子供たちと向き合う時間の確保などに一定の成果を上げてきましたが、目標の達成には、いまだ至っていない状況です。

今後は、目標達成に向けた取組を充実させるとともに、教職員にとって働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指します。教職員の働き方改革を更に推進し、より効果的なものにする事で、子供たちへのよりよい教育を実現してまいります。

今回の改定では、働き方改革の目的を、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」とし、子供たちのための働き方改革であることを明確にしました。

また、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についての目標を掲げています。

これらは、県、市町村と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効性のあるものになります。

「日本一働きやすい」、「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指し、各取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

令和7年4月1日 埼玉県教育委員会

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

前基本方針では「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」では、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

埼玉県においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進してきたところであり、基本方針では「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、最終的な目的の実現に向けた働き方改革を推進していく。

2 本県の目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

働き方改革を推進するには、DXやTXの考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。

また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければならない。

さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

これらの取組により、本県の学校を「日本一働きやすい」職場環境にすることを目指す。同時に、働き方改革を推進させることで教職をより魅力ある職業とし、将来の進路の一つとして「埼玉の先生になりたい」と思われることを目指し、優秀な教員の確保に結び付けていく。

3 目標

【時間外在校等時間*】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に
【ウェルビーイング*】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、時間外在校等時間*に係る目標は継続する。

また、「本県の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての「『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定した。

時間外在校等時間*の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイング*を高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

Ⅱ 幼児期にふさわしい教育

1 幼児期の教育の基本

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園は、「学校教育法」、幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下『認定こども園法』という。)」に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としています。

(1) 人格形成の基礎を培うこと

幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていきます。幼児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが幼児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こします。そうした体験の連なりが幾筋も生まれ、幼児の将来へとつながっていくのです。

そのため、幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を展開する中で、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

(2) 環境を通して行う教育

ア 環境を通して行う教育の意義

幼児期の教育においては、幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重

ねていくことが重視されなければなりません。その際、幼児が環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになることが大切です。

教師は、このような幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めることが重要です。こうしたことにより、幼児は、環境とのよりよいまたはより面白い関わり方を見いだしたり、関連性に気づき意味付けたり、それを取り込もうとして更に試行錯誤したり、考えたりして、捉えなおし、環境との関わり方を深めるようになっていきます。

幼稚園教育においては、学校教育法に規定された目的や目標が達成されるよう、幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児の生活の実情に即した教育内容を明らかにして、それらが生活を通して幼児の中に育てられるように計画性をもった適切な教育が行われなければなりません。

つまり、幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となるのです。

イ 幼児の主体性と教師の意図

このような環境を通して行う教育は、幼児の主体性と教師の意図がバランスよく絡み合って成り立つものです。

教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主

体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開が必要です。活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図をもって環境を構成していきます。もとより、ここでいう環境とは物的な環境だけでなく、教師や友達との関わりを含めた状況全てです。幼児は、このような状況が確保されて初めて十分に自己を発揮し、健やかに発達していくことができるのです。

ウ 環境を通して行う教育の特質

環境を通して行う教育は、遊具や用具、素材だけを配置して、後は幼児の動くままに任せるといったものとは本質的に異なります。もとより、環境に含まれている教育的価値を教師が取り出して直接幼児に押し付けたり、詰め込んだりするものではありません。環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、試行錯誤を経て、環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育です。それは同時に、幼児の環境との主体的な関わりを大切にしたい教育ですから、幼児の視点から見ると、自由感あふれる教育であると言えます。

このような環境を通して行う教育の特質について、次のようにまとめることができます。

○環境を通して行う教育において、幼児が自ら心身を用いて対象に関わっていくことで、対象、対象との関わり方、さらに、対象と関わる自分自身について学んでいく。幼児の関わりたいという意欲から発してこそ、環境との深い関わりが成り立つ。この意味では、幼児の主体性が何よりも大切にされなければならない。

○そのためには、幼児が自分から興味をもって、遊具や用具、素材についてふさわしい関わりができるように、遊具や用具、素材の種類、数量及び配置を考えることが必要である。このような環境の構成への取組により、幼児は積極性をもつようになり、活動の充実感や満足感が得られるようになる。幼児の周りに意味のある体験ができるような対象を配置することにより、幼児の関わりを通して、その対象の潜在的な学びの価値を引き出すことができる。その意味においては、テーブルや整理棚など生活に必要なものや遊具、自然環境、教師間の協力体制など幼稚園全体の教育環境が、幼児にふさわしいものとなっているかどうかも検討されなければならない。

○環境との関わりを深め、幼児の学びを可能にするものが、教師の幼児との関わりである。教師の関わりは、基本的には間接的なものとしつつ、長い目では幼児期に幼児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。また、幼児の意欲を大事にするには、幼児の遊びを大切にして、やってみたいと思えるようにするとともに、試行錯誤を認め、時間を掛けて取り組めるようにすることも大切である。

○教師自身も環境の一部である。教師の動きや態度は幼児の安心感の源であり、幼児の視線は、教師の意図する、しないに関わらず、教師の姿に注がれていることが少なくない。物的環境の構成に取り組んでいる教師の姿や同じ仲間の姿があつてこそ、その物的環境への幼児の興味や関心が生み出される。教師がモデルとして物的環境への関わりを示すことで、充実した環境との関わりが生まれてくる。(出典：幼稚園教育要領解説)

(3) 幼稚園教育の基本に関連して重視する事項

幼稚園で展開される生活や指導の在り方は幼児期の特性にかなったものでなければなりません。このようなことから、特に重視しなければならないこととして、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」の3点が挙げられます。

また、幼児期の教育は、次の段階の教育に直結することを主たる目標とするものではありません。後伸びする力を養うことを念頭において、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるといえます。

ア 幼児期にふさわしい生活の展開

(ア) 教師との信頼関係に支えられた生活

幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要です。その意識の下に、必要なときに教師から適切な援助を受けながら、幼児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければなりません。それが自立へ向かうことを支えるのです。

(イ) 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活

幼児の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっています。この興味や関心から発した直接的で具体的な体験は、幼児が発達する上で豊かな栄養となり、幼児はそこから自分の生きる世界や環境について多くのことを学び、様々な力を獲得していきます。興味や関心から発した活動を十分に行うことは、幼児に充実感や満足感を与え、

それらが興味や関心を更に高めていきます。

(ロ) 友達と十分に関わって展開する生活

幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達との関わりが盛んになります。相互に関わることを通して、幼児は自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていきます。

このように、幼児期は社会性が著しく発達していく時期であり、友達との関わりの中で、幼児は相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、それらに関わる意欲を高めていきます。

イ 遊びを通しての総合的な指導

(ア) 幼児期における遊び

幼児の遊びには幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれています。遊びにおいて、幼児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方に関わるということは、幼児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々な関わり方を発見するということです。

そして、このような発見の過程で、幼児は達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長します。このように、自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのです。

その意味で、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習なのです。

(イ) 総合的な指導

遊びを展開する過程においては、幼児は心身全体を働かせて活動するので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経

験が相互に関連し合い積み重ねられていきます。つまり、幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのです。

遊びを通して総合的に発達を遂げていくのは、幼児の様々な能力が一つの活動の中で関連して同時に発揮されており、また、様々な側面の発達が促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られているからです。

このように、一つの遊びを展開する中で、幼児たちはいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付けます。

したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければなりません。

そして、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、常に幼児の遊びの展開に留意し、適切な指導をしなければなりません。

ウ 一人一人の発達の特性に応じた指導

(ア) 一人一人の発達の特徴

幼児は、一人一人の家庭環境や生活経験も異なっています。それゆえ、一人一人の人や事物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方が異なります。すなわち、幼児はその幼児らしい仕方環境に興味や関心をもち、環境に関わり、何らかの思いを実現し、発達するために必要ないろいろな体験をしているのです。

幼児のしようとしている行動が、多くの幼児が示す発達の姿から見ると好ましくないと思えることもあります。しかし、その行動をし、その行動を通して実現しようとしていることがその幼児の発達にとって大事である場合がしばしばありま

す。それゆえ、教師は、幼児が自ら主体的に環境と関わり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、幼児一人一人の発達の特徴（その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切なのです。

(イ) 一人一人に応じることの意味

(ア)に述べたように、幼児は一人一人が異なった発達の姿を示します。それゆえ、教師は幼児の発達に即して、一人一人に応じた指導をしなければなりません。

一人一人に応じることとは、一人一人が過ごしてきた生活を受容し、それに応じるということです。それはまず、幼児の思い、気持ちを受け止め、幼児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解すること、すなわち、幼児の内面を理解しようとするところから始まります。そして、その幼児が真に求めていることに即して必要な経験を得られるように援助していくのです。

このことは、幼児一人一人をかけがえのない存在として見て、それぞれ独自の生き方（行動の仕方、表現の仕方など）をしていると考え、その独自性を大切にすることなのです。

(ウ) 一人一人に応じるための教師の基本姿勢

幼児一人一人に応じた指導をするには、教師が幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で保育に臨むことが重要です。また、一人一人の教師がこのような基本的姿勢を身に付けるためには、自分自身を見つめることが大切です。

教師は自分の心の状態を認識し、安定した落ち着いた状態でいられるように努

めることも大切です。いらいらしたり、落ち込んだりしているときには、幼児の心の動きに寄り添い、幼児と同じように感じていくことが困難になります。それゆえ、時々自分の心の状態を冷静に見つめ、不安定にしている要因があれば、それを取り除くように努め、心の安定を図ることが大切です。

(4) 計画的な環境の構成

幼稚園教育は、幼児自らが積極的に事物や他者、自然事象、社会事象など周囲の環境と関わり、体験することを通して、生きる力の基礎を育て、発達を促すものです。

一人一人の幼児に幼稚園教育のねらいが着実に実現されていくためには、幼児が必要な体験を積み重ねていくことができるように、発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければなりません。一人一人の幼児が関わっている活動の各々の展開を見通すとともに、学期、年間、さらに、入園から修了までの幼稚園生活、修了後の生活という長期的な視点に立って幼児一人一人の発達の道筋を見通して現在の活動を位置付け、幼児の経験の深まりを見通すことが大切です。そして、望ましい方向へ向かうために必要な経験ができるよう環境を構成していく必要があります。

〈環境の構成を考える視点〉

- 発達の時期に即した環境であるか
- 興味や欲求に応じた環境であるか
- 生活の流れに応じた環境であるか

さらに、意図性と偶発性、緊張と解放、動と静、室内と屋外、個と集団など、様々なものがバランスよく保たれた自然な生活の流れをつくり出すことが必要であり、偏

った環境にならないよう配慮していくことが大切です。

ア 幼児の主体的な活動と環境の構成

幼児が主体的に活動を行うことができるか否かは環境がどのように構成されているかによって大きく左右されます。幼児が興味や関心をもち、思わず、関わりたくなるようなものや人、事柄があり、さらに、興味や関心が深まり、意欲が引き出され、意味のある体験をすることができるように適切に構成された環境の下で、幼児の主体的な活動が生じるのです。

幼児が主体的に活動できる環境を構成するためには、幼児の周りにある様々な事物、生き物、他者、自然事象・社会事象などがそれぞれの幼児にどのように受け止められ、いかなる意味をもつのかを教師自身がよく理解する必要があります。環境を構成するためには、遊具や用具、素材など様々な要素が、遊びを通して幼児の発達にどう影響するかを考える必要があります。また、遊びの中での事物や事象との関わりが、発達の過程でどのような違いとなって表れるかを知らなければなりません。

また、幼児の興味や関心に即しながらも、その時期にその幼児の中にどのような育ちを期待したいか、そのために必要な経験は何かを考え、その経験が可能となるように環境を構成していくことが大切です。

ここで念頭に置かなければならないことは、教師自身が重要な環境の一つであることです。幼児期は、一緒に生活している大人の影響を特に強く受けます。教師の存在（身の置き方や行動、言葉、心情、態度など）が幼児の行動や心情に大きな影響を与えているのです。したがって、教師は自分も幼児にとって環境の非常に重要な一部となっていることを認識して環境の構

成を考える必要があります。

イ 幼児の活動が精選されるような環境の構成

幼児が積極的に環境に関わり、活動を展開するとき重要なのは、活動の過程で幼児自身がどれだけ遊び、充実感や満足感を得ているかであり、活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけを捉えてはいけません。

なぜなら、活動の過程が意欲や態度を育み、生きる力の基礎を培っていくからです。

幼児の活動が精選される環境を構成するには、幼児の興味や関心の在り方、環境への関わり方、発達の実情などを理解することが前提です。その上で幼児が興味や関心のある活動にじっくり取り組むことができるだけの時間、空間、遊具などの確保が重要です。

さらに、教師自身が活動に参加するなど、興味や関心を共有して活動への取組を深める指導が重要になります。

(5) 教師の役割

幼稚園における人的環境が果たす役割は極めて大きいものです。幼稚園の中の人的環境とは、担任の教師だけでなく、周りの教師や友達全てを指し、それぞれが重要な環境となります。特に、幼稚園教育が環境を通して行う教育であるという点において、教師の担う役割は大きいです。一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を直接援助すると同時に、教師自らも幼児にとって重要な環境の一つであることをまず念頭に置く必要があります。

また、幼稚園は多数の同年代の幼児が集団生活を営む場であり、幼児一人一人が集団生活の中で主体的に活動に取り組むことができるよう、教師全員が協力して指導

にあたる必要があります。

ア 幼児の主体的な活動と教師の役割

教師には、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な教育環境を整えることが求められます。さらに、教師には、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境をつくり出していくことも求められています。そのため教師の役割は、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する役割と、その環境の下で幼児と適切な関わりをする役割とがあります。

教師には、活動の場面に応じて様々な役割があります。

- 幼児が行っている活動の理解者
- 幼児との共同作業者
- 幼児と共鳴する者
- 憧れを形成するモデル
- 遊びの援助者
- 課題解決への援助者

以上のような役割は相互に関連するものであり、状況に応じた柔軟な対応をすることが大切です。幼児の感動や努力、工夫などを温かく受け止め、励ましたり、手助けしたり、相談相手になるなどして心を通わせながら、望ましい方向に向かって幼児自らが活動を選択していくことができるよう、きめ細かな対応をすることが大切です。

幼児の行動と内面の理解を一層深めるためには、幼児の活動を教師自らの関わり方との関係で振り返ることが必要です。幼児と共に行動しながら考え、さらに、幼児が帰った後に1日の生活や行動を振り返ります。このことが、翌日からの指導の視点を明確にし、更に充実した教育活動を展開することにつながるのです。これらのことを日々繰り返すことにより、幼稚園教育に対する専門性を高め、自らの能力を向上

させていくこともできます。

各幼稚園では、教材研究を通して、幼児と教材との関わりについて理解を深め、遊びが展開し充実していくような豊かな環境の創造に努めることが必要です。

イ 集団生活と教師の役割

幼児の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなります。そこで、一人一人の思いや活動をつなぐよう環境を構成し、集団の中で個人のよさが生かされるように、幼児同士が関わり合うことのできる環境を構成していくことが必要です。

また、幼児の発達の特徴を踏まえ、それぞれの集団の中で、幼児が主体的に活動し多様な体験ができるように援助していきます。

幼児一人一人の発達に応じて、相手がどのような気持ちなのか、あるいは自分がどのようにすればよいのかを体験を通して考えたり、人として絶対にしてはならないことや言ってはならないことがあることに気付いたりするように援助することが大切です。また、集団の生活にはきまりがあることに気づき、そのきまりをなぜ守らなければならないかを体験を通して考える機会を与えていくことが重要です。

集団における個々の幼児への指導で大切なことは、幼児一人一人が主体的に取り組んでいるかどうかを見極めることです。幼児の日々の様子をよく見て、心の動きを理解することが大切です。その上で、状況を判断し、適切な関わりをその時々にしていくことが必要です。

また、幼稚園は、異なる年齢の幼児が共に生活する場です。年齢の異なる幼児間の関わりは、年下の者への思いやりや責任感を培い、また、年上の者の行動への憧れを

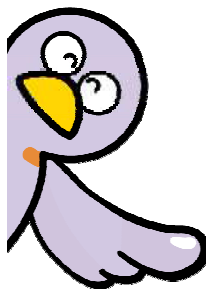
生み、自分もやってみようとする意欲も生まれてきます。このことから、年齢の異なる幼児が交流できるような環境の構成をしていくことも大切です。

ウ 教師間の協力体制

幼児一人一人を育てていくためには、教師が協力して一人一人の実情を捉えていくことが大切です。幼児の興味や関心は多様であるため、並行して様々な活動をしている幼児を同時に見ていかなければなりません。このためには、教師同士が日頃から連絡を密にすることが必要であり、その結果、幼稚園全体として適切な環境を構成し、援助していくことができるのです。

日々の保育を共に振り返ることで、教師が一人では気付かなかったことや自分とは違う捉え方に触れながら、幼稚園の教職員全体で一人一人の幼児を育てるという視点に立つようにすることが重要です。

このような教師間の日常の協力と話し合いを更に深め、専門性を高め合う場が園内研修です。園内研修では、日々の保育実践記録を基に多様な視点から振り返り、これからの在り方を話し合っていくことを通して、教師間の共通理解と協力体制を築き、教育の充実を図ることができます。また、教師一人一人のよさを互いに認め合い、教師としての専門性を高めていく機会とすることもできます。



埼玉県マスコット「コバトン」

2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとしています。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

これらの資質・能力は、「幼稚園教育要領第2章」に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものです。

第2章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項です。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものです。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、

幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければなりません。

また、次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとしています。

なお、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、教師が指導を行う際に考慮するものであり、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、それぞれの時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要があります。

さらに、小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子供の姿を共有するなど、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが大切です。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

① 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

② 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

③ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

④ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

⑤ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

⑥ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

⑦ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもち関わるようになる。

⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

⑨ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

⑩ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

3 教育課程の役割と編成等

(1) 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程(全体計画)を編成します。

また、各幼稚園においては、(7)に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めましょう。

(2) 各園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるようにしましょう。

それぞれの幼稚園は、その幼稚園における教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにするため、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の特性に応じた教育目標を明確にし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要があります。

教育課程の実施に当たっては、幼稚園教育の基本である環境を通して行う教育の趣旨に基づいて、幼児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた指導計画を作成して教育を行う必要があります。教育課程は指導計画を立案する際の骨格となるものです。

(3) 教育課程編成上の基本的事項

ア 教育課程の編成

幼稚園生活の全体を通して「幼稚園教育要領 第2章」に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織します。

この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しましょう。

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的な指導のねらいや内容とするのではなく、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化したねらいや内容を設定する必要があります。

具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、まず、それぞれの幼稚園で入園から修了までの教育期間において、幼児がどのような発達をしていくかという発達の過程を捉える必要があります。それぞれの発達の時期において幼児は主にどのような経験をしていくのか、また、教育目標の達成を図るには、入園から修了までを通

してどのような指導をしなければならぬかを、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく必要があります。

イ 教育週数

幼稚園及び幼保連携型認定こども園の満3歳児以上の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはなりません。

特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指しています。

ウ 教育時間

幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とします。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮しましょう。

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子供に該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めます。

(4) 教育課程編成の具体的な手順

教育課程編成についての具体的な手順は、次のとおりです。

- ① 編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。
- ② 各園の教育目標に関する共通理解を図る。
- ③ 幼児の発達の過程を見通す。
- ④ 具体的なねらいと内容を組織する。
- ⑤ 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす。

(5) 教育課程の編成上の留意事項

ア 入園から修了までの生活

幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生

活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものです。このことを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにしましょう。

イ 入園当初の配慮

入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮しましょう。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮しましょう。

ウ 安全上の配慮

幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行いましょ。

幼稚園においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるよう、担任の教師ばかりでなく、幼稚園の教職員全てが協力しましょう。幼児の事故は、原因は様々ですが、そのときの心理的な状態と関係が深いといわれており、日々の生活の中で、教師は幼児との信頼関係を築き、個々の幼児が安定した情緒の下で行動できるようにすることが大切です。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

(6) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしましょう。

幼児は、幼稚園から小学校に移行していく中で、突然違った存在になるわけではありません。発達や学びは連続しており、幼稚園から小学校への移行を円滑にする必要があります。しかし、それは、小学校教育の先取りをすることではなく、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行うことが最も肝心です。つまり、幼児が遊び、生活が充実し、発展することを援助していくことを大切にしましょう。

幼稚園教育は、幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成するものです。特に、幼児なりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切です。

小学校への入学が近づく園修了の時期には、皆と一緒に教師の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切です。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児期の教育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切です。

イ 小学校教育との接続

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研

究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めましょう。

幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などを通じて連携を図るようにすることが大切です。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かして、幼稚園の教師から小学校の教師に幼児の成長や教師の働き掛けの意図を伝えることが円滑な接続を図る上で大切です。さらに、幼児と児童の交流の機会を設け、連携を図ることも大切です。特に5歳児が小学校就学に向けて自信や期待を高めて、極端な不安を感じないように、就学前の幼児が小学校の活動に参加するなどの交流活動も意義ある活動です。

(7) 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成します。

教育課程を中心にして全体的な計画を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながります。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画の作成に当たっては、教育課程に基づく活動の内容や、教育課程に係る教育時間と教育課程に係る教育時間の終了後等のそれぞれの人間関係などを考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにする必要があります。このため、

その計画の作成では、教育課程で示す目指す幼児像や目標を共有しながらも、具体的な展開では、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の趣旨に沿った配慮をする必要があります。幼稚園運営においては、教育課程に基づく活動を中心にしながら、それらとの関連を図りつつ、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を実施している場合の開園時間から閉園時間までを視野に入れた1日の幼稚園生活を見通すことが必要となります。

教育課程を中心に、全体的な計画を作成することで、幼稚園運営の中での各計画の位置付けや範囲、配慮事項等が明確化され、より一体的な実施が期待できます。

全体的な計画の作成に当たっては、園長のリーダーシップの下で、園全体の教職員が、各幼稚園の教育課程の基本的な理念や目指す幼児像、幼稚園修了までに育てたいこと等について十分に話し合い、共有していく必要があります。実際には、教育課程を中心に据えながら、各計画と教育課程との関連を確認しながら作成することになります。

「教育課程を中心に」ということは、各計画を作成する際には、教育課程に示す教育理念や目指す幼児像、幼児の発達の過程、指導内容を念頭に置きながら、全体としてまとまりのあるものを作成していくことです。そのことが、一貫性のある安定した幼稚園生活をつくり出すことにつながります。また、教育活動の質向上のためには、教育課程の実施状況の評価・改善を通して、全体的な計画そのものも見直していく必要があります。

4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

(1) 計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものです。

幼稚園においてはこのことを踏まえ幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければなりません。

ア 幼児の主体性と指導の計画性

幼児が主体的に環境と関わることを通して自らの発達に必要な経験を積み重ねるためには、幼稚園生活が計画性をもったものでなければなりません。言い換えれば、幼稚園生活を通して、個々の幼児が学校教育法における幼稚園教育の目標を達成していくためには、まず、教師が、あらかじめ幼児の発達に必要な経験を見通し、各時期の発達の特性を踏まえつつ、教育課程に沿った指導計画を立てて継続的な指導を行うことが必要です。さらに、具体的な指導においては、あらかじめ立てた計画を念頭に置きながらそれぞれの実情に応じた柔軟な指導をすることが求められます。

このようなことを踏まえ、計画的に指導を行うためには、次の二点が重要です。一つは、発達の見通しや活動の予想に基づいて環境を構成することであり、もう一つは、幼児一人一人の発達を見通して援助することです。この二点を重視することによって、計画性のある指導が行われ、一人一人の発達が促されていきます。

イ 教育課程と指導計画

幼稚園において実際に指導を行うためには、それぞれの幼稚園の教育課程に基づいて幼児の発達の実情に照らし合わせながら、一人一人の幼児が生活を通して必要な経験が得られるような具体的な指導計画を作成する必要があります。

教育課程は、幼稚園における教育期間の全体を見通したものであり、幼稚園の教育目標に向かい入園から修了までの期間において、どのような筋道をたどっていくかを明らかにした計画です。その実施に当たっては幼児の生活する姿を考慮して、それぞれの発達の時期にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする必要があります。

また、教育課程は幼稚園における教育期間の全体を見通し、どの時期にどのようなねらいをもってどのような指導を行ったらいかが全体として明らかになるように、具体的なねらいと内容を組織したものとすることが大切です。

指導計画では、この教育課程に基づいて更に具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要があります。指導計画は、教育課程を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画（年間指導計画等）とそれと関連してより具体的な幼児の生活に即して作成する週の指導計画（週案）や日の指導計画（日案）等の短期の指導計画の両方を考えることとなります。

その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、発達の各時期にふさわしい生活が展開されるよう

に、指導計画を作成することが大切です。また、指導計画は一つの仮説であって、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものですから、そのような実践の積み重ねの中で、教育課程も改善されていく必要があります。

ウ 指導計画と具体的な指導

指導計画は、一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開して必要な経験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して指導を行うことが大切です。実際に指導を行う場合には、幼児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容を修正したり、それに向けて環境を再構成したり、必要な援助をしたりするなど、教師が適切に指導していく必要があります。

このように、具体的な指導は指導計画によって方向性を明確にもちながらも、幼児の生活に応じて柔軟に行うものであり、指導計画は幼児の生活に応じて常に変えていくものです。

また、指導計画を作成する際には、一般に一人一人の発達の実情を踏まえながらも、その共通する部分や全体的な様相を手掛かりにして作成されます。しかし、具体的な指導においては、一人一人の幼児が発達に必要な経験を得られるようにするために、個々の幼児の発達や内面の動きなどを的確に把握して、それぞれの幼児の興味や欲求を十分満足させるようにしなければなりません。

(2) 指導計画作成上の基本事項

ア 発達の理解

指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするた

めに、具体的に作成します。

指導計画の作成では、一人一人の発達の実情を捉え、それに沿って幼稚園生活を見通すことが基本となります。一人一人の幼児の発達の実情を捉えるためには、幼児の発達をどのように理解するかが問題となります。

発達を理解することは、それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興味や関心をもったものに向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解することです。また、指導計画の作成においては、学級や学年の幼児たちがどのような時期にどのような道筋で発達しているかという発達の過程を理解することも必要となります。その際、幼児期はこれまでの生活経験により、発達の過程の違いが大きい時期であることに留意しなければなりません。特に、3歳児では個人差が大きいため、一人一人の発達の特性としてこのような違いを踏まえて、指導計画に位置付けていくことが必要です。

幼児の発達は、日々の生活での具体的な事物や人々との関わりを通して促されるものであるため、遊びや生活を通して一人一人の幼児の発達する姿を理解することが重要です。それに基づいて幼稚園生活を見通した具体的な計画を作成することが必要です。

イ 具体的なねらいや内容の設定

指導計画の作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにしましょう。

具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児

の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定します。

具体的なねらいや内容を設定する際には、その幼稚園の幼児たちの発達の過程を参考にして、その時期の幼児の発達する姿に見通しをもつことやその前の時期の指導計画のねらいや内容がどのように達成されつつあるかその実態を捉えること、さらに、その次の時期の幼稚園生活の流れや遊びの展開を見通すことなどが大切です。このような生活の実態を理解する視点としては、幼児の興味や関心、遊びや生活への取り組み方の変化、教師や友達との人間関係の変化、さらには、自然や季節の変化など、様々なものが考えられます。

また、このような生活の実態を理解するだけでなく、生活が無理なく継続して展開されていくように、その連続性を重視することが大切です。

具体的なねらいや内容の設定に当たっては、教師は幼児と共に生活しながら、その時期に幼児のどのような育ちを期待しているか、そのためにどのような経験をさせる必要があるかなどを幼児の生活する姿に即して具体的に理解することが大切です。

ウ 環境の構成

環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにしましょう。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにします。

指導計画の作成において環境の構成を考える際には、場や空間、物や人、身の回りに起こる事象、時間などを関連付けて、

幼児が具体的なねらいを身に付けるために必要な経験を得られるような状況をどのように作り出していくかを考えることが中心となります。その際、幼児の生活する姿に即してその生活が充実したものとなるように考えることが大切です。

指導計画においては、幼児が主体的に活動できる場や空間、適切な物や友達との出会い、さらに、幼児が十分に活動できる時間やその流れなどを考えることが必要となりますが、その際、いつも教師が環境をつくり出すのではなく、幼児もその中において必要な状況を生み出すことを踏まえることが大切です。すなわち、幼児の気付きや発想を大切にして教材の工夫を図ったり、また、幼児の作り出した場や物の見立て、工夫などを取り上げたりして環境を再構成し、それらをどのように生活の中に組み込んでいくかを考えることが重要です。

また、環境の構成では、教師の果たす役割が大きな意味をもつものであることを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切です。同じ環境であっても、環境に関わって生み出す活動は一人一人異なるので、幼児の環境との出会いや活動の展開を予想しながら必要な援助を考えていくことが大切です。

Ⅱ 活動の展開と教師の援助

幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、教師は、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすることが大切です。

幼児は、具体的なねらいや内容に基づいて構成された環境に関わって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出し

ていきます。しかし、ときにはやりたいことが十分できなかつたり、途中で挫折してしまつたり、友達との葛藤などにより中断してしまつたりすることもあります。このような場合に、その状況を放置することで、幼児が自信を失つたり、自己実現を諦めたりすることがないように、その活動のどのような点で行き詰まっているのかを理解し、教師が必要な援助をすることが重要です。

幼児の活動を理解するということは、活動が適当か、教師の期待した方向に向かっているかを捉えるということだけではありません。むしろその活動を通して、そこに関わる幼児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか、その体験がそれぞれの幼児にとって充実していて発達を促すことにつながっているのかを把握することが重要です。教師はそれに基づいて必要な援助を重ねることが求められます。その際、幼児の活動の展開に応じて柔軟に考えていくことが大切であり、教師には状況に応じた多様な関わりが求められます。

オ 評価を生かした指導計画の改善

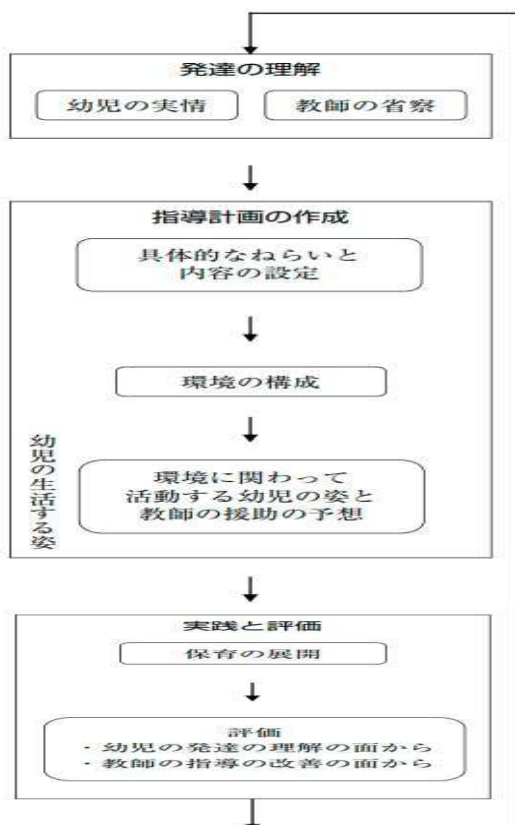
幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図りましょう。

幼稚園における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものです。

指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して評価を行い、改善が図られなければなりません。指導計画を改善する際は、教育課程

との関係に留意し、必要に応じて教育課程の改善にもつなげていくことが大切です。

保育における評価は、指導の過程の全体に対して行われるものです。この場合の評価は「幼児の発達の理解」と「教師の指導の改善」という両面から行うことが大切です。幼児理解に関しては、幼児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切です。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、幼児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければなりません。さらに、これらの評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要です。



指導計画の作成のための循環図

「埼玉県幼稚園教育課程指導・評価資料」

(平成 31 年 3 月埼玉県教育委員会) より

(3) 指導計画作成上の留意事項

ア 長期の指導計画と短期の指導計画

長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにしましょう。

特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにしましょう。

イ 体験の多様性と関連性

幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていきましょう。

その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにしましょう。

ウ 言語活動の充実

言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図りましょう。

エ 見通しや振り返りの工夫

幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫しましょう。

オ 行事の指導

行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与

え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにしましょう。

なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにしましょう。

カ 情報機器の活用

幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮しましょう。

キ 教師の役割

幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要です。それを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにしましょう。

ク 幼稚園全体の教師による協力体制

幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものです。幼稚園全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにしましょう。

(4) 長期の指導計画作成上のポイント

ア 期を捉える

幼児の発達について、全体的な傾向を把握してみると、発達には節目があることに気がきます。その発達の節目を捉え、いくつか区切ったものを「期」と言います。この「期」の分け方は、園によって違います。それは、幼児の姿や節目の押さえ方などがそれぞれの園で異なるからです。

幼稚園においては、2年保育なら2年間

の、3年保育なら3年間の見通しの上に立って幼児の発達を考えることが大切です。幼保連携型認定こども園においては、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を考える上で園児の発達の連続性を考慮することが大切です。

イ 教育週数や教育時間などを考慮する

長期の指導計画は毎学年の教育週数や一日の教育時間を念頭に置き、行事や休業日なども考慮して作成されなければなりません。

ウ 天候や季節・行事などを考慮する

幼児は年齢が低いほど天候や季節の影響を受けやすいものです。暑い時期や寒い時期、梅雨の時期、季節の変わり目には、特に保健指導を充実させる必要があります。

また、季節の影響を受けやすい飼育栽培などは時期を逃がさないように計画しておきます。

行事は、地域との関連、園全体としての関連から幼児の活動に大きな影響を与えることが多いため、計画の段階から十分に全教職員の共通理解を得ることが必要です。

エ 自然や社会生活の変化などに即応できるように弾力性をもたせる

長期の指導計画では、作成するときには予想できない事情により、予定どおりに実施できなくなることがあります。

例えば、梅雨が長引いたり、感染症が流行し休園措置を取ったりすることがあります。そのような場合でも、無理なく計画を調整できるように、計画に弾力性をもたせておくことが必要です。

(5) 短期の指導計画作成上のポイント

ア 長期の指導計画との関連

短期の指導計画は、長期の指導計画の見通しに沿いながら、幼児の実際の生活に基づいて作成します。また、それは実践を通して常に改善されていきます。したがって、長期の指導計画は短期の指導計画の実践によって見直され、改善が図られることとなります。

イ 週の指導計画(週案)と日の指導計画(日案)との関連

短期の指導計画を作成するに当たっては、実際の幼児の日々の生活に密着し、幼児の意識や興味の連続性などを大切にしながら、保育のねらいを設定し、内容や環境を構成する必要があります。

週案や日案などは、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の興味や関心のある活動が、園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすることが大切です。

(6) 日案の作成のポイント

ア 「ねらい」について

前日の幼児が生活する姿の中で、心に残った幼児の言葉や動き、遊びに焦点を当て、それを念頭に置きながら、次の日のねらいや内容を考えるのが通常です。次の視点を目安に、幼児の実態を適切に把握し、今、幼児に何を育てることが必要かを的確に捉えましょう。

○一人一人の興味や前日までの幼児の様子はどうだったか

・何を楽しみにその活動に取り組んでいるのか。

・何に戸惑い、ためらっているのか。

○友達と関わる様子はどうだったか

○幼児は、何を実現したいのか

○幼児の中に何が育まれようとしているのか

これらについて、個と集団の関係の中で捉え、幼児一人一人について、その思いや活動の状況を予想します。その上で、達成が期待される「ねらい」を明らかにします。

イ 「指導の内容」について

具体的な「ねらい」を達成するために、幼児が経験し、それを積み重ねていくことが必要とされるものが「内容」です。経験とはつまり、幼児が身に付けるもの、育つものを指します。「内容」は、教師が援助することによって、または、幼児が環境に関わることによって身に付けていくものです。

ウ 「環境の構成」について

前日までの幼児の姿から、今、幼児にとって必要な体験は何かを把握し、発達の時期にふさわしく、幼児が自ら関わりたくなるような魅力ある環境の構成を考えます。その際には、次の点などを考慮して環境を構成しましょう。

○教師と幼児との関係

○友達との関係

○前日からの遊びの発展や流れ方

○教材や活動への取組

○時間・遊び場

○望ましい食習慣の形成

○家庭生活

○社会や自然事象との関連

○幼児の心の動き

実践に当たっては、幼児の要求や遊びの展開、生活の流れ等に即して、幼児と共に環境をつくり直したり、新たにつくり出したりします。これを「環境の再構成」と言います。

エ 「教師の援助」について

環境の構成と教師の援助には、密接な関係があります。教師は、一人一人の幼児の関心を把握した上で、その遊びを存分に行い充足感が得られるように、また知識や技能、態度が身に付けられるように援助します。この場合、教師が一方的に教え込むのではなく、幼児自身の必要感に応じて、幼児が自ら獲得しようとする意欲を高めていくように留意します。

オ 「保育の形態」について

幼児の活動は、様々な形態で行われます。一人の場合、グループの場合、学級全体の場合などがあります。さらに、遊びの過程でも、様々な変化します。

例えば、ある幼児の始めた遊びが友達の興味を誘い、次第に参加者が増えて、やがて学級全体の活動になることがあります。また、それぞれ違う活動のグループがつながり、学級全体の活動に発展していくこともあります。どのような形態であっても、一人一人の幼児が自らの興味や欲求を十分満足させるようにしなければなりません。

カ 「保育の評価」について

日々の保育の評価は、幼児の発達の理解に関するものと教師の指導の改善に関するものとの二面から行います。評価の観点として、以下の例が挙げられます。

(ア) 幼児の発達の理解に関するもの

- 幼児の発達の実情はどうか
- 教師や友達との関わり方はどうか
- 興味や関心と環境への関わり方はどうか

(イ) 教師の指導の改善に関するもの

- 具体的なねらいや内容は適切か
- 環境の構成及び再構成は適切か
- 教師の援助やその方法は効果的か

(7) 幼児理解に基づいた評価の実施

ア 評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにします。

その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意しましょう。

評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、教師の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切です。

また、幼児理解に基づいた評価を行う際には、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要があります。

なお、幼児一人一人のよさや可能性などを把握していく際には、教師自身の教育観や幼児の捉え方、教職経験等が影響することを考慮する必要があります。そのためにも、他の教師との話し合い等を通して、教師は自分自身の幼児に対する見方の特徴や傾向を自覚し、幼児の理解を深めていかななくてはなりません。

イ 評価の妥当性や信頼性の確保

評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校

等にその内容が適切に引き継がれるようにしましょう。

幼稚園教育における評価の実施に当たっては、妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進することが必要です。幼児を理解するとは、一人一人の幼児と直接に触れ合いながら、幼児の言動や表情から、思いや考えなどを理解しかつ受け止め、その幼児のよさや可能性などを理解しようとすることです。

このような幼児理解に基づき、遊びや生活の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、指導をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価です。

その評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価をします。

さらに、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切です。

なお、幼児の発達状況について、幼稚園の中で次年度に適切に引き継がれるようにするとともに、日頃から保護者に伝えるなど、家庭との連携に留意することが大切です。

また、学校教育法施行規則において、幼稚園の園長は、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校等の校長に送

付しなければならないこととなっています。このような関係法令も踏まえ、幼稚園において記載した指導要録を適切に送付するほか、それ以外のものも含め小学校等との情報の共有化を工夫する必要があります。

5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

(1) 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。

また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めましょう。

(詳細は P.56(6)を参照)

(2) 外国につながる幼児等の園生活への適応

外国籍の幼児や海外から帰国した幼児等生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行いましょう。

(詳細は P.58(7)を参照)

6 幼稚園運営上の留意事項

(1) 教育課程の改善と学校評価等

各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図りましょう。

また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意します。

(2) 家庭や地域社会との連携

幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものです。その点に留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにしましょう。

その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫しましょう。

また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮しましょう。

(3) 学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会

地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図りましょう。

特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにします。

また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めましょう。

7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動については、学校教育法に規定する目的及び目標並びに幼稚園教育の基本を踏まえ実施します。

また、幼稚園教育の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めましょう。

(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動

教育課程に係る教育時間外の教育活動は、通常の教育時間の前後や長期休業期間などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動であり、従来から幼稚園が行ってきた活動です。また、このような活動は、職業等も持っているが、子供を幼稚園に通わせたい保護者に対する必要な支援策であるとともに、通える範囲に幼稚園しかないような地域においては欠かせないものです。

教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動は、幼稚園の教育活動として適切な活動となるよう、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、そこで示されている基

本的な考え方によって幼稚園で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切です。

(2) 子育ての支援

近年、都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、子供にどのように関わっていけばよいのか悩み、孤立感を募らせる保護者の増加などといった様々な状況が指摘されています。保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子供によりよい育ちを実現する方向となるよう子育ての支援を行うことが大切です。

幼稚園は、幼児の家族や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育ての支援に努めていく必要があります。

8 幼児期の教育における見方・考え方

中央教育審議会答申において、幼児期の教育における「見方・考え方」について、以下のように示しています。

幼児がそれぞれの発達に即しながら、身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね、遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行錯誤したり、思い巡らしたりすること。

幼児にとって、このような「見方・考え方」を働かせることが、幼稚園における学びの中心として重要であり、幼稚園では、この「見方・考え方」を働かせた学びについて、園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止め

ていくことが大切です。

幼児が人やものに対する「見方・考え方」を広げたり豊かにしたりしていく過程そのものが、幼児期の学びの姿といえます。

○主体的・対話的で深い学び

幼児教育における重要な学びとしての遊びは、環境の中で様々な形で行われています。質の高い学びを保障する上での視点として、「主体的・対話的で深い学び」が示されています。

教師は、幼稚園教育における「主体的・対話的で深い学び」を下記のような視点から捉えることが大切です。

ア 主体的な学び

周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働き掛け、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待をもちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

イ 対話的な学び

他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

ウ 深い学び

直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返す、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。

幼児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、幼稚園生活を通して、発達する様々な側面に関わる多様な体験を重ねることが必要です。また、その体験が、幼児自身の内面

の成長につながっていくことが大切です。このような体験を重ねるためには、幼児の「主体的・対話的で深い学び」を実現するように、教師は絶えず指導の改善を図っていく必要があります。

9 0・1・2歳の発達について

近年、保育のニーズも多様化し、3歳未満児の保育の需要が増えています。乳幼児期、特に3歳未満児の発達は著しく、この時期の養護と教育が生涯にわたる人格形成の基礎にもなります。3歳未満児にとって育つ環境が家庭であってもこども園であっても、「今」を最もよく生き、幸せであること、成長・発達が保障されることが必要となります。そのためにも人生の始まりでもある3歳未満児の発達過程を正しく捉え、月齢や個性に応じた適切な関わりや働き掛けをすることが重要となります。

以下、内閣府「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」を参考に3歳未満児の発達過程を示します。

(1) おおむね6か月未満

誕生後、母体から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られます。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になります。視覚、聴覚などの発達はめざましく、泣く、笑う等の表情の変化や体の動き、喃語等で自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成されます。

(2) おおむね6か月から1歳3か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達することや、腕や手先を意

図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になります。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになります。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになります。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行します。

(3) おおむね1歳3か月から2歳未満

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働き掛けていきます。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働き掛ける意欲を一層高めます。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まります。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まります。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始めます。

(4) おおむね2歳

歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達します。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとしめます。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってきます。発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。行動範囲が広がり、探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、

強く自己主張する姿が見られます。盛んに模倣し、物事の中の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになります。

(5) 保育に関する配慮事項

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定し、人への信頼感が育ちます。それを心のよりどころとして身近な環境に興味や関心をもち、自発的に働き掛けていきます。保育に当たっては、乳幼児が安心感を得て生活できることが大切です。また、子供と保護者の安定した関係に配慮して、家庭の教育力を高めることも必要です。教師は保護者と信頼関係を築きながら、子供の発達について丁寧に共有していくとともに、

保護者からの相談に応じ、支援に努めていくことも大切です。

<参考>

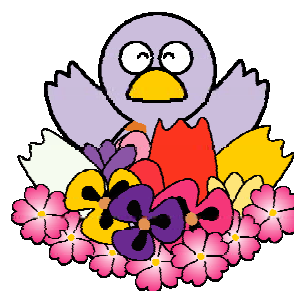
- ・ 幼稚園教育要領
文部科学省 平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 幼稚園教育要領解説
文部科学省 平成 30 年 3 月
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説
内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成 30 年 3 月

新規採用教員に贈る言葉②

信頼関係を基盤に

学級には、さまざまな幼児がいます。さまざまな個性や能力をもった幼児の集まりが学級です。幼児は、自分を温かく受け入れてくれる教師がいることで安心感を持ちます。どの幼児も「幼稚園が楽しい」と感じる温かい学級づくりを目指しましょう。

そこで大切になるのは、幼児との信頼関係です。幼児は、教師との信頼関係をよりどころとして行動していきます。幼児の心に寄り添い、幼児のよさを認め、幼児一人一人のよさや特徴が生かされた学級を作っていきます。



埼玉県マスコット「コバトン」

Ⅲ 幼児を生かす学級経営

1 学級経営とは

学級経営は、園経営の一環として園の教育目標実現のために行うものです。学級担任が、創意を生かし、幼児の実態に即して行います。

学級は、一人一人の幼児が教師や友達と「出会い」「触れ合い」「育ち合い」を通して成長していく場です。学級経営の大きなねらいは、幼児が毎日楽しい園生活を過ごせるように、適切な環境づくりをすることです。中でも重視したいのは、教師と幼児との信頼関係をどのような方法や形で築き上げていくかということです。言い換えれば、一人一人の幼児に対してどのような場面で実態を捉えるのか、どのような認め方をするのか、幼児はどのように応答してくれるのかなどの点について、幼児の行動を通して理解し、信頼関係を確かなものにしていくことが大切です。

2 学級経営の内容

幼稚園等の教育目標は、関係法令等を踏まえ、園や地域、幼児の実態をよく見極め、園の全教職員の総意の上に立って園長が定めるものです。その目標を具現化する場が学級ですから、学級経営のねらいや内容を明確にして実践することが重要です。学級経営のねらいを達成するために、学級担任として常に留意すべき主なものは、次のようなものです。

- 学級目標・方針等の設定と管理に関すること
- 学級経営案及び指導計画に関すること
- 行事計画、保健衛生計画等に関すること
- 教育内容・方法及び環境構成等の研究・改善に関すること
- 幼児に関すること及び学級担任自身に関

すること

- 保育室、園舎内外の環境整備に関すること
- 安全に関すること
- 評価に関すること
- 学級事務に関すること
- 家庭との連絡・連携に関すること

3 学級経営の方法

学級経営は、学級担任により学級という単位の集団で、幼稚園等の教育目標等に基づいて、計画的に行われます。

学級は、幼児と教師が心を通い合わせながら、一緒に園での生活をつくり上げていくところです。学級担任は、幼児との出会いを大切にし、幼児の心身の成長や発達を助けるために確かな目標をもち、指導方法に創意工夫を凝らして計画的に実践し、その目標実現に努めなければなりません。その計画案に当たるものが「学級経営案」です。

(1) 学級経営案の作成

学級経営案は、学級担任が作成します。その形式は、各園の特色などを生かして、園で決められているのが一般的です。学級経営案は学級独自の部分と、他の学級との関連をもたせて作成する部分とがあります。教師相互の協力を得ながら、よりよい学級経営案を作成していくことが大切です。

学級経営案の作成に必要と思われる内容を、次に例示します。

ア 目標

園の教育目標、学年目標、学級目標

イ 学級の実態

在籍者数、家庭の状況、誕生月、保育歴、幼児の特性や心身の特徴、通園方法等

ウ 経営方針・努力点

園の経営方針を受けた学級経営方針及び努力事項

エ 学級の組織

生活グループ、当番・係活動の仕方等

オ 教育内容・方法

幼児理解、環境の構成、家庭・地域との連携等

カ 保育室経営

保育室の整備・維持・改善、教育的機能が最大限に発揮できる環境の構成と整備等

キ 学級の事務

個人記録の作成、集金、諸表簿の記載と保管、統計調査の報告、外部との交渉等

ク 家庭との連絡・連携

学級通信、連絡帳、家庭訪問、個人面談、保育参観、保護者会等

ケ 評価

保育の評価、評価の活用等

(2) 学級づくりの実際

学級経営は、保育室という活動の場を中心に、幼児の人格形成や望ましい生活の仕方の基礎を培うという大きな役割を果たしています。幼児が喜んで園へ通って来られるような学級づくりを心掛けましょう。

ア 活気のある保育室づくり

物的な面で学級経営上大事なことは、保育室づくりです。保育室は幼児が日常的な生活をする場として常に幼児の生活が楽しく、豊かになるように経営されなければなりません。幼児にとって自由で変化に富んだ魅力ある保育室にしましょう。

そのために、次のようなことに配慮します。

○幼児が興味や欲求に応じ、自発的に遊び

を選び、あるいはつくり出し、それを思う存分展開できるような遊びの場となるよう配慮することが必要です。一方、学級担任が課題を投げ掛け、グループや学級全体で共通体験させる場合でも、幼児が意欲と関心をもって自ら選んだような意識で取り組めるように配慮することが大切です。

○保育室の雰囲気は幼児の心情に及ぼす影響が大きいので、花や幼児の作品等の置き方、貼り方、配置の仕方等を工夫します。

○生活する幼児の年齢、興味や関心、生活の仕方等にふさわしい遊具、材料、用具等を、安全に配慮しながら幼児が容易に扱える場所に置きます。

○その時々のおねらい、幼児の活動の発展、季節の変化に即して、室内環境に変化をもたせません。

○保健衛生上や安全上の配慮をします。

イ 入園当初の保育室の環境

新入園児が家庭からスムーズに園生活に溶け込めるよう、幼児を迎える準備をします。保育室内や遊具の整備などの物的環境を整えることは当然ですが、それとともに、教師が人的環境として幼児にどう関わるかという園の教育方針や教師の心構えなどを確立させておくことも重要です。

保育室は明るく危険のないよう、隅々まで整頓します。また、幼児が描いた絵を貼ったり、季節の花を花瓶に挿したりするなどして、幼児に「あっ、きれい」「楽しいな」という印象を与えるよう、雰囲気を工夫することが大切です。

なお、入園当初には、家庭で使い慣れているようなおもちゃ、絵本などを用意し、自然に園になじむよう配慮することも大切です。そうした配慮は、幼児の遊ぼうとする意欲を引き出すことにつな

がります。ままごとや人形遊び、積木、ブロックなどのコーナーを設けるのも一つの工夫で、「さわってみたい」「遊んでみたい」という気持ちを起こさせます。一人でも多くの幼児が遊びを見つけて取り組めるような環境を構成することが大切です。

物的環境を構成するだけではなく、「どんな遊びをしてもいいのだ」と幼児に思わせる楽しい雰囲気をつくることも必要です。それには教師が「あそこのおままごとで、ごちそうを作っているね」とか「あの電車動くかしら」などと、一人一人が自分の遊びを見つけられるよう、個々の幼児に直接、間接的に語りかけ、働きかけていくことが大切です。

ウ 日々の保育に欠かせない環境の構成

(ア) 保育室

幼児の靴箱、ロッカー、タオル掛けなど個人用の用具には、一人一人の名札を付けたり、シールを貼ったりして目印を付けておきます。それとともに、幼児一人一人が自分の場所を覚えられるようになるまで、助言したり、手伝ったりするなどの援助をしましょう。

特に用便、手洗い、靴の履き替え、持ち物の始末、衣服の着脱など基本的な生活習慣に関しては、温かい目で見守りながら、その幼児が身に付けられるまで毎日繰り返すことが大切です。

保育室内の机や椅子は、その時々の活動に応じて設置したり片付けたりします。遊ぶ場の広さや机の位置なども、遊具の種類や数と同じくらい、遊びの展開に影響します。十分な配慮をしなければなりません。また、絵本コーナーを設置するなど、幼児が休息したり落ち着いて過ごしたりする場を用意することも大切です。

(イ) 園庭

幼児が登園する前に、毎朝、園庭や保育室等の活動の場を清掃し、同時に点検をします。特に園庭は、強風などで思いがけない物が入り込む場合があります。幼児が安全で快適に活動できるよう、日々の点検が大切です。

季節によっては、園庭に落ち葉や花びら、木の実などが落ちることがあります。例えば、色づいた落ち葉や木の実などは、幼児に季節を実感させたり、遊びを豊かにしたりする材料になりますから、そっとそのままにしておく配慮が必要です。一方、雨に濡れたり朽ちたりしている落ち葉など、幼児の生活には不要と思われる物は、片付けます。幼児が生活する環境として適切かどうかを見極めて、環境を整えることが大切です。

砂場は毎朝水を入れて掘り起こし、活動に適した砂の湿り具合、柔らかさ、深さになるよう設定します。このとき、不要な物は取り除き、清潔に保つことを心掛けます。

(ウ) 遊具・用具

遊びに必要な遊具・用具は、幼児の興味と指導のねらいを見極めた上で設定します。幼児がどのように使うのかをイメージしながら準備するとよいでしょう。例えば、砂に十分水を含ませ柔らかくしておけば、素手で穴を掘ったり固めたり、裸足になって砂の感触を楽しんだりすることができます。道具を使う場合には、年少児には多用途な木片やふるいなど、年長児には全身を使って深く掘れるようなシャベル・水くみバケツ・ホースなど、年齢、季節、遊びなどに応じて道具を選択します。

また、遊具や用具の置き方や数にも配慮しましょう。年度当初には、ままごとのテーブルの上に食器や食べ物などを並べ、すぐに遊び始められるようにしておく、幼児の関心が集まります。遊びの楽しさが分かり、遊具に慣れてきたら、棚の中から自分で選んで取り出させるような設定もできます。また、友達と同じ物を欲しがるときには、ボールを人数分用意すると、それぞれが腕に抱え込み、自分の物があることで満足する姿が見られます。逆に、ゲーム的な活動を楽しむ時期には、ボールの数を一つにすることで、大勢で遊ぶように仕向けることもできます。

遊びを展開する中で、幼児が遊びに必要な材料や用具などを求めてくることもあるので、すぐに応じられるように活動を見通した準備を心掛けましょう。場合によっては、遊びに使うものを教師と一緒に作ることも、幼児にとって大切な経験になります。製作のための素材を普段から用意しておくとい良いでしょう。

さらに、教材は、教師が準備するばかりではなく、幼児が家庭から持ってきた廃材、登園の途中で見つけた草花、とってきた昆虫なども考えられます。幼児にとって、家庭や地域での経験と園の生活が連続した学びになるよう、これらの持ち込み教材も柔軟に受け入れ、指導の計画を見直していく姿勢が必要です。

エ 集団づくり

学級集団のよさ、楽しさは大勢の友達の集まりによって生まれると言えます。例えば、幼児は積木でも巧技台でもボールでも、気の合う友達と遊んでいると安心して自分を表現することができ、遊び

の面白さも一段と増してきます。これまでと同じ遊具・用具を使っても、一人のときとは遊びの中身が違ってきます。グループで遊ぶ面白さを体験させ、更にグループとグループの関わりをもたせるよう、教師は十分配慮しましょう。

このように、学級の友達による刺激はとて大きいものです。感性豊かな幼児たちが、様々な個性を生かして、影響し合い、吸収し合えるような学級に成長していくよう方向付けをするのが教師の大きな役目であり、そのことが一人一人の幼児を生かす学級経営となります。

(3) 学級経営と幼児理解

幼稚園等の教育は、幼児理解に始まり、幼児理解に終わると言われていますが、学級経営も幼児の理解から出発します。そこで、幼児一人一人を理解するために、次のことに留意しましょう。

- 幼児と同じ目の高さで、あるがままの姿を見つめる
- 幼児の心の内面に触れて共感をもつ
- 家庭や地域環境の背景を知る

教師と幼児が温かく結ばれた信頼関係にあるとき、教育効果は最も大きく表れます。教師が幼児の感情をより深く理解しようと努め、幼児が安心して行動できる雰囲気をつくり出すと、幼児は教師に心を開いてくるものです。そして、その関係が、幼児の理解を深めることにつながっていくのです。

幼児にとって、教師はかけがえのない存在でなければなりません。教師は常に、幼児との心の触れ合い、響き合いを確かめながら、幼児と一緒に心持ちでありたいと願うことが大切です。幼児が学級という環境に溶け込んでいく様子は、これまでの生い立ちによって様々です。自分

から進んで遊ぶ幼児、友達に誘われれば遊ぶ幼児、何もしないでぼんやりしている幼児などに対し、教師は個々の状態に応じて、一人一人の幼児とのつながりを見つめていかなければなりません。

そのためには、言葉掛けによるマンツーマンの関わり、遊びを楽しくする手助け、観察とスキンシップ等、その場に応じて適切に、しかも温かく一人一人の幼児に接するように努力しましょう。幼児が教師に対して、信頼・敬愛・依存の情をもてなければ、学級経営は成り立ちません。幼児と生活を共にしながら、それらの心情を育むことが大切です。

(4) 学級経営と保護者との連携

幼児は、家庭、園、地域等で様々な経験を重ねる中で、発達を遂げていきます。そこで、幼児の生活全体を視野に入れた、幼児にとって連続性のある生活を展開するために、家庭との連携を十分に図ることが重要です。自園の方針に沿い、よりよい方法を常に検討して家庭との連携に努めましょう。

ア 学級だより

文書による保護者への連絡は記録として残るものです。大切なことを落とししたり、装い過ぎたりしないよう十分留意します。また、配布する前に必ず、園長等の指導を受け、誤り等のないようにします。

イ 園だより

園と家庭とを結んで幼稚園等の教育への理解を深めるためのものです。内容としては、幼児の成長・発達のあらまし、教育のねらいと内容、行事予定とその内容、年齢や季節に合わせた生活指導、遊び、家庭教育の目安、園への協力をお願いなどが挙げられます。

ウ 連絡帳

園と保護者の間で、幼児のその日の健康状態や早退の有無、その他連絡事項など、個別の連絡をするためのものです。園と家庭とを往復するため、個別の内容について、保護者と共有することができます。

健康状態についてなど、大切な用件については、連絡帳への記入だけでなく、口頭でも合わせて連絡することが大切です。

エ 登降園時における口頭での連絡

出欠席の連絡、その日の健康状態、園や家庭での出来事などについて伝え合います。例えば、登園時に保護者から伝えられた幼児の健康状態を配慮することにより、その日の保育を適切に行うことができます。

また、幼児が頑張ったり工夫したりした点などを、降園時のわずかな時間を利用して簡潔に保護者に伝えます。一日の生活の中で起こった小さな出来事などにも目を行き届かせる教師の配慮は、幼児の励みになるとともに保護者の園に対する信頼感を増すことにつながります。

なお、短時間の口頭連絡だけで解決しにくい事柄については、園の協力体制の下に十分に時間を取り、誠意をもって解決に向けて話し合うことが大切です。

オ 電話による連絡・相談

幼児の急病、突発的なけがの連絡、欠席した幼児への見舞いなど、緊急を要する場合は、家庭に電話で連絡します。このような場合は、声の調子や言葉遣いなどに十分注意することが大切です。明瞭で端的に話し、誤解が生じることのないようにしましょう。

また、保育中の事故などを連絡する場

合は、誠意をもって、事故の概略や処置の経過を的確に説明し、保護者が興奮したり感情的になったりすることのないように配慮することが大切です。

さらに、電話の内容を記録するなどして、再度電話があったとき、同じ内容で伝えられるようにしておくことが必要です。

なお、事故の場合などは、担任だけで処理することなく、必ず、園長に報告し、指示を仰ぐことが必要です。

保護者からの相談や苦情などがあつた場合も、できるだけ直接話す時間を設定し、担任一人で抱え込まずに組織的に対応することが大切です。

カ 家庭訪問

一人一人の幼児の家庭での様子を知るために、各家庭を訪問して友達のことや遊び場所等について聞きます。その際、事前に話し合うことを準備しておき、親しみやすい態度で接することが大切です。また、予定した訪問時間を守るよう、計画的に進めることも大切です。訪問中のメモは最小限にとどめ、保護者の話を傾聴しましょう。また、他の幼児と比較したり個人情報話題にしたりしないように留意しましょう。

最近では、家の場所を確認するだけの場合もあります。

キ 個人面談

個々の保護者に日時を決めて来園してもらい、園や家庭での幼児の様子、幼児の成長の姿や課題などについて話し合い、よりよい指導の参考とします。その際、教師は教育者としての専門的な知識と幼児に対する愛情をもって、園での生活の記録を基に具体的に話し合うことが大切です。

ク 保育参観

園での幼児の活動の様子を見てもらうことによって、幼児についての理解を深めてもらうとともに、園の教育方針についての理解を図り、家庭での協力を要請することを目的として実施します。幼児が園の生活に慣れて保護者の存在にあまりとらわれずに活動できる時期を待って実施すること、また、参観者が集団における我が子の活動の様子を多方面から捉えられるように日常の保育を展開することが必要です。

ケ 保護者会

保護者と教師とが教育上の諸問題について意見を交換し合う場です。園全体、学年全体で実施されることもあります。多くは学級単位で行いますが、学級保護者会であっても主催は園であり、園全体の共通理解の下に同一步調で実施・運営に当たることが大切です。できるだけ、保護者の意見を十分に聴く機会にするという姿勢で進めます。

話し合いを活発にするためには、話題として取り上げたいことをあらかじめアンケート調査した上で決定したり、司会者を交替制にしたりするなどの方法が効果的です。また、気軽に話し合える雰囲気をつくるために、一言ずつ自己紹介や幼児の近況報告等をしてもらったり、園歌を歌ったりしてから始めるのもよいでしょう。なお、司会・記録等を依頼する場合には、必ず事前に簡単な打ち合わせをしておきます。

教師は、進行役として説明すべき事柄についての的確・簡潔に話せるように準備するだけではなく、演出家としての準備も十分にしておかなければなりません。

IV 望ましい幼稚園等の運営

1 園務分掌と仕事の進め方

幼稚園等は、その教育目標を達成するための組織体であり、園の計画に基づいて運営されています。一人一人の教師は、その組織の一員であると同時に園運営の一翼を担っています。組織の中で相互に連携を図り、積極的に園運営に参画することは、教師自身の成長を促進させるとともに、教育目標の具現化につながります。

(1) 園務分掌の意義

園務分掌は幼稚園等の教育目標を達成するための推進組織であり、園務が円滑に行われるためには、仕事の分担が合理的に行われ、一定の秩序の下に処理されることが必要です。園務分掌は、このような観点から園の教育活動を遂行するため、人の配置や仕事の分担を組織化したものです。

分担される園務には、主に次のようなものがあります。

- 園の運営に関すること
- 教育課程の編成、実施、評価に関すること
- 幼児の指導に関すること
- 幼児及び教職員の保健安全に関すること
- 園の施設・設備（教材教具等を含む）に関すること
- 地域社会、関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること

(2) 園務分掌の分担

教育活動が円滑かつ効果的に展開されるためには、園務の系統性に基づいて全教職員の共通理解の下に、それぞれの園務の一部を分担するとともに、各自が分担した園務について、内容、組織全体の中で占める位置、役

割、他との関連を十分理解し、主体的に企画、立案、運営に当たることが大切です。また、相互の理解と協力により仕事を分け合い、補い合い、組織的に速やかに対処していくことは、分掌した園務の遂行上はもとより、教育活動全般を展開していく上で極めて大切なことです。

分担した園務の実践には、園の教育目標を具現化するための創意工夫が求められています。また、その創意工夫が園全体の教育活動の中で生かされるには、他の教師との連携を十分に図りながら、各自の分担した園務の遂行に努めることが大切です。

(3) 遂行上の留意点

分担した園務分掌を進めていく際には、以下のようなことに留意する必要があります。

ア 分掌内容の理解と工夫

分担した園務を責任をもって実践していくためには、まずその内容を十分に理解しておく必要があります。そのためには、前年度からの引継ぎを確実に行うことが重要です。書類、帳簿、資料などを前任者から引き継ぐ際に仕事の内容を把握するとともに、前年度の実践上の課題なども併せて聞いておくことが大切です。それらをどのように改善し、効果的に実践すべきかについて創意工夫をすることが本年度の大切な課題となります。

イ 共通理解のもとに

分掌事務は複数の者で運営していく場合もあれば、一人で担当する場合もあります。いずれにしても、自分の分担には責任をもって、意欲的に取り組んでいくことが大切です。しかし、仕事を任されたからといって、自分の考えだけで仕事を進めていって

よいということではありません。常に共通理解を図りながら、自分の分掌事務について正しい手続きを踏んで効率的に進めていくことが重要です。そのためには、園長等への報告、連絡、相談を適切に行いましょう。また、諸会議を通じて全教職員への徹底を図るとともに、よりよいものに改善するための視点を共有することが大切です。

2 日常欠かせない教育活動

(1) 基本的な生活習慣に関すること

ア 基本的な生活習慣の形成について

基本的な生活習慣には、幼児が心身ともに健全な発達を遂げるための基本となる食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、清潔等があります。

幼稚園等は各々の家庭で幼児が身に付けた生活上の習慣を、他の幼児と共に生活する中で、社会的にも広がりをもつものとして再構成し、身に付けていく場です。

基本的な生活習慣は、日常の生活の中で、自分が気持ちよく生活を送っていくためには「何が大切か」が分かり、行動することを通して、自然に身に付いていくものです。そのために、まず幼児自身が「自分のことは自分でしよう」という気持ちをもつこと、つまり、自立心を育てることが重要です。

幼児期は周囲の行動を真似ながら、自分で行おうとする気持ちが芽生えてくる時期です。教師は安易に行動を規制したり、一律にできるようになることを期待したりせず、個々の幼児が自分で行おうとする姿を温かく見守り、励ましたり、寄り添ったりしながら、自分でやり遂げたという満足感が味わえるように導きましょう。自立心は、教師との信頼関係や園生活の中での安定感が基盤となって育っていきます。

また、園生活の中で、幼児が一つ一つの

生活行動の意味を理解し、必要性に気付いて行えることも大切です。

これらのことも考え合わせ、幼児期には、どのような生活習慣を身に付けていくことが必要なかをそれぞれの園で確認し合しましょう。

イ 基本的な生活習慣の指導の実際

(7) 朝の挨拶

- 名前を呼びながら明るい声で挨拶をし、幼児を迎えます。
- 教師が「おはようございます」とお辞儀をして、挨拶の仕方を少しずつ知らせていくように心掛けましょう。挨拶は毎日の繰り返しの中で徐々に身に付いていくものです。少しでもできたことや行おうとしている意欲を認め、褒めたり励ましたりしながら取り組ませましょう。

(1) 身の回りの始末

- 幼児は自分のかばんや帽子が見当たらないと、たとえ足元に落ちていても見付けることができず、「ぼくのかばんがない」と泣くことがあります。「○○ちゃん、ちょっと下を見てごらんさい。これは誰のかな、○○ちゃんのでしょうか。もう一度掛けておこうね」などと促して、気付かせるようにしましょう。肩に手を触れるなど、スキンシップによって気持ちを安定させる配慮も必要です。
- 各自の所持品を置く場所を決めて、いつも同じ場所に置くようにすると、習慣として身に付きやすくなります。

(9) 衣服の着脱

- 衣服の着脱は、自分でできるように促します。できたことを認め、できないときには教師が手を取って一緒に行いながら次第にできるように促します。できたときには認めて、少しずつ自分で行ってみるように励ますと、意欲的に取り組みます。その際、幼児の個人差に応じて、焦

らせず個別に指導することが大切です。幼児が自分で容易に準備や片付けができるように、ロッカーや足洗い場などの使い方や手順を工夫することも必要です。

- 活動によっては、衣服が汚れないように腕まくりをすることや、靴下を脱いで始末することなどを教えます。衣服を脱いだときは、裏返しになっていないか、袖がきちんと出ているかなどを確認させ、所定の場所にしまうように教えます。

(I) 片付け

- 初めからきちんと片付けることを求めずに発達に即して、無理のない程度に手を貸しながら行います。まず、教師と一緒にしながら、遊具・用具の置き場や片付け方を知らせましょう。
- 友達と協力しながら片付け、身の回りの整理整頓ができたなら、教師が「きれいになったね」「気持ちがいいね」などと声を掛け、後片付けがきちんとできたことを幼児と一緒に喜び、幼児が達成感をもてるようにしていくことも大切です。

(カ) 用便

- トイレの使い方は、個々の経験の差が大きいため、経験と発達に応じた個別の指導が必要です。洋式便器・和式便器のいずれに慣れているかを、保護者から聞いておくとよいでしょう。
- 園では、次のようなトイレの使い方を指導します。
 - a ノックをするか、声を掛けてから戸を開ける。
 - b 服や便器を汚さないような位置で排泄する。
 - c 紙を使って後始末をする。
 - d 衣服を整える。
 - e 使用後必ず水を流す。
 - f 用便後は必ず手を洗う。
- トイレを怖がる幼児に対しては、「○○ち

ゃん、大丈夫よ。先生がドアの外で待っていますよ」と声を掛けるなどの配慮をします。また、トイレを明るく清潔な雰囲気を保ち、幼児が好む飾りなどを付けると、幼児の不安が和らぎます。

(カ) 手を洗う

- 幼児期には、手の洗い方について次のような指導が大切です。個々の経験の差が大きいため、幼児の姿を注意深く観察し、実態に即して援助の仕方を工夫します。
 - a 袖口をまくる。
 - b 蛇口をひねって水を出す。
 - c 手を濡らしてから石けんを付ける。
 - d 一旦、蛇口を閉める。
 - e 手のひらをこすり合わせ、手の甲まで洗い、爪の先、指の間も洗う。
 - f 水を出し、石けんを洗い流す。
 - g 蛇口に水を掛け、きれいにしてから閉める。
 - h 手の水を切ってからハンカチ等を広げて、手をふく。
 - i ハンカチと袖口を元に戻す。

(キ) 食事

- 園での食事は、集団で食事をする際のマナーを知る機会です。食事をする中で繰り返し、無理のない程度に指導します。その際、教師からの一方的な指導ではなく、友達と楽しく食べるためにマナーを守る必要があることを幼児が自ら気付くような体験が大切です。
 - a 友達と一緒に、挨拶をしてから食べ始める。
 - b 口の中に食べ物を入れたまましゃべらない。
 - c 食事中は席を立たない。
- 食事の仕方については、家庭での経験の差が大きいため、保護者と十分に連絡を取り合いながら、個別に指導することが必要です。

- a 正しい姿勢で食べる。
 - b 弁当箱や食器は手で持って食べる。
 - c よく噛んで食べる。
 - d 落ちた食べ物は始末する。
- 準備、片付けを含めた食事の手順についても指導します。
- a 食前には手を洗い、うがいをする。
(のどの奥まで水が届くように、食前のうがいは上を向いてする。)
 - b 弁当箱・コップ・ランチマット・おしぼりを用意するなど、食事の準備をする。
 - c 席について静かに待つ。
 - d 「いただきます」の挨拶をしてから食べる。
 - e 食べ終わったら「ごちそうさまでした」の挨拶をする。
 - f 食事の後は、うがい(ブクブクうがい)や歯磨きをする。
 - g 食後は休息を取るようにする。

(ク) 帰りの挨拶

- 翌日の園生活に期待がもてるよう、気持ちをこめて挨拶をします。

ウ 基本的な生活習慣に関する指導上の配慮事項

幼稚園等は、様々な個性と個人差をもつ幼児の集まりです。基本的な生活習慣の指導に当たっては、幼児が自分から行おうとする意欲や必要性を感じて活動できること、活動を通して心地よさや満足感を味わえることが大切です。一人一人について、幼児のありのままの姿を受け止め、幼児の発達に即した指導を心掛けましょう。特に、入園までの家庭での育ち方、家庭の教育方針などを十分に把握し、全教師が共通理解を図って指導に当たるようにしましょう。

(2) 保健・安全に関すること

幼稚園等では安全で快適な環境を確保し、幼児にとって情緒の安定が図られるように管理しています。その具体的な取組を示したものが、学校保健計画、学校安全計画です。

学校保健安全法第5条及び第27条により、学校保健計画、学校安全計画は、各園で作成し、教育課程を中心にして企画・立案・実施する必要があります。実施に際しては、家庭・地域の実態に即し、全教職員の共通理解の下に展開していくことが大切です。

ア 心身の健康に関する指導と保健管理

幼児期の心身の成長・発達はめざましく、この時期に健康的な生活を送ることがその後の成長・発達に大きな影響を与えます。

心身の発育・発達には個人差があり、性格・行動・情緒の傾向・習癖などにも個人的な特徴があります。幼児の発達の実情を捉えて、一人一人に即した指導をしていくことが大切です。

(ア) 心身の健康に関する指導

乳児期は、養育者によって健康が守られていますが、幼児期になると、幼児自身が健康な生活習慣を身に付け、自分の健康を守ることも必要となってきます。このことは幼稚園教育要領の領域「健康」に、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」と述べられています。

具体的な内容は、「先生や友達と触れ合い安定感をもって行動する」「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」「進んで戸外で遊ぶ」「様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」「健康な生活のリズムを身に付ける」「身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする」「園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する」「自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う」「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」です。

これらを、園生活の自然な流れの中で身

に付くよう、様々な活動や場に応じて指導します。毎日の生活の中で習慣化し、幼児が見通しをもって自主的に行動していくようにすることが重要です。

(1) 保健管理

保健管理は人的・物的の両面から推進することが必要です。

○対人管理

幼児は病気にかかりやすく進行も早いものです。また、心身の不調についてうまく言葉で表現できないことが多くあります。

心身の異常の早期発見は、早期対応につながります。日頃から、個々の幼児の健康観察を丁寧に行い、幼児の健康状態を把握しておくようにしましょう。また、家庭と十分な連絡を取り合い、家庭での幼児の様子を保護者から聞いておくことも大切です。

特に、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎など）にかかっている、又は、かかっている疑いのある幼児には、学校医の助言をもとに、出席停止（学校保健安全法第19条）を指示します。また、他の幼児についても、感染症まん延防止のための保健指導を行うなど予防教育に努めます。

日頃から保健調査票等の整理を心掛け、個別の疾患の状況について把握することが重要です。

特に、食物アレルギーや気管支ぜん息等のアレルギー疾患、心臓病、腎疾患等については、日常の配慮事項、緊急時の対応について、保護者とよく話し合うとともに、場合によっては直接主治医から状況を聞くなど確認しておきましょう。

ぐったりしている、呼吸が苦しそう等、園児の異変に気付いた場合は、速やかに救急処置を行うとともに、管理職に報告し、必要に応じ救急車を要請します。アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている場合は、緊急性が高いと判断したタ

イミングで使用します。使用後のエピペン®は救急隊員へ渡します。

日常の園内体制や緊急時の対応などを把握しておくことも必要です。

教師自身の健康管理も重要です。常に健康に留意し、明るく積極的に行動できるように心掛けましょう。

<参考>

・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」日本学校保健会 R2.3

・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」厚生労働省 H31.4

○対物管理

幼稚園等の環境衛生については、学校保健安全法第6条に基づき、換気、採光、照明、保温、清潔保持などについて適切な環境の維持に努める必要があります。また、心身ともに未熟な幼児が集団で生活することを考慮し、飲料水の水质管理や保育室、手洗い場、トイレ等の衛生管理などに配慮し、日々の清掃や点検を行います。

日々の衛生管理として、例えば砂場では、カラスや猫等の糞尿などを防ぐために、使用しない時にはビニールシート等を掛け、毎日掘り起こして日光消毒をするとともに、危険物や不潔なものを除去します。園舎全体では、害虫の駆除や飼育物の糞尿の衛生的な始末により健康被害の発生防止を図ることなども欠かせません。また、樹木の消毒や害虫の駆除などの実施に当たっては、可能な限り農薬や薬品を使わない方法で実施するか、使用する場合は事前に保護者に説明し、幼児のいない時間帯に実施するなどの配慮が必要です。必要に応じて、学校薬剤師の指導助言を受け、目の行き届いた清潔で安全な環境を保つことが大切です。

また、保育中の換気にも注意し、室温・湿度なども適宜調節するなど配慮しましょう。

一方、植物を栽培したり、園舎内外を明るく整えたりするなど、情操を豊かにする雰囲気づくりも心掛けましょう。

イ 安全に関する指導と安全管理

幼児は、活発に動き回ることによって心身を発達させていきます。反面、身体の諸機能の発達が未熟で、危険に対する理解も浅いため、重大な事故が起こることも考えられます。事故原因の多くは、幼児側と周囲の環境の双方に問題があると考えられます。そこで教師は、潜在的な危険を取り除き、事故防止に努めることが必要です。

幼児は、家庭や地域により安全に対する意識や行動が様々です。また、発達の段階により、注意力や理解の仕方、興味や関心も異なります。幼児は興味や関心の高いことに夢中になり、周囲の状況への注意力や危険に対する判断力に欠ける傾向があります。したがって、幼稚園等では日常の指導の中で安全教育を計画的に位置付け、全教職員の共通理解の下に幼児の安全確保に努める必要があります。自他の生命を尊重する観点から、次第に幼児が自分で安全な生活ができるように、必要な日常の習慣や態度を身に付けさせましょう。

(ア) 安全に関する指導

幼稚園教育要領等の領域「健康」では、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」ことがねらいとして示されています。内容としては「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」こと、内容の取扱いにおいては、「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練

などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること」が挙げられています。

○指導に当たって

幼稚園等における安全に関する指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即した日常的、重点的に行われるものです。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときにとるべき最善の行動について体験を通して学び取っていくことが大切です。

また、交通安全の習慣を身に付けさせるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが大切です。さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要があります。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、学校安全計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要です。なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが必要です。

(イ) 安全管理

幼稚園等は、幼児の身体的発達や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や通勤時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意し

た上で取り組むことが必要です。また、幼児の発達の特徴や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要です。

○教職員の役割の理解・役割分担

勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動することが重要です。その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動します。また、バス通園の場合は、乗車時及び降車時に空席や乗車する園児の名前、乗車人数を正確に確認し、その内容を職員間で共有することや、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておくことが重要です。

特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておきます。

全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図るようにします。

○園外保育

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となります。活動場所やその経路に関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切です。

○避難訓練・研修

朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足（徒歩・バス・電車）などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行うようにします。非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図るようにします。なお、AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにすることが重要です。保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認するようにします。

○出欠状況の確認

欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、保護者への速やかな確認及び教職員間における情報共有を徹底します。

特に、バスによる送迎にあたっては、以下の安全管理を徹底することが重要です。

①子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。

②登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。

③送迎バスを運行する場合には、事故防止の観点から、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと、また、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意すること。

④各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること

<参考>

- ・保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園におけるバス送迎にあたっての安全管理の徹底について（再周知）（厚生労働省、文部科学省、内閣府 令和4年9月6日）
- ・こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省 令和4年10月12日）

○保護者との連携

事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておきます。併せて、保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておきます。

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝えるとともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認できるような機会を意識して設けてもらうようにします。

○避難所対応

幼稚園等は基本的に避難所にならないことが多いですが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合があります。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もあります。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておくことが重要です。

(3) 道徳性の芽生えを培う教育

ア 幼児期における道徳性

道徳性とは、「人間の人間らしいよさ」「人間としてのよりよい生き方を目指して自分の行動を調節していく力」であり、その人の人格の基礎となるものです。道徳性が発達するとは、他者や社会と調和した形で自分の個性を発揮できるようになることです。

幼児期には、自分の行動を社会的な基準によって客観的に判断することはまだ難しく、自分の言動についての善悪の判断は、周囲の教師や保護者の判断に依存する傾向にあります。つまり、道徳的な判断力という部分に限っては、幼児期にはまだ自立しているとは言えず、「芽生え」の段階にあると言えます。したがって、教師の価値観や言動が大きく影響を及ぼすことに留意しなければなりません。

一方、道徳的な心情や意欲については、幼児期においても既に相手の心情を共感的に理解できますし、周囲の期待に応えようとして自分の言動を積極的に調節することもできます。つまり、幼児は周囲の人々と道徳的な関わりがある程度できるのです。したがって、他の幼児と十分に関わりながら生活することを通して、行動の仕方を身に付け、様々な感情を体験し、相手を尊重する気持ちをもつようにさせていくことが重要です。同時に、自然の美しさや身近な動植物に親しむことを通して、生命の大切さに気付き、いたわりの気持ちをもつなど、豊かな心情を育てることも大切です。

イ 道徳性の発達を促す経験

道徳性の発達のためには、特に、次の3つの力が必要です。

- ① 他者と調和的な関係を保ち、自分なりの目標をもって、人間らしくよりよく生きていこうとする気持ち
- ② 自他の欲求や感情、状況を受容的・共感的に理解する力
- ③ 自分の欲求や行動を自分で調整しつつ、共によりよい未来をつくっていかうとする力

これらの発達を促すために、幼児期には以下のような経験が大切であると考えられています。

(ア) 大人による働きかけ

幼児は、基本的に大人の言動に基づいて、

行ってよいことと悪いことを学んでいきます。そのため教師は、行ってよいことと悪いことを明確に示していくことが必要です。ただし、それは一方的に教え込むことを指すではありません。幼児が何をしたのか、その行動の何が悪かったのかを考えさせるための情報を与えるなどして、幼児が自ら気付くことができるよう援助することにより、発達を促すことができます。

ときには、幼児が気付くのを待たずに指摘することが必要な場合もあります。しかし、その際にも、なぜ悪いのか、なぜルールを守る必要があるのかを幼児に分かるように説明することが大切です。

(イ) 仲間とのやりとり

幼児は、いざこざや葛藤を経験することにより、自他の立場が違ふこと、他者も自分と同じようにそれぞれの意志や欲求、感情をもっていて、それは自分のものとは異なることに気付いていきます。そして、相手の視点からも考えられるようになることにより、相手に対する思いやりや、よいことと悪いことへの判断の発達が促されます。

特に、経験を共有して親しみを感じる友達、情緒的な一体感をもてる友達に対しては共感や思いやりの気持ちをもちやすいので、よい仲間関係をもつことが道徳的行動を動機付ける上で重要です。

(ウ) 他者との信頼関係

幼児が教師からの働きかけを受け入れられるかどうかは、幼児との信頼関係の程度に深く関わっています。

また、幼児が自分で考えようとする気持ちをもち、自分の考え方をより適切なものにしていこうとするためには、幼児自ら安定感をもっていることが必要です。

さらに、周りの人から受け入れられているという安心感をもつことにより、他者への思いやりが芽生え、よい行動をしようと

いう気持ちや他者を尊重する気持ちをもつことができます。幼児は、自分を大切にし、共感的に対応してくれる人がいて、自分の気持ちが分かってもらえると思えるときに、他者の気持ちも考えようとするのです。

(I) 自分でやり遂げる経験

幼児は、自分の意志で行動し、思うような結果が得られたとき、充実感を覚え、自己肯定感をもつことができます。ルールを守ろうとする気持ちや、よいことをしようという気持ちをもつためには、そのような充実感や自信が必要です。

また、幼児は興味や関心に支えられて行動する中で、うまくいかないことにぶつかったときにもあきらめずに取り組もうとします。このことは、自己を抑え、よりよい方法を見つける力となる点で、幼児期に留まらず、将来にわたって、よりよく生きていくために大切なことです。

(4) 家庭との連携

ア 連携の重要性

幼児にとって家庭は、愛情としつけを通して幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場です。幼稚園等は、これらを基盤にしながら家庭では体験できない社会や文化、自然などに触れ、教師に支えられながら、幼児なりの世界の豊かさに出会う場です。園では、幼児の心と体の健やかな成長・発達を願い、教育目標を明確にして指導を行っています。このように、家庭と園は双方とも幼児の発達にとって重要な役割を担っており、それぞれが十分にその機能を果たすことが大切であることは言うまでもありません。

ところが、家庭は様々な事情によりその機能が十分に発揮できない場合もあります。園は家庭の事情をよく理解し、それに応じてそれぞれの家庭との連携の方法を考えていく必要があります。

幼児にとっては、家庭と園の両方が生活の場です。保護者と教師の信頼関係が築かれていれば、幼児は安定した気持ちで生活を楽しみながら成長・発達を遂げていきます。反対に、両者の考え方に違いがある場合には、幼児は戸惑い、行動の方向を見失い、教育の効果は表れにくくなります。

幼児期の教育は、大きくは家庭と園で行われ、両者が連携し、連動することで幼児一人一人の発達を促していくと言えます。

<参考>

・「幼児期から児童期への教育」国立政策研究所

イ 連携を図るための基本

(7) 家庭における幼児の生活実態の把握

園生活が家庭生活と連続して営まれるようにするためには、まず、一人一人の幼児が家庭でどのような生活をしているか、何をどのように身に付けているかなどの実態を把握しなければなりません。また、一人一人の幼児の興味・関心の傾向や必要な経験などを考慮し、適切な環境を構成して園生活が楽しいものになるよう配慮することが必要です。

(1) 家庭との信頼関係の確立

教師には、様々な期待や不安をもっている保護者の心情を理解し、よき相談相手となって、共に考えていこうとする姿勢が望まれます。これによって、保護者は教師を信頼し、安心して話せるようになります。

保護者にとって一人一人の幼児は、かけがえのない存在です。保護者の話に誠意をもって耳を傾け、きめ細かく、公平に接するように努めましょう。

(参照 P.92「カウンセリング・マインド」)

その上で、家庭教育の重要性について保護者の理解が得られるよう努めるとともに、幼児の成長を保護者と共に喜び合う態度も必要です。

なお、家庭の事情や個人的な問題につい

ては、秘密を固く守るよう特に留意しなければなりません。それによって、家庭との信頼関係は一層確かなものとなります。

ただし、次に説明する虐待の対応については、専門機関への連絡を優先させなければなりません。

ウ 児童虐待への対応

学級を担任する教師は、幼児と生活を共にする中で、触れ合いを通して、虐待を受けている幼児を発見しやすい立場にいます。

着替えをしているときに、大腿部内側や腹部など通常ではできない箇所のあざや傷に気付いたり、幼児の様子について「何かおかしいな」と感じたりするなど、幼児の心身の変化に気付いたら、虐待を受けている可能性についても考えてみます。保護者による幼児の扱いがとてども乱暴であったり、言動が不自然であったりするなど、愛情が感じられない場合も同様です。

ときには、幼児や保護者から直接、訴えや悩みを聞く場合もあります。教職員は、日頃から、幼児の姿を注意深く観察し、できるだけ早い段階で虐待に気づき、速やかに対応する必要があります。

虐待に気付いたら、市町村または児童相談所への通告をすることを前提に、そのときの状況や日常の幼児・保護者との関わりの中で気付いたことなど、把握した情報を正確に時系列で記録します。これらの情報は、その後の対応のために不可欠です。

同時に、主任教諭や先輩の教師などに相談し、園長に報告します。園内の連絡は、迅速に行うことが大切です。

特に、幼児の生命に関わる深刻な状態であれば、幼児の身体の安全確保に努め、市町村や児童相談所などに対して通告するなどの緊急な対応が必要となります。場合によっては、警察に直接連絡することも考えられます。「虐待でなかったらどうしよう」と考えがち

ですが、虐待かどうかは専門機関が判断します。一人で抱え込まず、主任教諭や管理職に報告・相談してみましよう。通告を受けた児童相談所などの専門機関が調査した結果、虐待の事実がなくても責任を問われることはありません。

虐待の事実があった場合も、全ての事例で幼児が一時保護所などに預けられるわけではなく、在宅のまま専門機関の職員の指導を受ける場合もあります。このような場合、保護者に対しては、否定的なイメージをもたずに対応しましょう。虐待行為に至るまでには、保護者自身が悩み、支援を求めている場合もあります。非難したり、一方的に指導したりしないよう十分配慮しましょう。対応する側が一貫して保護者を支援する姿勢を取ること、一度は悪化した関係が修復されることも少なくありません。実際、虐待をした保護者自身が児童相談所などの専門機関に相談・通告することも多いのです。

(参照 P.97「児童虐待」)

(5) 幼児期における人権教育

ア 「自尊感情」を育む

就学前の幼稚園等の教育においては、人権感覚の基盤となる「自尊感情」を育むことが重要です。また、子供一人一人が大切にされているということを体感できるような関わりを積み重ねていくことが重要です。

「自尊感情」は、長所及び短所を含めた本人のありのままを受け入れ、認めてくれる大人の態度によってもたらされるものです。しかし、これが十分に育まれていない子供は、他者に対して信頼感をもつことができなったり、他者を排除したり、攻撃的な態度を示すことが多くなります。また、ありのままの自分を出すことに自信がもてず、自分の殻に閉じこもるなど、幼児期以降の発達にも多大な影響をもたらすこととなります。

イ 人権教育の重点

幼児期の発達の課題を的確に把握しながら、人権教育のねらいである「自他を大切にできる心」を育むためには、次の視点をもつことが大切です。

- 基本的な生活習慣を身に付けること
- 友達と協力したり、助け合ったりして人と関わる力を育てたり、人と関わる楽しさを味わったりすること
- 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわり、大切にしようとする気持ちを育てること
- 思ったことや感じたことなど自分の思いを言葉で適切に表現すること
- 自分からやってみようとする意欲や活力を高めること
- 自分がかげがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であることを実感すること
- 自分と他の人の違いを認められるようにすること
- やってよいことと悪いことの判断力を育てること

これらは、「生活」・「他者との関係」・「興味・関心」の3つの視点から幼児に小学校入学までに身に付けてほしいこととして県教育委員会が示す子育ての目安「3つのめばえ」(参照 P.94 P.108)とも共通する部分です。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が大切です。

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。保育所、小学校、特別支援学校、家庭・地域社会などと連携を図り、「自他を大切にできる心」の芽を伸ばし、育てていく指導の工夫に取り組みましよう。

<参考>・幼稚園教育要領解説

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

- ・子育ての目安「3つのめばえ」
- ・接続期プログラム
- ・埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）

(6) 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めることとされています。

幼児の中には、見えにくさや聞こえにくさがある子、知的発達に遅れがある子、運動・動作が困難な子、病弱な子、人との関わりが苦手な子、感情や行動のコントロールが苦手な子などがいます。こうした幼児たちにとっては、障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた教育上の特別な配慮が必要となります。

ア 障害のある幼児などに対する基本的な理解について

同じ障害のある幼児などであっても、その実態や状況は一人一人異なります。指導に当たっては、障害そのものについての理解とともに、対象となる幼児についての理解が極めて重要です。そのことが指導方法を考える上での基本となります。行動の観察や指導の記録を通して、多角的な視点から理解することが大切です。

以下、障害のある幼児の基本的な理解の仕方を、次の(ア)から(ウ)の3つの観点から考えてみます。

(ア) 障害についての理解

障害は、身体的な障害や知的発達の遅れ、情緒の障害など様々であり、障害の種類や程度、生育歴、発達段階によって、現れ方も多様です。

そのため、幼児一人一人の見方や適切な支援の在り方を考えていくことが必要です。

障害のある幼児などを特別扱いするのではなく、また、援助ということに留まるこ

となく、他の幼児と体験を共にし、共感する中で人との関わり基礎を作ることが大切です。教師は園における実態を十分に観察し、事実の記録を残し、関わり方を考え工夫していくことが障害についての理解につながります。

(イ) 発達の面からの理解

障害のある幼児などが示す行動の中には、大人から見て理解しにくいことがあります。しかし、幼児の発達の道筋の中で理解すると、その行動の意味がよく分かる場合があります。

例えば、砂場で4歳児がだんごを作ったり、プリン型の抜きをしたりして遊んでいて、それを次々に壊していたとします。こうした子は、困った子と見られがちです。しかしながら、この幼児の場合、まだ砂をだんごやプリンに見立てて遊ぶことを楽しむ段階ではなく、物が壊れて変化することを楽しんでいる感覚運動的な段階の行動とも考えられます。

教師は、幼児が示している行動に対する発達の意味を探り、幼児の思いに寄り添いながら指導を進めていく必要があります。また、障害のある幼児の中には、成長が極めて緩やかで、長期間、同じ段階にとどまっているように見える幼児もいます。そのような場合にも、その幼児の発達の道筋を見失うことなく、性急な指導を避け、長い見通しに立った指導を行っていくことが必要です。

発達の状態には個人差があります。あくまでも変化していく「この子の状態」を理解し、発達上の課題を柔軟な視点で捉えていくことが望まれます。そのためにも、一人一人の発達の状況について、あらゆる手掛かりを基に総合的に見ていくことが重要になります。

(ウ) 一人一人に応じた指導を展開するための理解

障害のある幼児など一人一人に応じた指導を行う場合、基本的には、幼稚園等の教育の立場から指導を進めていきますが、障害の状態を理解するため、医師や心理学の専門家等の専門的助言を生かすことも必要です。

診断名は、障害のある幼児などを指導するための理解の一助となりますが、それだけで具体的な指導の在り方が導き出せるわけではありません。日々、幼児と接している教師が、具体的な指導の在り方を導き出さなくてはならないのです。

幼児は、自分自身の状態を上手に言葉で説明したり、訴えたりすることはできません。一人一人、その表情や行動で表現しているのです。特に、障害のある幼児などの指導に当たっては、そうした一人一人のありのままの表現や心身の状態を、まずそのまま受け入れるという受容的な姿勢が必要です。その上で、幼児の行動の裏にある思いや訴えを分析し、支援につなげていきます。

例えば危険な行動をとりがちなのか、集団への参加の状況はどうかなどの実際の行動の仕方を知った際には、その場面に即して、幼児が意欲をもって取り組むためにどのような配慮をしていくことが望ましいかなどについて考える必要があります。

幼児は、興味や関心をもって取り組むことができる場であると、自己のもっている力を十分に発揮することができるようになります。能力を十分に発揮できるようにするためには、幼児が興味や関心をもち、積極的、意欲的に取り組むことのできるものは何かを把握しなくてはなりません。

このような一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導を行うためには、特別支援学

校等の助言又は援助を活用しつつ、一人一人の指導についての計画(個別の指導計画)や、家庭・医療・福祉などの関係機関と連携した支援のための長期的な視点による計画(個別の教育支援計画)を個別に作成するなどして、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う必要があります。

イ 家庭との連携について

幼児の発達を促すためには、家庭との連携は欠かせません。幼児の生活全般を理解することにより、現在の状況を把握し、今後の見通しをもつことができます。また、保護者との連携を進める中で、よりよい指導の在り方を考える手掛かりにもなります。

まず保護者の心情を教師が理解しようとするのが大切です。教師の側から積極的に保護者とふれあう機会をもつように努め、保護者が心から打ち解けて話ができる関係をつくり出しておくことが大事です。

ところが、教師は望ましい育児の在り方を伝えようとしたり、改善したい点のみを指摘したりすることになりがちです。障害のある幼児などを育ててきた過程にどのような葛藤があったのか、今どのような悩みがあるのかなど、保護者の話すことをまずありのままに受け止め、ねぎらうことが、信頼関係を生み出す近道となることを忘れてはなりません。

保護者の悩みや苦勞を理解しようとする教師の姿勢に、保護者が心を安定させたり、幼児の一面にとらわれて見失いがちな全体的な発達に気付いたり、これまでの育て方を振り返ったりすることにつながる場合があります。同時に、保護者の心情を理解しようとする努力を通して、教師にとってもその幼児に何が最も必要かが明確になってきます。

幼稚園等と家庭との信頼関係は、家庭を一方的に理想とする方向へ導くことではなく、

一人の幼児のよりよい発達を願って、共に考え合うことによって生まれるものであることを忘れてはなりません。

埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性について適切に理解を得たりするために「サポート手帳」を作成しています。この「サポート手帳」は、主に発達障害があったり、発達が気がりであったりする子供の保護者のうち、希望者に市町村で配布しています。就学支援の充実を図るためにも「サポート手帳」の積極的な活用を推進しています。



ウ 障害のある幼児などの就学相談について

就学の時期を迎えた障害のある幼児などの保護者にとって、将来を見据えた我が子の教育については重大な関心事であり、いろいろな不安を感じたり、悩んだりするものです。

就学相談は、一人一人の障害の状態や特性等を的確に把握することから始まります。そのため、幼稚園等での記録は就学相談の大切な資料となります。しかし、これらの資料は、プライバシー保護の観点から慎重に取扱うことが必要です。

就学先については、当該幼児の居住する市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域

の状況等を踏まえ総合的な観点で決定する仕組みになっています。

また、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、発達の程度、適応の状況等を勘案しながら見直されることもあります。就学先としては、次のような教育の場があります。

(ア) 小・中学校等

○通常の学級

○特別支援学級（全校設置ではない）

障害種別には、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、難聴・言語障害特別支援学級、弱視特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級があります。

○通級指導教室（全校設置ではない）

対象となる障害については、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者です。埼玉県では「難聴・言語障害通級指導教室」と「発達障害・情緒障害通級指導教室」があります。

(イ) 特別支援学校

○視覚障害の特別支援学校

○聴覚障害の特別支援学校

○病弱の特別支援学校

○知的障害の特別支援学校

○肢体不自由の特別支援学校

(7) 外国につながる幼児等の幼稚園生活への適応

外国籍の幼児や海外から帰国した幼児等、生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うこととされています。

ア 外国につながる幼児等に対する基本的な理解について

国際化の進展に伴い、幼稚園等においては海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる幼児が在園することがあります。

一人一人の実態は、その在留国や母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、さらには家庭の教育方針などによって様々です。これらの幼児の中には生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児もいます。

イ 指導にあたって

一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要です。

こうした幼児については、まず教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握すること、その上で、その幼児が教師によって受け入れられ、見守られているという安心感を持ち、次第に自己を発揮できるよう配慮することが重要です。

教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮することも大切です。その際、保護者に対し、丁寧に園生活や園の方針を説明するようにしましょう。

さらに、幼児が日本の生活や園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切です。

様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながります。そのことは、幼児が一人一

人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなります。

一方で、幼児期は外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わずに感じたことを言ったりする傾向も見受けられます。教師は、そうした感情を受け止めつつも、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付くよう促していくことが大切です。

新規採用教員に贈る言葉③

One for all, All for one.

これは、ラグビーを語るときに使われている言葉です。一般に「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という意味で使われることが多いかと思いますが、しかし、後半の「All for one」は、「みんなは1つの目的のために」と考えるべきだとも言われています。

幼稚園等は、何のために存在していますか。子供たちの成長の支援のために存在しています。初任者の皆さんは、一日も早く勤務園の生活に慣れるとともに、園の力(戦力)として活躍してほしいと願っています。併せて、積極的に運営に参加し、園が地域から求められる役割を担う一翼となってもらいたいと期待しています。



埼玉県マスコット「コバトン」

Q & A

1 指導計画どおりに活動が展開しなかった場合は……	6 1
2 指導要録の記入の方法は……	6 2
3 幼稚園等における文字への関わり方は……	6 6
4 幼稚園等における数量への関わり方は……	6 7
5 絵本の選び方、与え方は……	6 8
6 身近な動植物との触れ合いをもつためには……	6 9
7 小動物を怖がる幼児には……	7 0
8 幼児の事故やけがの救急処置は……	7 1
9 友達とのけんかは……	7 3
10 乱暴な言葉を使う幼児には……	7 4
11 我慢ができない幼児には……	7 5
12 外遊びをしたがらない幼児には……	7 6
13 興味のないことや不得意なことをしたがらない幼児には……	7 7
14 給食（弁当）をよく残す幼児には……	7 8
15 園でよくあくびをする幼児には……	7 9
16 幼児語（赤ちゃん言葉）が抜けない幼児には……	8 0
17 衣服の始末ができない幼児には……	8 1
18 じっくりと物事に取り組めない幼児には……	8 2
19 おもらしをしたときの幼児への関わり方は……	8 3
20 自分の思いどおりにならないと泣く幼児には……	8 4
21 意思表示ができない幼児には……	8 5
22 保護者や地域の方からの苦情に対しては……	8 6



埼玉県マスコット「コバトン」

I 指導計画どおりに活動が展開しなかった場合は……

園の教育目標、幼児の姿や興味・関心、季節等を考えて、指導計画を作成し実施しましたが、計画どおりに活動が展開しませんでした。計画の立て方が悪かったのでしょうか。

これからどうすればよいのでしょうか。

(1) 指導計画と具体的な指導

指導計画は、一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開して、必要な体験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説です。

幼稚園等の教育では、幼児が環境に関わって生活をつくり出すことを基本としているため、どれほど綿密に考えた計画でも、教師の予想とは違った展開になることがあります。

実際に保育を展開する中では、幼児の発想や活動の展開を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容を修正したり、環境を再構成したり、幼児の実態に即して必要な援助を行ったりするなど、指導計画を柔軟に修正することが必要になります。このように、具体的な指導は、指導計画によって指導の方向性を明確にもちながら、幼児の生活に応じて弾力的に行うものです。

(2) 指導計画作成上の留意点

指導計画の考え方は、本書の基本編「第Ⅱ章 3 教育課程の役割と編成等」及び「第Ⅱ章 4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」に示されています。この考え方を十分理解して指導計画を作成しましょう。

幼稚園等は、幼児が主体性を発揮して幼児期にふさわしい生活を展開する場です。幼稚園等の教育の目標は、幼児が生活の中で発達に必要な様々な体験を重ねることにより達成されていきます。幼稚園等では、発達の過程でどのような経験が必要なのか、またそうした経験を得るにはどのような環境をつくり出したらよいか、さらに、幼児が今直面している課題は何かなどを見通して、指導の順序や方法を検討し、計画性のある指導を行うことが大切です。

2 指導要録の記入の方法は……

指導要録の「指導に関する記録」は、どのように記入すればよいでしょうか。

(1) 「指導の重点等」

この欄は、どのような指導を行ってきたかが明確になるように、「学年」及び「個人」の指導の重点を記入します。ここに記された指導の重点が、「指導上参考となる事項」の欄に幼児の発達の様子を記入するための観点となります。

記入に際しては、当該年度における指導の過程について次の視点から記入します。

ア 学年の重点

年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定されたものを記入します。

イ 個人の重点

一年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入します。

(2) 「指導上参考となる事項」

この欄は、ねらい（発達を捉える視点）と学年の「指導の重点等」の二つの観点に照らして、幼児の発達する姿を園生活を通して全体的、総合的に捉えて記入します。その場合、できるだけ具体的で簡単明瞭な記述をすることが必要です。また、問題点の指摘ではなく、幼児のよさや可能性を捉えることが大切です。発達の実情から向上が著しいと思われるものを記入します。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意しましょう。

なお、次の年度の指導に役立てるため、次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項や、幼児の姿だけでなく指導に対する反省及び評価等を具体的に記入します。

また、幼児の健康の状況などについて指導上特に留意する必要がある場合は、この欄に記入します。

幼稚園教育要領の改訂に伴い、指導要録が改善され、次の事項が追加されました。

最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を記入します。

その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入しましょう。記入に当たっては、小学校の立場からその幼児の発達する姿が具体的に読み取れるように、また、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうために必要だと思われる事項などを簡潔に読みやすく表現することが必要です。

(3) 「出欠状況」

ア 教育日数

1年間に教育した総日数を記入します。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢の全ての幼児について同日数です。

転入園等をした幼児については、転入園等をした日以降の教育日数を記入し、転園又は退園をした幼児については、転園のため当該施設を去った日又は退園をした日までの教育日数を記入します。

イ 出席日数

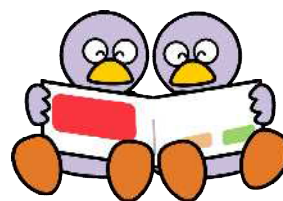
教育日数のうち当該幼児が出席した日数を記入します。

(4) 「備考」

出席停止等、教育日数にかかわる事項について、詳細を記載する必要がある場合に記入します。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（いわゆる預かり保育）を受けている幼児については、その時間の中で特に指導上参考になることなど、記載する必要がある場合に記入します。必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入します。

(参照 P.98 用語解説「指導要録」)



埼玉県マスコット「コバトン」

(5) 「参考」

幼稚園幼児指導要録（指導に関する記録）

ふりがな		令和	年度	令和 ○ 年度		令和 ○ 年度	
氏名	〇〇 〇〇 令和〇年〇月〇日			指導の重点等		(学年の重点) 自分の思いや考えを出しながら、友達と一緒に生活することの楽しさを感じる。	(学年の重点) 友達と思いを伝えながら、一緒に活動することを楽しむ。
性別	○	(個人の重点) 好きな遊びに取り組みながら、友達と関わって遊ぶ楽しさ味わう。	(個人の重点) 自分なりのめあてをもち、やり遂げた満足感を味わう。				
ねらい (発達を捉える)							
健康	明るく伸び伸びと、 自分の体を十分に 健康、安全な生活	指導上参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・入園当初は、初めての集団生活に戸惑い緊張が見られたが、教師をよりどころにしながら次第に安定していった。 ・絵を描いたり、作ったりすることを好み、自分のイメージを表現することを楽しむ様子が見られた。 ・本児が得意とすることをきっかけにしてよさを認め、周囲に知らせていくことで、友達と関わりがもてるようになっていった。次第に気の合う友達との遊びを楽しむようになっていった。 ・新しいことに対しては消極的であるので、教師と一緒にやることで楽しさを感じられるようになっていった。 ・3学期になると、竹馬に乗れるようになったことが周囲に認められ、頑張って取り組んだことが自信につながり、自分の思いを出しながら気の合う友達以外の友達と活動する楽しさを感じるようになってきた。 ・自分の思いを出しながら活動する中で、友達関係を広げていけるように援助していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進級し、クラス替えがあり担任が変わったことで、友達の様子を観察している様子が見られたが、年少からの友達と関わることで次第に安定していった。 ・鉄棒に興味をもち、逆上がりができるようになったことが、クラスの友達に認められ、自信となつていろいろな活動にも意欲的に取り組むようになっていった。 ・大勢の前に出ると緊張してしまう傾向にあるが、3学期の生活発表会では、自分の力を発揮できたことが自信となり、学級で取り組む活動にも意欲的になるなど成長が見られた。 ・幼稚園生活で経験を積み重ねる中で、周囲から認められたことが自信や意欲につながっている。小学校生活でも、よさを認められることで力を発揮し、自信をもって生活できるような支援が必要である。 		
人間関係	幼稚園生活を楽し 身近な人と親しみ 社会生活における						
環境	身近な環境に親し 身近な環境に自分 身近な事象を見た						
言葉	自分の気持ちを 人の言葉や話な 日常生活に必要な						
表現	いろいろなもの 感じたことや 生活の中でイメ						
出欠状況	年度	備考					
教育日数							
出席日数							

※この様式は国が示す参考を用いたものであり、様式は設置者が定めることになっています。

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）（様式の参考例）

ふりがな		令和○年度		幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿	
氏名	A 児	令和○○年○月○日生	指導の重点等	「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるものではないことに留意すること。	
	(学年の重点) 友達と思いを伝え合いながら、一緒に活動することを楽しむ。				
性別	女			健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
ねらい				自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導上の参考となる事項	指	協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。			道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分り、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立つて行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分り、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくらしたり、守ったりするようになる。
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	指	導	社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになる。また、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち、社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。	指	導	自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。			数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	指	導	言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
	人の言葉や語などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。			豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。
表現	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。	指	導	豊かな感性と表現	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。				
出現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	指	導		
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				
出欠状況	年度	備考	備		
	教育日数				
	出席日数				

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
- ・その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入すること。

3 幼稚園等における文字への関わり方は……

文字に対する興味や関心の程度は、個人差があります。幼稚園等では、文字に興味をもった幼児に、どのように指導すればよいでしょうか。

(1) 幼稚園教育要領等における扱い

幼稚園教育要領等の「言葉の獲得に関する領域『言葉』」では、「(10)日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう」と内容が示され、その「内容の取扱い」では、「(5)幼児（園児）が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること」と示されています。また、「身近な環境との関わりに関する領域『環境』」では、「(3)身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする」ことを、ねらいに挙げています。幼稚園等では、これらの趣旨を踏まえて指導に当たる必要があります。

(2) 幼児の実態を捉えることから始める

幼児の文字に関する発達には個人差があるため、実態把握が大切です。

文字に対して、どのような興味・関心をもっているか、どんなときに興味・関心を示すか、どのような行動で表すかなど、指導の手掛かりをつかみ、タイミングを捉えて指導することが大切です。

(3) 日常生活の中で経験する

幼児は、日常生活の中で、花壇の草花や飼育動物の名札、広告紙等、多くの文字に触れています。例えば、友達に関心をもつと、胸についている名札を見たり、靴箱やロッカーに目を向けたりするようになり、友達の名前や靴の置き場所などを自然に覚えていきます。幼児は覚えた文字を使いたがるので、日常生活の中で自然に文字を扱う経験ができる環境を意図的につくるのが大切です。環境が整うと、遊びの中でお店屋さんごっこの手ケットや看板を作ったり、「カルタ取り」を好んで行ったりする幼児の姿が見られるようになります。

(4) 一人一人に応じた指導を工夫する

絵だけを見ながらパラパラとページをめくる、拾い読みで一文字一文字を追っていく等、絵本の見方は幼児により様々です。教師は、個々の幼児の興味・関心に即して、無理なく文字を扱えるように援助しましょう。

例えば、読めない文字を聞きに来たA児には温かく教え、絵本の内容に関心のあるB児には心を込めて読み聞かせ、絵本を自分で読んでいるC児や友達に読んであげているD児には、そっと見守るようにします。また、文字を書くことに興味を示す幼児には、自分の名前を書かせたり、紙片を利用して簡単な絵本を作らせたりするなど、文字を書く機会を設けるとよいでしょう。

4 幼稚園等における数量への関わり方は……

家庭で数を覚えてきて、数えたり、たし算ができたりすることを友達に自慢する幼児がいます。幼稚園等では、数量についてどのように指導すればよいでしょうか。

(1) 幼稚園教育要領等における扱い

幼稚園教育要領等の「身近な環境との関わりに関する領域『環境』」では「(3)身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする」ことを、ねらいに挙げています。また、内容の取扱いとして、「(5)数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること」と示されています。

幼児期には、単に知識を獲得することを目指すのではなく、その働きについて実感できるようにすることが大切です。幼児が日常生活の中で、数えたり量を比べたりすることの便利さと必要性に気づき、数量に関心をもって関わるよう援助することが大切です。

(2) 幼児の実態を捉えることから始める

幼児が数量について、どのようなときに興味や関心を示し、どのような行動で表すかなどの実態を捉えることが必要です。

例えば、おやつ有的时候に、幼児のおやつを取り方、分け方、配り方などの様子を観察すると、幼児の数量に対する興味・関心、理解の程度などが把握できます。幼児の生活や遊びの中には、数量に関する要素が多く含まれています。数量の指導に当たっては、幼児の実態を十分捉えておき、幼児の必要性や興味から出発することが基本です。

(3) 日常生活や遊びの中で取り入れる

幼児は、生活や遊びを通して様々なことを学んでいます。例えば、お店屋さんごっここの品物に値段を付けたり、お金を作ったり、人数を数えたり、積木を高く積んで高さを比べたりする活動では、自然に数量に関わっています。このような活動を積み重ねることにより、数量に関する感覚が豊かになっていきます。

幼児期には、習熟の指導に努めるのではなく、幼児の興味や関心を十分に広げ、遊びの中で数量に関する感覚を豊かにすることが大切です。

(4) 一人一人に応じた指導を工夫する

数量に対する関心の度合いや理解の程度には、個人差があります。この点を十分に配慮し、幼稚園等では、一人一人の幼児の興味・関心に即して、生活の場面で機会を捉えて指導することが望まれます。

質問のように、家庭で兄弟姉妹の影響を受けることにより、数量の操作などに興味をもち始める姿はよく見られます。そのような幼児に対しては、まだ早いからと興味・関心を否定したりすることなく、幼児が得た知識を具体的な事物を通じた体験とつなげていくように援助しましょう。

5 絵本の選び方、与え方は……

たくさんの絵本がありますが、どんな絵本を選んで、どのような与え方をすればよいでしょうか。

(1) 絵本の選び方

絵本は、幼児の発達と興味や関心を考慮し、園の方針や年間指導計画に沿って選びます。幼児が好むからといって、どんな本でも与えてよいわけではありません。絵本の内容、与える本の冊数、場の設定、指導の方法などについて、園内で十分に話し合うことが大切です。

幼児に絵本を紹介するに当たっては、教師自身が様々な絵本に関心をもち、絵本について広く知識を得ておくことが必要です。ブックリストを作っておくと、読む時期や幼児の興味や関心に合わせて絵本を選択したり、有効に活用したりすることができます。

近年は、非常に多くの絵本が発行されています。幼児に読んであげたい絵本について、園内で情報を交換したり、近くの図書館で情報を得たりするとよいでしょう。

図書館では、おすすめする絵本のリストや機関誌を発行して情報を提供しています。幼児向けの絵本について、司書が相談にのってくれるところもあります。また、インターネットを活用して、絵本の情報を得る方法もあります。

(2) 絵本の与え方

興味や関心がない絵本を無理に与えたり、一度に与えすぎたりしないように留意します。結果的に、絵本に対する興味を失わせたり、飽きやすくしたり、絵本を粗末にしたりするおそれがあるからです。幼児の興味や関心に応じて、絵本を適切に与えることが大切です。

(参考) 読書環境について

望ましい読書生活の基礎をつくるためには、快適な読書の場を設けることが大切です。例えば、採光のよい明るい場所で、幼児用の椅子や、自分で出し入れできる書棚や本立てを用意すると、いつでも自由に本を見ることができる環境になります。本の種類も幼児に適したものを選んでおきましょう。季節や行事などの時期、絵本に接した経験、幼児の年齢や発達、興味や関心の程度などを考慮して、時々絵本を入れ替えると、絵本への関わりが活発になります。

6 身近な動植物との触れ合いをもつためには……

幼児たちに「この花きれいね」と問いかけても、あまり関心を示しません。
関心を示す幼児もいますが、長続きしません。
どのように関わればよいのでしょうか。

(1) 時期や種類を考慮する

幼児期に、身近な動植物と触れ合うことは、自然に対する感性を育み、動植物をいたわり、大切にしようとする気持ちを育てることになります。園生活において、身近な動植物と触れ合ったり、飼育・栽培をしたりすることは、とても大切な経験です。幼児の関心を高めるためには、成長や変化が分かる時期を捉えること、飼育・栽培しやすく親しみやすい動植物を選ぶこと、幼児の年齢や経験などを考慮することなどが大切です。

(2) 応答性のある環境を整える

幼稚園等の教育における環境は、ただそこにあるというだけでは、あまり意味をなさず、応答性がなければなりません。花壇に植えた花は、幼児がそれに関わってこそ環境としての役割を果たします。関わらなければ、幼児にとって陳列ケースの中に入っているようなものにすぎません。「この花きれいね。」という先生の言葉が幼児の心に響かないのは、このためです。花という環境と関わることによって、幼児は多くのことを体験します。「お花を大事にしましょう。」とか「花壇に入ってははいけません。」などと行動に制限が多いと、幼児は関心をなくしてしまいます。

身近な動物への関わりについても、同様です。生活の中で幼児が身近な動植物と触れ合う経験を豊かにすることに、幼稚園等で飼育・栽培をする意味があります。

(3) 世話の方法等を考える

当番を決めたり教師が中心になって行ったりするなど、幼児の発達や仕事量に応じて、よりよい方法を考えて世話を行うことが大切です。幼児は、動植物の世話をすることを通して、小動物の成長や習性、植物の発芽・成長・開花・結実の様子等、多くのことを学びます。自分たちの友達という感情をもつほど、親しみを深めることもあります。また、当番活動を通して、用具の使い方、整理・整頓の仕方も学びます。

小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮することが必要です。その際、地域の獣医師から動物の適切な飼い方についての指導を受け、常に健康な動物と関わるようにする必要があります。

また、動物や植物に対するアレルギーや感染症などについて、事前に保護者に尋ねるなどして十分な対応を考えておくことが必要です。さらに、動物に触れた後には手洗いやうがいをする習慣を身に付けるよう指導します。

7 小動物を怖がる幼児には……

A児は、園で飼育しているウサギなどを極端に怖がります。
どのように関わればよいでしょうか。

(1) 無理なく恐怖心を取り除く

多くの幼児は、小動物や昆虫に対して強い好奇心を示します。アリをたくさん捕まえて飼育したり、ダンゴムシやカブトムシの幼虫に興味をもって探し回ったりします。威嚇してハサミを振り上げるザリガニに、ためらいながらも指を近付けてみたり、触れてみたりする幼児もいます。ウサギやモルモットなどの小動物に対しても、抱いたり、頭をなでたりするなど、親しみをもって接します。

しかし、A児のように、極端に小動物を怖がる幼児もいます。過去に小動物に関わって怖い思いをした場合も考えられます。まず、怖がる原因を調べ、恐怖心を取り除くことに努めます。慣れさせようとして、怖がっているのに無理に近付けたり、触れさせたりすることは、望ましくありません。教師が、小動物に触れたり餌を与えたりする姿を見せ、正しく飼育すれば怖がる必要はないことを、徐々に幼児に知らせていくようにします。

例えば、ウサギの餌の与え方や抱き方もまず教師がやってみせましょう。小動物は、元来、人に触られることを嫌がります。ぎゅっと抱いたり、耳を引っ張ったり、追いかけて回したりすれば、ウサギは人に対して恐怖心を抱きます。小動物は大切に扱う必要があることを、体験を通して知らせましょう。

(2) 小動物に触れる機会を大事にする

今まで小動物に触れた経験がないために、怖がる場合も考えられます。また、身近な大人が小動物を嫌いな場合、幼児にも一切触れさせようとしなかったり、「この虫は怖いよ」「あの動物に触れるとかまれるよ」などと幼児に不要な恐怖心を与えたりすることもあります。保護者には、小動物に触れる意義を理解してもらえるように努めましょう。同時に、教師が積極的に、園生活の中で小動物に触れる機会をつくったり、絵本などで小動物を取り上げたお話をしたりするなどして親しみをもたせることが大切です。

小動物に触れる際には、小動物にかまれたりひっかかれたりする事故や感染症に感染することなども予測されるので、安全に十分配慮するとともに、万一の場合を想定して事故の対応を考えておくことが必要です。特に、アレルギーや感染症については、事前に保護者に尋ねるなどして対応を考えておきます。

8 幼児の事故やけがの救急処置は……

入園後、間もない時期であったため、特に注意をしていましたが、幼児がブランコから落ちてしまいました。

事故やけがをしたときの処置は、どのようにすればよいでしょうか。

(1) 状況の把握と園長への連絡

幼児の事故やけがは、いつ、どこで起きるか分かりません。事故が起きたら慌てずに、迅速かつ適切に処置をします。まず、事故現場へ行き、幼児の状態やけがをしたときの様子を確かめ、救急処置を行うと同時に、事故の状況を正確に把握して管理職に報告することが大切です。

(2) 処置をするための手順と方法

けがの状態によって処置の仕方が違ってきます。出血状態、傷の程度、打撲や骨折、ショック症状等が見られないかをよく観察し、状況によってはAEDを用い、心肺蘇生を実施するなど初期対応に万全を期すことが大切です。養護教諭がいる場合には養護教諭の救急処置の協力を得て、必要に応じて管理職の判断の下、医療機関（専門医）を受診させます。生命の危険があると判断した場合には、負傷した幼児の体を動かさず、早急に救急車を要請します。

幼児は、事故の発生状況や痛みの度合いを言葉で表現しにくく、判断しづらいことがあります。判断に困ったときは、専門医に受診するようにします。

ア 軽度の負傷と判断した場合

病院へ連れて行かなくて済むようなすり傷や切り傷は、汚れた部位を流水で十分洗い流し、保護ガーゼを当てます。

また、軽度であっても、幼児によっては傷が化膿しやすいことがあります。消毒薬や湿布等の外用薬によってアレルギーを起こす幼児もいます。幼児の体質等についての情報を保護者から事前に把握しておき、処置の際には十分に気を付けましょう。

イ 出血が多い場合

傷口に清潔な布（滅菌ガーゼ）を当て、その上からしっかり押さえ止血します。手や指の場合は、心臓より高く上げるようにして医療機関を受診します。

ウ 強い打撲の場合

骨折や内出血をしているおそれがあります。患部を動かさないようにし、氷のうや冷水を含んだタオルなどで冷やします。特に、頭を打っている場合は重大です。至急、管理職に報告して指示を仰ぎ、救急搬送を要請するなど適切に対応します。

エ 眼を負傷した場合

砂などの異物が目に入ったら、こすらずにすぐ水で洗い流します。腫れたり、出血したりしたときは、眼を強く押さえたり、こすったりしないよう注意します。

また、眼部打撲の場合は、時間が経ってから視力低下を起こすことがあり、なかには視機能に障害を残す場合もあります。

眼を負傷した場合には、すぐに眼科医へ連れて行き、必ず診察を受けさせることが必要です。

(3) 特に留意する事項

- どんな場合であっても、第一発見者は、けがをした幼児から離れてはいけません。大きな声を出して助けを呼ぶなど人を集めましょう。
- 教師が手当てをしている間に二次災害が起きないように、必ず他の教職員等に協力を依頼し、他の幼児に動揺を与えないように事故現場から遠ざけるなど配慮します。
- 医療機関へ連れて行く場合は、保護者に連絡して了解を得ることが必要です。連絡するときは、具体的に状況を伝えて、保護者に過度の不安を与えないように気を付けます。また、医療機関ではけがをしたときの状況を、医師に正確に伝えます。
- 事故について保護者に報告します。その後も完治するまで保護者との連絡を密に取り、信頼関係を保つように心掛けます。保護者への連絡は電話だけでなく、ときには直接出向いて伝えたり、様子を聞いたりすることも必要です。保護者の心情に配慮し、誠意を尽くして対応しましょう。なお、軽度なけがの場合でも、けがをした状況や処置について、保護者に報告することが大切です。
- 事故については、発生の状況、事後措置を含む対応の状況を記録しておくことが重要です。後で、経過を追っての記録が必要になる場合もありますので、メモを取っておくとよいでしょう。
- 管理下のけがは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の要件に該当すれば申請の対象となります。医療機関へ行った場合は、その手続きを行います。
- 危険な場所や物がないか、常に遊具や用具の点検を行い、園舎・園庭の整備について、配慮することが必要です。幼児には遊具の安全な使い方や危険について指導をします。
- 負傷の原因に他の幼児が関係している場合、事実をよく把握して管理職に報告・相談を行い、指示を仰いで、丁寧に対応します。
- 日頃、全教職員が正しい救急処置の方法を学んでおくようにします。

9 友達とのけんかは……

友達と遊んでいるうちに、おもちゃの奪い合いから、けんかになりました。
双方とも自分が自正しいと主張し、一步も引きません。
どのように援助すればよいでしょうか。

(1) けんかの意義

けんかは、自発性の表れである自己主張がぶつかり合うことから起こります。対等な力関係の中で起きる「けんか」が繰り返されるうちに、幼児はけんかをしないで仲良く遊ぶ方法を学びます。自分をコントロールする必要性を感じたり、自分と同じように相手にも主張があるということに気付いたりします。このようにして、幼児は自分と他者との違いに気付き、自分の気持ちを主張したり調整したりする経験を積み重ねていくのです。けんかは、幼児なりに善悪や社会のきまりなどを知っていく機会であり、幼児期における道徳性の発達という観点からも重要な意味をもつ経験です。

(2) 教師の援助の姿勢

けんかは、園生活に慣れ、友達と活発に遊び始める頃にしばしば起きます。数人でけんかをしたり、叩いたり、かんだり、突き飛ばしたりなどすることもあります。

幼児期は自己中心性が強く、それがけんかの原因になることがあります。物の奪い合い、順番を守らない、役割の争いなどが主な原因です。

例えば、おもちゃで遊んでいる友達を見ると、そのおもちゃが欲しくなり、「貸して」とすぐにそれを奪い取ろうとします。使っていた友達も、すぐには貸してくれません。そのような時に「貸して」「嫌だ」と言い合いになって、けんかが起こります。年齢が低いほど、自分の気持ちを言葉で表現できずに、叩いたり、かんだりすることがあります。そんなとき、「けんかをする子は悪い子」という考えで教師が仲裁に入っても、解決はできません。双方が自己中心的な主張をするので、結局、二人とも悪い子ということになり、幼児には不満が残ってしまいます。また、仲よく遊ばせようとして、教師が決めた「約束」を一方向的に守らせようとするのも、よい方法とは言えません。「友達が使っているおもちゃが欲しいときは『貸して』と言いましょ」と、教師が約束を決めてしまうと、幼児は何につけても「貸して」を多用し、そう言えば相手は必ず貸してくれるものと思ってしまいます。「貸して」と言われた方も、本当は貸したくなくても約束だから貸さなければならず、不満が残ります。さらに、「『貸して』と言っても、貸してくれない」と訴える幼児も出てきます。約束に依存し、自ら問題を処理しようとする気持ちが失せてしまうのです。

教師は、けんかの意義を踏まえ、幼児の心の動きに沿った援助を行うことが大切です。幼児の行動の背景にある互いの主張や思いをまず教師が受け止め、さらにそれを双方の幼児に伝えるといった援助を繰り返し行っていくとともに、保護者に対しても、その状況を正しく伝えることが必要です。それを通して、幼児自身が次第に我慢したり友達の気持ちを受け入れたりすることができるようになっていきます。

10 乱暴な言葉を使う幼児には……

リーダー格のB児が、乱暴な言葉を得意になって使うために、友達にも波及し、乱暴な言葉遣いが目立ちます。注意しても聞きません。
どのように援助すればよいのでしょうか。

(1) 言葉だけをむやみに訂正させない

まず、幼児の乱暴な言葉遣いの原因を調べるのが重要です。乱暴な言葉だけを取り上げて注意したり、訂正させたりしても、あまり効果は期待できません。

例えば、テレビ等の影響を受けて、単に言葉を真似ることに面白さを感じている場合は、それほど神経質になることはないでしょう。言葉は、時代や文化によっても大きく変化します。テレビなどで見られる乱暴な言葉、悪い言葉遣いは一過性のものと考えることができます。

保護者の愛情不足等や家庭環境が原因である場合には、心の傷を癒すことが問題の解決につながる場合があります。家庭での様子などを保護者に尋ね、解決に向けて保護者とよく話し合うことが大切です。また、幼児と一緒に遊ぶ機会を増やしてもらい、幼児の情緒の安定を図ったり、温かい言葉で幼児に接することを助言したりするなど、家族の方々の協力を得ることが必要です。

(2) 教師が美しい言葉で接する

園生活において、教師は幼児に対する影響力の大きな存在です。温かく、豊かで、美しい言葉遣いで幼児に接するよう心掛けましょう。このような日々の言語環境が、心に響く豊かな言葉遣いを育てます。

同時に、幼児の乱暴な言葉だけにとらわれることなく、その子のよさを見出し、認めるように努めましょう。信頼関係を築くことが、幼児の成長にとって非常に重要です。

(3) 望ましい言葉遣いを身に付けるためには

乱暴な言葉遣いが、大勢の幼児に波及する場合があります。友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わう時期には、テレビなどから得た情報が共通の話題として取り上げられ、乱暴な言葉や悪い言葉を面白がって使ってみたくなるのです。このような場合、教師は望ましい言葉遣いを見つけ、それを認めたり褒めたりすることが重要です。これをタイミングよく繰り返すことで、幼児は言葉に対する感覚を養い、状況に応じた適切な言葉の表現を学んでいくのです。

11 我慢ができない幼児には……

4歳児のC児は、ブランコが大好きですが、順番を待つことができません。最初は並んで待っていますが、そのうち我慢できなくなり、前に出て割り込もうとします。

どのように援助すればよいのでしょうか。

(1) ルールを守ることを教える

幼児にとって、なかなか順番が来ないのはつらいことです。しかし、友達も同じ気持ちで順番を待っています。自分勝手なことをしたり、ルールを守らなかつたりすると、友達に迷惑を掛けることを、C児に分かるように話します。そして、順番を守ったときには見過ごさずにその姿を認めることが大切です。

幼児の中には、いつまで待てば順番が来るのか見通しがもてないために、ルールを守れない場合もあります。「いくつ数えるまで」など、分かりやすくルールを伝えることが大切です。幼児はいろいろな遊びを体験し友達との関係が深まる中で、徐々にルールを守る必要性を感じ、ルールがあることによる面白さを知っていきます。長い目で成長を見守りましょう。

(2) 共に育っていく幼児

幼児は、友達とけんかをしたり、物を取り合ったりすることを通して、他者の存在に気付き、社会的なルールを守ることの必要性や、人に譲ること、待つこと、我慢することなどを学びます。教師は、事例に挙げたC児の姿を道徳性の発達につながる場面として受け止め、ゆっくりと時間をかけてC児と向き合っていくことが大切です。また、家庭における接し方も大きく影響するので、保護者の理解と協力を得ることも必要です。

園においては、次のような幼児の育ちの過程を念頭におき、援助するとよいでしょう。

- 動物の世話や当番の仕事など、皆と一緒にすることを通して、協力する大切さが分かるようになります。
- 異年齢児と触れ合う中で、自分と相手の立場の違いを感じ、自分を抑えたり、待ったり、思いやりをもって接したりすることができるようになります。
- 集団で遊ぶことから、自分の役割を果たしたり、ルールを守ったりして遊ぶ楽しさが分かるようになります。
- 劇遊びやごっこ遊びなど役割のある遊びでは、皆が自分のしたい役だけをすると遊べないことが分かり、自然に譲り合ったり我慢したりできるようになります。

12 外遊びをしたがらない幼児には……

天気がよく爽やかな日には、できるだけ戸外遊びをさせたいと思うのですが、室内で遊んでばかりで外へ出ようとしなない幼児がいます。どのように援助すればよいのでしょうか。

(1) 幼児の思いを把握する

入園当初や行動の消極的な幼児の場合、安心して過ごせる場が見つけれないまま室内にとどまっていることがあります。汚れることを嫌がったり、外で遊ぶ経験が少ないために遊びの面白さを知らなかったりする幼児もいます。このような場合は、まず不安感を取り除き、幼児が安心して好きな遊びに取り組めるように援助します。

友達が外で遊んでいるのを見て、仲間に入りたいけれどもためらっているという場合もあります。そのようなときは、タイミングを見計らって誘いかけましょう。教師と一緒に遊びに加わることで、安心して参加できるようになります。そのときすぐに入らなくても心配はないので焦らずに見守りましょう。

(2) 幼児の視野が広がるような環境をつくる

室内にいても、熱中して絵を描いているとか、友達と一緒に生き生きと積木で遊んでいるならば、幼児が主体的に遊んでいるよい状態です。戸外で遊ぶことだけにこだわらず、一人一人が興味・関心に応じて遊びを充実させていけるように援助したいものです。遊びへの興味・関心が広がり、知的好奇心が高まるにつれて、次第に行動範囲も広がっていきます。

遊びの様子が停滞したり、同じ遊びが続いていたりして他に目を向けようとしなないようであれば、外遊びに誘いかけてみるのもよいでしょう。しかし、教師が一方向的に遊びを限定したり、場所を指定したりするのはよい方法とは言えません。幼児がどんな気持ちで遊んでいるのか、教師自身が仲間に入って遊んでみるとよく分かります。遊びの楽しさを幼児と共有しながら、教師も一人の仲間として、新しいアイデアを提案してみましよう。

学級全員で集団遊びを楽しみながら紹介する方法もあります。伝承遊びや鬼遊び、ボール遊び、リレーなどは、皆で行うことによって、楽しさをさらに味わい、遊びへの興味が高まることがあります。

13 興味のないことや不得意なことをしながらない幼児には・・・

D児は絵を描くのを嫌がります。ようやく描き始めても、小さい絵を手で隠すようにして描いています。よく観察すると、新しいことを始めるときにも不安そうな態度が見られます。

どのように援助すればよいのでしょうか。

(1) 幼児の心を大切にする

幼児が、一生懸命に絵を描いているときに、友達や兄弟、保護者等から「下手」「変なの」「これ何」などと言われると、傷つき、自信を無くすことがあります。また、以前に失敗した経験があると、失敗したら笑われるのではないかと、できなかつたらどうしようと、不安感が募り、引っ込み思案になることがあります。幼児の心は傷つきやすいものです。このようなことは、園生活において様々な形で表れてくることがあります。

一生懸命描こうとしている気持ちが感じられるなら、小さい絵であっても、描いた努力をきちんと認めることが大切です。「電車を描いたのね。これに乗って遊園地へ行きたいな。Dちゃん、一緒に行こうよ」など、優しく話しかけながらD児が少しずつ心を開いてくれるよう働きかけます。「もう一枚描いてつないでいこうか」「先生も描いてつないでいい？」などと、活動が続けられるように促します。

教師が優しく、根気よく、愛情をもって幼児に接することを通して、信頼関係が育まれることにより、安心感の中で自分から表現するようになります。折に触れて励ますことで、自信をもち、次第に積極的に苦手なことや新しいことに関わっていけるようになるでしょう。

(2) 一人一人の特性を大切にされた援助

発達の様子や興味のもち方は、幼児一人一人の生活経験や精神状態によって異なります。経験不足で表現の仕方が分からなかったり、教師が考える発達の段階に達していなかったり、自信がもてずに自分にはできないと思い込んでいたりするなどの場合が考えられます。

幼児が興味・関心をもって生き生きと活動に取り組むには、教師が幼児と共に生活する中で、幼児の心の動きを読み取り、工夫して環境をつくり出すことが大切です。このとき、個性や興味の違いを理解し、個々の幼児にとって望ましい発達ができるように配慮します。

14 給食(弁当)をよく残す幼児には……

私の園では、1週間のうち、給食と弁当の日が半々ですが、給食はもちろん、手作りの弁当も毎回残してしまう幼児がいます。
どのように援助すればよいでしょうか。

(1) 食事を残す原因を探る

幼児の食事は、様々な条件に左右されます。個々の幼児の生活をよく観察し、食事を残す原因を探ってみましょう。一般的に考えられる原因としては、普段から少食である、好き嫌いが激しい、体調が悪い、精神的な不安があるなどが挙げられます。

(2) 原因に応じた援助をする

まず、幼児の家庭と連絡を取り、家庭での食事量、要する時間、偏食の度合い、体質などを詳しく聞き取ります。その上で、園での食事の状態と合わせて、食生活全体の様子を把握します。家庭での状況が園と同様であれば、家庭との連絡を密にし、協力し合いながら食生活の充実を目指して援助します。

少食・偏食の幼児は、食べる負担を軽くすることから始めます。弁当であれば、量は食べ切れる程度とし、嫌いな物を少なくし、また、細かく刻んで好きな物に混ぜるなどの工夫について家庭と相談しましょう。少量でも全部食べられたという満足感は、次への意欲につながります。給食の場合も、その幼児に適した量を配ることが重要です。決まった量の給食ならば、一定量を決め、それ以上無理に食べさせないようにします。極端に食欲がない場合には、体調が悪くないか、幼児の様子を注意して観察します。

食物アレルギーがあり、給食が食べられない場合もありますから、年度当初、給食が始まる前に実態を把握しておくことが必要です。食物アレルギーがある幼児に対しては、保護者から事情をよく聞き、園長とも相談しながら、必要に応じ園医の指導・助言を受けて、園でできる範囲の協力をします。

家庭では食べるのに園では食べられないという場合には、精神的な要因が影響していることが考えられます。園になじめずに不安がある、食事になると家庭を思い出してしまうなどの心の動きが、食欲に敏感に影響します。教師が隣に座って安心感を抱かせながら、一緒に食事をするなど工夫するとよいでしょう。

15 園でよくあくびをする幼児には……

朝からあくびを連発して、遊びの仲間にも入ろうとしない幼児がいます。
どのように援助すればよいのでしょうか。

あくびは眠いときや退屈したとき、緊張がほぐれたときなどに無意識のうちに口を開けて空気を吸い込む動作です。これは自然な生理現象ですが、幼児が連発する場合は、心身両面からの健康チェックが必要です。生活リズムの不調和からくる寝不足や疲労などの身体的な面と、物事に興味をもてない、気力がないなどの精神面から、幼児のあくびの原因を探り、対応を考えましょう。

(1) 寝不足・疲労等からくるあくび

家庭での生活リズム（起床、食事、就寝時間等）は、幼児の健康な生活を保つための基本です。あくびの連発がその日だけのことなら、前日の疲れが出ているかと思われれます。ある程度幼児の好きなようにさせると、自然な形で休息を取ることができます。極度に眠そうなときは、ベッドで一眠りさせるとすっきりするはずですが、その後も、あくびが続くようなら、別の原因も考えられるので、園長等に相談し、適切な処置をします。

あくびをする状態が数日続くようなら、家庭の協力が必要です。園での幼児の姿をありのままに伝え、原因に心当たりがないか、保護者に尋ねてみます。その際、ときには家庭にいろいろな事情を抱えていることもあるので、一方的に家庭の責任を問うような言い方にならないように配慮することが大切です。します。実態を把握した上で、できるだけ規則正しい生活リズムに戻すように努力してもらいましょう。

(2) 退屈や無気力からくるあくび

生活習慣にも身体的にも原因が見当たらないのに、何事にも興味を示さなかったり、無気力な様子であくびをしたりしている幼児は、園の集団生活にうまく順応できていないのかもしれませんが、教師が生活を共にしながら、個々の幼児の思いを理解するよう努めていきましょう。欲求を素直に表せない幼児もいるので、教師は性急に結果を求めることなく、幼児の反応を温かく見守ることが大切です。

16 幼児語(赤ちゃん言葉)が抜けない幼児には……

5歳児ですが、赤ちゃん言葉をよく使います。

どのように援助すればよいでしょうか。

(1) 赤ちゃん言葉と言葉の発達の理解

5歳頃になると、一般的には言葉が発達し、かなり明瞭になります。語彙が豊かで話し方も上手になり、赤ちゃん言葉は使わなくなります。この時期に赤ちゃん言葉が抜けないでよく使っているという場合は、次のことを見直しましょう。

ア 赤ちゃん言葉と幼児音の違いを知る

赤ちゃん言葉とは、ごはんを「マンマ」、自動車を「ブーブ」、動物を「ワンワン」と言うなど、感覚的な言葉を指します。発達が未熟なため、抽象的な言葉と結びつけることが難しい時期の言葉です。

幼児音とは、お母さんを「タータン」、リンゴを「ジンゴ」、スズメを「チュチュメ」、「○○ちょうだい」を「○○チョウ ライ」というように、正しく発音できないものを言います。

赤ちゃん言葉と幼児音のどちらに該当するのかわかり、まず見極めます。

イ 一人一人の幼児の言葉の発達の程度をつかむ

出生後6ヵ月頃までは、機嫌のよいときなど言葉にならない声をよく発します。生後1年ほどたつと、レロレロや、オウム返し、音真似などをします。2歳になると「オンモ イク」「アノネ」「パパ、イッチャッタ」等、3歳になると「ボクノハ コレダ」「コレ、アゲルカラネ」「ドウシテ、ネエ、ナゼ」などの文体となり、4歳では相当のおしゃべりができるようになります。勢いよく話すようになるため、「テレビ」を「テレビレ」と言い違えるなど、時々発音の乱れを起こすこともあります。5歳になると話し言葉だけではなく、文字も使う姿が見られるようになります。

一般的には、このような発達の道筋をたどりますが、発達する時期にはかなりの個人差があります。食物摂取の口の動きとも関連しています。なめる・吸う・かむ・飲み込むなどの口の動き、固い物・熱い物・冷たい物等を食べるときの口の動きが自由自在になってくる頃、発音も明瞭になります。また、歯が生え揃う頃には、サ行の音が整います。言葉の育ちは、人間関係の育ちとも関連します。人と話したくなる、一緒に遊ぶ、褒められるとよく話すなど、人間関係の深まりと広がりの中で、言葉の必要感が高まります。

(2) 赤ちゃん言葉が抜けない幼児への接し方

- 幼児の家族や教師、周囲の大人が、幼児を一人前の人として接するように心掛けましょう。「5歳なのに」と考えずに、幼児がブーブだと言っているときは「あ、ブーブだ、消防自動車ね」と相手になって受け止めることが大切です。また、絵本や積木、カルタ等を活用し、物や事実と言葉が合致していくような経験をさせましょう。
- 「チュチュメがいるよ」と言うときは、「ああ、スズメがいるね」と正しい発音ではっきりと応じましょう。訂正したり、叱ったり、真似をしたりすることは、慎まなければなりません。赤ちゃん言葉や幼児音にも該当しない不明瞭な発音の場合は、専門家へ相談するとよいでしょう。その際、保護者が不安になることもありますので、保護者の心情に配慮することを心がけてください。言葉への不安や焦りを感じさせて矯正するのではなく、楽しい言葉のやりとりをする言語環境の中で指導したいものです。

17 衣服の始末ができない幼児には……

4歳児ですが、衣服の始末がうまくできません。

どのように援助すればよいでしょうか。

衣服の着脱の習慣は、家庭での経験によってかなり個人差があります。何でも手際よく自分でできる幼児もいれば、全て大人の手を借りなければできない幼児もいます。園では、集団生活を通して様々な幼児が刺激し合い、関わり合いながら、それぞれが育っていきます。友達の行動に刺激され、自分もする気になったり、友達のやり方を見て学んだりしているうちに身に付いていきます。

(1) 自分でしようとする姿を認める

幼児の自分でしようとしている意欲は大切です。遅かったり、うまくできなかったりしても、まず自分で取り組んだことを認めましょう。上手にできるよう求めたり、できないことを指摘し過ぎたりすると、幼児はやる気をなくしてしまいます。「まだできない」と捉えるより、「ここまでできるようになった」という見方をすることが大切です。

(2) 幼児が興味や意欲をもつための工夫

できないからといって自分で衣服の着脱をしようとしなない幼児には、まず、一つ一つ順を追ってその方法を示します。その際、幼児が興味を持つように、ユーモアを含ませて話すとよいでしょう。「こうするのよ!」と言うのではなく、「ズボンのトンネルに入ります。あっ、抜けました、抜けました…」などと、楽しみながら練習できるような言葉を掛けましょう。

衣服の着脱を扱った絵本もあるので、活用することも効果的です。

(3) 毎日の生活が大切な練習の機会

生活習慣が身に付くまでは、幼児が自分でするのを待っていると、時間がかかります。少しでも早くさせたいと思うあまり、着脱をせかしたり、安易に手伝ったりしてしまうと、幼児の大切な練習の機会を減らすばかりでなく、意欲も失わせます。十分な時間をとって、焦らずじっくりと幼児の姿を見守っていきましょう。

(4) 家庭と連絡し、協力し合う

幼児の身の回りのことを家族ができてしまっていたり、また着脱しにくい衣服を身に付けさせたりしていたら、園と同じ姿勢で接してもらうように協力を依頼しましょう。家庭と連絡を取り、幼児の状態を伝え、できるとかできないという結果より、しようとする意欲と態度が大切なことを家庭に理解してもらいましょう。

18 じっくりと物事に取り組めない幼児には……

4歳児のE児は、活発で誰とでもよく遊びますが、一つの遊びに集中することができません。皆と一緒に教師の話聞くことができず、そわそわし始めます。どのように援助すればよいでしょうか。

(1) 好奇心を大切にす

幼児期は、とても好奇心が旺盛です。園には、たくさんの友達やいろいろな遊具、広い園庭など、幼児にとって興味があるものが多く魅力的な環境が整っています。あれもしたいこれもしたいと、幼児の頭の中は、遊びのことでいっぱいだと思います。このようなときには、好奇心の芽を大切にす、十分遊ばせることが必要です。いろいろな遊びを経験する中で、徐々に気の合う友達や、好きな遊びが見つかる、気持ちが落ち着いてくるものです。

教師の話聞かない場合は、まず教師自身の話し方を見直します。幼児が興味をもって聞くことができるような話の内容を考えたり、話し方を工夫したり、幼児の好きなぬいぐるみや小道具を使ったりして、幼児の話に先を聞いてみるなどして徐々に話を聞くように促します。教師の立つ位置や幼児の座る場所などを工夫することで、改善される場合もあります。教師の話聞けるようになると、友達の話も聞くようになり、友達同士の会話が広がり、ひいては遊びの継続時間が長くなるものです。遊びに興味を示しながらも次々と遊びを変えるような場合は、最も熱中できそうなことを見つけ出す援助をしましょう。

(2) 待つ心を大切にす、援助の仕方を工夫す

幼児が遊びに熱中しているとき、「汚さないようにしてね」「危ないから止めなさい」など、必要以上に活動を規制すると、幼児は遊びを中断され、安心して遊べなくなります。教師は、気持ちにゆとりを持って幼児の活動を見守り、幼児の気付きを待つ心が大切です。

乳児から幼児に育つ過程で、いつも多くの種類のおもちゃで遊んでいると、次々に目移りし、物に対する愛着や執着心が薄れ、飽きやすい性格をつくると言われています。興味を継続していけるよう、物の種類や数、設定の仕方等を配慮したり、始めたことに最後まで打ち込むよう助言したりすることも必要です。

落ち着きのなさが特に目立つ場合は、身体的、精神的な要因や発達に課題があることも考えられるので、園長等に報告し相談するとよいでしょう。

19 おもらしをしたときの幼児への関わり方は……

4歳児のクラスですが、時々おもらしをする幼児がいます。
どのように援助すればよいでしょうか。

幼児期の排泄の習慣は、かなり個人差があります。しかし、毎日の園生活の中で、トイレに行く時間を調節しながら生活のリズムを形成していけば、成長とともにもらすことは減っていきます。病的でない限り気長に対応するようにしましょう。

(1) おもらしの原因を探る

ア 遊びに夢中になって、気付いたときには間に合わない

皆で集まる前、園外へ出る前、食事の前、降園前などの「生活の節目」には、トイレに行くよう全員に促します。おもらしをする幼児ほど、皆が行くときに行っていないということもあります。普段から、忘れずにトイレに行くように声を掛けて促し、習慣付けます。

イ 園生活に慣れず、不安と緊張が伴う頻尿

教師や友達とのよい関係を築き、幼児が園で安心して過ごせるように心を配りましょう。遊びに誘い掛けたり、その子の安心できる場を一緒に探したりする方法もあります。焦ったり、神経質になったりせずに、幼児を温かく受け入れるように心掛けてください。

ウ 施設に不安を感じる

園のトイレに不安を感じている幼児もいます。爽やかな雰囲気になるように装飾したり、花を飾ったりするなどの配慮も大切です。

また、家庭で洋式の便器を使っている幼児が、慣れない和式の便器を使うために不安や抵抗を感じることもあります。教師が側について手を貸すなど、慣れるまでの援助が必要です。

(2) おもらしの始末について

おもらしをしてしまったら、さりげなく友達から見えない所へ移動し、優しく後始末をします。失敗を気にしている幼児には、誰にでもある何でもないことと安心させ、着替えれば済むことを教えます。他の幼児に対しては、おもらしをしたことが伝わらないようにし、着替えただけということにしておくのがよいでしょう。

普段から着替えを用意しておき、汚れた下着は、簡単に洗い流して幼児に持ち帰らせませす。その際に、メモか電話等で家庭へ連絡しておきましょう。保護者によっては、教師に迷惑をかけたと思い、気を遣ったり、逆にこのことで子供を叱り、精神的な負担を感じさせたりすることもありますので、そのようなことがないように、配慮しましょう。

(3) 長期間続き、頻度も増す場合

病的な要素も考えられるので、家庭と連絡を取り、医師の診察を受けることを勧めます。

20 自分の思いどおりにならないと泣く幼児には……

3歳児が砂場で遊んでいて、突然「貸してくれない」と大きな声を出し、自分の思いどおりにならないと泣く幼児がいます。
どのように援助すればよいのでしょうか。

(1) 幼児の姿をよく見つめる

今の時代は、兄弟姉妹の数が少ない上に物が豊富なので、子供同士で物を分け合ったり、貸し借りをしたり、取り合ったりする経験が少ない状況にあります。大人との関わりにおいては、大人が譲歩するので何でも幼児の思い通りになりがちです。自分の物と他人の物の区別がなく、「貸して」と言えばすぐ貸してもらえているので、貸してくれないとどうしたらよいか分からず、泣きわめいたり、互いにかんだり、ぶつたり、ひっかいたりすることがあります。

特に3歳児は、自分の意思を言葉で相手に伝えることがうまくできないため、このような姿がよく見られます。教師は、「使いたいののにシャベルを貸してくれないのね」「痛かったね」などと共感する姿勢で、泣いている幼児の気持ちを受け止め、気持ちを言葉で代弁し、適切な言葉で伝えることが大切です。

園生活に慣れ、幼児同士の付き合い方が分かってくると、このようなことは少なくなります。

(2) 自制心と協調性を身に付ける

遊びを通して、幼児は様々ないざこざや葛藤を体験します。そして、何度も繰り返して互いの主張をぶつけ合う中で、「何でも自分の思い通りにはならないこと」「友達と一緒に生活する上でしてはいけないことがあること」などに気付いていきます。友達の立場や気持ちが分かるようになると、自分を主張するとともに、相手の考えていることも聞けるようになり、友達を大切にする気持ちが芽生えます。幼児期には、この体験がとても大切です。

社会生活で困難なことや不合理なことにも耐える強い自制心と、他人と仲良くできる協調性を身に付けることは、道徳性の芽生えを培うことにつながります。これらは、幼児期に友達と十分に関わる経験を通して培われるものです。また、幼児の生活には家庭環境が大きく影響するので、保護者との話し合いを十分にし、理解と協力を得ることも必要です。

21 意思表示ができない幼児には……

遊びの仲間に入りたくても、その意思表示ができず、結局、強い幼児の言いなりになって遊ぶことが多いようです。
どのような援助をすればよいでしょうか。

(1) 幼児の心の動きを読み取る

「仲間に入れて」と言おうと思いつながら勇気が出なかつたり、タイミングが合わなかつたりして、伝える機会を失くしてしまい困っているのかも知れません。このような場合は、教師のちょっとしたアドバイスで言えるようになることがあります。また、言葉に表せなくても、喜びや悲しみ、痛みなどを目や体全体で訴えるなど、態度や表情で示すこともあります。教師は、幼児の心の動きを敏感に感じ取り、幼児の気持ちに寄り添うとともに伝えられるように援助することが大切です。

なかなか言えない場合は、教師が「仲間に入れて」と代弁したり、「折紙が欲しいのね」などのように幼児の思いを汲んで話したりして、言葉で伝えることを知らせます。ただし、教師が先回りしすぎると、幼児の自立心が育たず教師に頼ろうとするので、幼児の様子を見守りながら援助の仕方やタイミングを工夫しましょう。

また、自分の思っていることが言えたら、それを認め、自信をもたせるように援助することが大切です。

(2) 温かい気持ちで助言する

意思表示のできない幼児に、あまり強く言ったり、叱ったり、「こうしなさい」と要求したりしすぎると心の殻を固く閉ざすことがあります。気長に、焦らずに、温かい気持ちで接し、信頼関係を築いていくことが大切です。

教師は、「おはよう」の挨拶から始めて、声を掛ける機会を増やし、返事を待ちます。小さい声でも、返事があつたり、挨拶したり、思いを言ってきたりしたら、しっかりと幼児の話を聞き気持ちを受け止めましょう。行動が活発になるにつれて、意思表示もできるようになることがあります。集団生活の中でいろいろな経験を積み重ねながら、自分のことは自分で言えるようにしていくことが大切です。

また、意思表示ができるかどうかは、幼児の生育歴も影響しています。保護者会などの機会を捉えて、家庭での様子をたずねるとともに家族への協力を求めることも必要です。

22 保護者や地域の方からの苦情に対しては……

誠意をもって対応しているのですが、ある日突然、保護者から思いもよらない苦情の電話がありました。

どのように対応すればよいでしょうか。

(1) 苦情の内容をよく聞く

苦情の内容は、教師の予期しないものがほとんどです。したがって、教師としては、「誠意をもって対応しているのに」と思いがちです。その姿勢が自分の声に表れ、相手方の不快な気持ちをさらに強くしてしまうことがあります。その結果として、苦情の内容が複雑化して解決を難しくする場合がありますので、留意しなければなりません。

保護者が苦情を言うてくる場合には、感情を伴って電話をかけてくることが多いものです。したがって、冷静に、丁寧に対応し、苦情の要点（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）をきちんと聞き取るように心掛けます。苦情の内容を正確に理解しないで、その内容とずれた対応をしたのでは、相手方の不快感を増すだけです。氏名、連絡先を聞くことも忘れてはなりません。ただし、匿名の場合もありますので、無理に聞き出すことは避けます。最後に、不快な思いを感じさせたことについて、お詫びの言葉を忘れずに付け加えます。

(2) 園長・主任教諭等へ報告、連絡、相談する

苦情の内容は様々です。園児同士のいさかい、けが、病気の蔓延、教師の指導や対応及びお便り帳の返信に対する不満、情報不足、不平等な取扱い、保護者間の意見不一致、園側の連絡ミス、施設設備、園行事の運営方法、幼児の声、庭の土埃、登降園など、園運営に関する不満は多岐にわたります。それらは、幼児個人に関するもの、園の管理運営に関するもの、保護者間に関するもの、対外的なものなどに分けられますが、これらのうち直接自分の担任する幼児個人に関するものかどうか、しかも自分で責任を持って相手方が納得する十分な説明ができるかどうかなどを判断します。責任を持って応えられないと判断した件については、すぐに園長・主任等に代わってもらいます。代わる際には、相手方に交代する旨を話し、園長・主任等に苦情の内容を短く要領よく伝えてから代わるようにします。相手方に同じ苦情を繰り返させない配慮が大切です。また、園長等が不在で対応できない場合には、こちらから連絡する旨を話します。自分で対応した場合は、事後、その詳しい経緯を園長・主任等に連絡し、指示を仰ぎます。必要により適切に事後対応をします。

(3) 苦情に対しては誠意をもって対応する

苦情に対しては、速やかに、誠意をもって対応するよう心掛けます。ただし、園が承知していない指摘事項については、対応に多少時間が必要なことや課題として今後取り組むべき事などもあります。そのような場合でも、処理した結果を苦情の相手方に速やかに連絡し、納得していただけるよう努めます。また、その内容は関係者に周知します。匿名の場合は、園便りに載せるなどの方法も考え、園の対応が分かるようにします。納得していただいた場合には、今後の園への支援をお願いする旨のお礼を添えることも大切です。

用語解説

- ア行
- ICTの効果的な活用
 - 預かり保育
 - 医療的ケア／医療的ケア児
 - インクルーシブ教育システム
 - ADHD（注意欠陥多動性障害）
 - LD（学習障害）
 - 親の学習
- カ行
- カウンセリング・マインド
 - 学校評価
 - 合理的配慮
 - 子育ての支援
 - 子育ての目安「3つのめばえ」
 - こども基本法
 - 子ども・子育て支援新制度
- サ行
- 埼玉県学力・学習状況調査
 - 持続可能な開発のための教育（ESD）と持続可能な開発目標（SDGs）
- タ行
- 児童虐待
 - 指導要録
 - 自閉症
 - 社会に開かれた教育課程
 - 情報セキュリティポリシー
 - 食農教育と食育
 - 人権教育と人権問題
- ハ行
- 接続期プログラム
- ヤ行
- 著作権
 - はじめの100か月の育ちビジョン
 - ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導
 - 幼児教育アドバイザー
 - 幼児教育センター
 - 幼保小の架け橋プログラム
- ※子育ての目安「3つのめばえ」等資料



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

ICTの効果的な活用

ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」と訳されています。

インターネットなど身近な情報技術が、幼児の生活にも深く入り込んでいます。内閣府の調査では、動画視聴やゲーム、知育アプリの活用などのために、タブレット端末やスマートフォンを毎日使っている幼児が多くいることも明らかになっています。

幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月）では、総則の「指導計画の作成上の留意事項」において、「視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際」に「体験との関連を考慮」することを示しています。これまでにはなかった項目であり、情報機器によって幼児の生活が変化してきたことを示唆するものと捉えることもできます。

ICT を活用した活動の例として、カメラによる静止画や動画の撮影やその再生があります。虫を接写して体のつくりや動きを捉えたり、自分たちが工夫した演技や演奏を記録して振り返ったりすることが考えられます。また、活動前に映像を見てイメージを共有することもできます。

これらの活動は、幼児の直接体験につながったり、直接体験から広がったりした活動として展開されることが重要です。幼児の発達に即しており、活動の更なる意欲化につながり、豊かな生活体験として位置付けられるかどうかを常に念頭に置いて指導に当たる必要があります。

預かり保育

(教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動)

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う

教育活動（いわゆる「預かり保育」）は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の幼児のうち希望者を対象に行う教育活動です。

家庭生活を含めた幼児の一日の生活の流れを考慮し、預かり保育を行うに当たっては以下のことに配慮する必要があります。

- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
- (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、預かり保育の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
- (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
- (5) 適切な責任体制と指導體制を整備した上で行うようにすること。

医療的ケア/医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等が増加しています。

医療的ケアとは、看護師や家族等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為であり、学校においてもその対応が求められています。平成 24 年の社会福祉

士及び介護福祉士法の一部改正により、医師や看護師以外についても、一定の研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、医行為のうち、痰の吸引等の5つの特定行為に限り、一定の条件の下で実施できることとなりました。

医療的ケア児とは、日常的に医療的ケアが必要な子供（18歳未満の者及び18歳以上の者であっても高等学校等に在籍する者）のことです。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム(inclusive education system: 包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(参照 P.93) が提供されること等が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進のためには、障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。幼稚園及び小・中・義務教育学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な

学びの場」を用意しておくことが必要です。

ADHD (注意欠陥多動性障害)

(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

1 ADHDの定義

「『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』(文部科学省令和3年6月)」に以下のように示されています。

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常12歳になる前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

DSM-5 (精神疾患の診断・統計マニュアル第5版)においては、ADHDは、注意欠如・多動症(注意欠如・多動性障害)と名称が変更されています。

2 ADHDの特性

ADHDの特徴的な状態は、「不注意」「多動性・衝動性」に現れます。(現れ方は様々です。)

不注意

○細かいところまで注意を払えないなど、

不注意な間違いをする。

- 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- 指示された活動を最後までやり遂げられない。
- 課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- 気持ちを集中して努力し続けなければならぬ課題を避ける。
- 活動に必要な物をなくしてしまう。
- 気が散りやすい。
- 日々の活動において忘れっぽい。

多動性

- 手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。
- 座っているべき時に席を離れてしまう。
- きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったり高い所によじ登ったりする。
- 遊びや余暇活動に落ち着いて参加することが難しい。
- じっとしていない、または何かに駆り立てられるように活動する。
- 過度にしゃべる。

衝動性

- 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。
- 順番を待つのが難しい。
- 他の人がしていることを遮ったり、邪魔したりする。

この障害には、不注意優勢型、多動性衝動性優勢型、混合型の3つのタイプがあります。

なお、ADHDのある子供は、LDや自閉症を併せ有する場合があります、その程度等は様々です。

3 ADHDのある幼児への支援

ADHDのある幼児への支援は、幼児の状態を正確に捉え、分かりやすい支援をすることが重要です。支援のポイントは、次のとおりです。

- ①落ち着ける環境を作る。
- ②成功体験を積み重ねられるようにする。
- ③叱責ばかりが多くならない関わり方をする。
- ④認知の特性を活用する。
- ⑤見通しのもちやすい目標を設定する。

いずれもごく当たり前のことですが、ADHDの幼児に対しては特に意識して支援を行うことが大切です。

具体的な支援として、まず園では、活動する場面を計画的に設定するとともに、刺激を制限した落ち着ける場を作ることが必要です。また、指示や説明は、注目させてから簡潔に行うことが効果的です。

課題への取組の困難さや友達関係でのトラブルなどで自信を無くしたり、消極的になったりする場合があります。そのような幼児には、先生や友達から認められたい、褒められたいという承認欲求の充足が、やる気を喚起します。したがって、得意な遊びや余暇活動で力を発揮させると効果的です。

適切な理解と支援が、幼児の二次的な障害の予防に役立ちます。

LD (学習障害) (Learning Disabilities)

1 LDの定義

「『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』(文部科学省令和3年6月)」に以下のように示されています。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

2 LDの特性

LDは、感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め、整理し、関係付け、表出する過程のどこかで十分に機能していない部分があると推測されます。そこで、「聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する」などの能力のうち、いずれかの部分に困難さが現れます。認知（情報処理）過程の部分的な障害であるため、得意、不得意の差が大きく、困難さの現れ方が一様ではありません。また、やる気のなさや集中力の問題などと間違いやすく、気付かれにくい障害です。

幼児の困難さを把握するためには、心理検査をもとに、それぞれの認知特性を理解することも一つの方法です。そして、その特性に応じた指導法を工夫します。

例えば、視覚的な情報処理が得意な子供には、黒板や絵図、大型モニター、タブレットPCなどの視覚情報を多く活用して指導することが効果的な場合もあります。このように、得意とする認知の特性を活用することが指導法のポイントとなります。

3 LDのある幼児の支援

LDのある幼児の中には、見て理解することは得意でも、聞いて理解することが苦手な幼児がいます。逆に、聞いて理解する

ことは得意でも、見て理解することが苦手な幼児もいます。

見て理解することが得意な幼児は、言葉による説明だけでなく、その内容を実物や絵で示したり、実演したりすると分かりやすくなります。言葉で詳しく説明するよりも、完成したものを見せて、「今日はこういうことをします。」と伝えた方が、何をすればよいかの把握しやすくなります。

一方、聞いて理解することが得意な幼児は、実物を見せたり、やって見せたりするだけでは、どこからどのように手を付けたらよいか把握しづらいこともあるので、言葉で一つずつ説明した方が分かりやすくなります。例えば、「最初に〇〇をします。」「2番目に△△をします。」などと順番に説明するのが有効です。また、自分で見ているものを的確に分析することも難しい場合があるので、「□□のように見えるね。」「××の上に◎◎があるね。」などと、情報を言語化することも効果的です。

「参考文献」

・文部省『報告書「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」』平成11年

・埼玉県立南教育センター『研究報告書第266号「学習障害(LD)児等の指導に関する調査研究」』平成11年

・文部科学省『小・中学校におけるLD(学習障害) ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)』平成16年

親の学習

「親の学習」は、家庭の教育力を高めることを目的として、埼玉県が行っている家庭教育を支援する取組です。

埼玉県では、「親の学習」プログラムを作成しています。子育ての不安や悩みを解消し、親のあり方を学ぶことができる、誰にでも取

り組みやすい参加型学習を行っています。子育て中の保護者を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」と、中学生や高校生等を対象とした「親になるための学習」があります。

「親の学習」プログラムのさらなる活用による、幼稚園・保育所・認定こども園における子育ての支援の充実が期待されています。

(参照 P.109)

カウンセリング・マインド

カウンセリングは、「個人のもつ悩みや問題を解決するため、助言を与えること」などと訳します。また、相談とは、「相談者が何かの問題に直面し、その解決や処理について困難を感じたとき、それを打開するために他の人に助言を求めること」を言います。しかし、単なる相談だけでは、満足な結果を得られない場合もあります。相談を効果的に進めるには、特別な配慮と技術が必要になります。カウンセリング・マインドとは、カウンセリングを効果的に行うのに必要な心構えのことです。

カウンセラーは、相談者との心の交流を図りながら、信頼関係を結べるように努力し、適切な事実の把握や原因の分析をしながら、相談者が自分で問題を乗り越えようとすることができるように、その人の心に寄り添って共に考えようという姿勢で臨みます。言い換えれば、相談者の心の世界を受け止め、相談者の立場に立って考えていこうとする姿勢に徹しているのです。そのために、カウンセラーには、相談者のありのままの姿を温かく受け止める肯定的関心や受容的態度、相手の心の動きを受け止める感受性が要求されます。

このようなカウンセリング・マインドは幼児に接するときにも必要なことです。カウ

セリング・マインドと幼稚園等の教育のねらいには以下のような共通点が見られます。

- ・心のつながりを大切にする。
- ・相手の立場に立って共に考える。
- ・ありのままの姿を受け止め温かく見守る。
- ・心の動きに応答する。

また、カウンセリング・マインドをもった接し方は、保護者との信頼・協力関係をつくり出し、幼児の教育について共に考えるためにも必要なことです。

これからの幼稚園等の教育にとって、一人一人の教師がカウンセリング・マインドを理解し、その姿勢を身に付けることの重要性がますます高まってくると思われます。

しかし、カウンセリング・マインドをもった接し方をすれば、どの幼児も思うとおりに、すくすくと伸びるということではありません。まして、全員が急に意欲的になったり、自立したりするわけでもありません。一人一人の心の世界に近づこうと努力し、幼児のどのような姿に出会っても、そこから目をそらさずに一人一人の今ある姿を基点にして、発達を促す援助を考える教師の姿勢が期待されます。

学校評価

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものです。

・各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

・各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校

づくりを進めること。

・各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

文部科学省では、評価の形態として、次の3つを示しています。

① 自己評価

自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものです。

自己評価を行う上で、保護者や地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握することが重要です。

なお、アンケート等については、学校が、学校の目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について自己評価を行う上での資料ととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意しましょう。

一方、幼稚園においては、園児の送迎や園の行事の際などの保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に利用し、保護者の要望や意見を収集する努力も大切です。

② 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。

③ 第三者評価

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教

育活動その他の学校運営全般について、専門的視点から評価を行うものです。

第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではありません。

<参考>

『幼稚園における学校評価ガイドライン』（平成23年改訂）

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。なお、「負担」については、「『変更及び調整』を行う主体に課される負担を指す」とされています。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各園の設置者及び各園が体制面、財政面を勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体においては「合理的配慮の提供」が義務付けられたことから、各園の設置者及び各園は、障害のある本人・保護者等と合意形成を図った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定した合理的配慮を提供していく必要があります。



埼玉県マスコット

「コバトン&さいたまっち」

子育ての支援

幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したりすることが求められています。また、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められています。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとするとしています。

各幼稚園で子育ての支援を行う際には、次のようなことに配慮して、できることから着実に進めることが大切です。

- (1) 地域の様々な人々が気軽に利用できるような雰囲気をつくり、自然に足が向くような憩いの場を提供する。
- (2) 子供への関わり方や自分の子育てについては、その思いを十分に受け止めながら、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上につなげていく。
- (3) 園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象として行う。
- (4) 保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子がいた場合の保護者支援については、子供の最善の利益を重視しつつ、園のみで抱え込むことなく、カウンセラーや保健師等の専門家、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行っている。

(5) 保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関と連携する。

(6) 教育課程に基づく活動の支障となることのないようにする。

<参考>

『幼稚園教育要領解説』第3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項2 子育ての支援

子育ての目安「3つのめばえ」

幼児期は、家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心が急激に広がり、依存から自立に向かうという特性があると言われています。

子育ての目安「3つのめばえ」は、この幼児期の特性や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に示されたねらいや内容を踏まえ、小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことについて、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点からまとめたものです。埼玉県教育委員会が平成22年度に策定しました。

この子育ての目安「3つのめばえ」に対する保護者の関心を高めるために、家庭向けリーフレットや説明資料をHPからダウンロードし、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校における保護者会等で活用しています。また、この家庭向けリーフレットには、日本語を母語としない家庭向けにやさしい日本語版のほか、外国語版（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語版）もあります。

また、子供たちが保護者や友達、教師と一緒に使って遊ぶ中で、幼児期に大切なことを

生活の中で身に付けられるように、「3つのめばえ」カルタを埼玉県内の幼稚園・保育所に配布するとともに、一般販売もしています。

この子育ての目安「3つのめばえ」に取り組むことにより、保護者や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員など、子供を取り巻く大人たちが一体となって子供たちを育み、幼児期の教育を充実させるとともに、小学校教育へ円滑に接続することを目指しています。

(参照 P.108)

こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約(※)の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法はこども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

※この条例は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

<参考>

こども基本法 | こども家庭庁

「こども基本法の概要」(こども家庭庁)



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」とは平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とする全ての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

<参考>

『子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK』(H28.4月改訂版)

埼玉県学力・学習状況調査

1 調査の概要

埼玉県学力・学習状況調査(県学調)は、過去の自分の学力と現在の自分の学力を比較できる調査設計となっており、小学校第4学年から中学校第3学年で実施しています。子供たち一人一人(又は集団)の学力の伸びをデータに基づいて分析し、より効果的な取組や指導法等を全県で共有することで、子供たち一人一人の学力を伸ばそうとするものです。

2 結果分析から分かってきたこと

平成28年度から令和元年度に得られた調査データを基に分析を行ったところ、以下のようなことが明らかになってきました。
○「主体的・対話的で深い学び」の実現に加

えて、「学級経営」が、子供の「非認知能力」*¹「学習方略」*²を向上させ、子供の学力向上につながる。



* 1 非認知能力

意欲や姿勢などのように数値化されない能力。県学調では、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力、向社会性を測定。

* 2 学習方略

学習の効果を高めるために児童生徒が意図的に行う活動。県学調では、柔軟的方略、プランニング方略、作業方略、認知的方略、努力調整方略の5つに分類。

■主体的・対話的で深い学びは、子供たちの学習方略の改善や非認知能力の向上を通じて、学力向上させる(①~④)

■学級経営が、主体的・対話的で深い学びの実現や、子供たちの非認知能力、学習方略の向上に重要(⑤・⑥・⑦)

→「学級経営」がよいほど、「主体的・対話的で深い学び」が実現しやすい。

「学級経営」がよいほど、「非認知能力」「学習方略」を伸ばす。

持続可能な開発のための教育(ESD)と持続可能な開発目標(SDGs)

1 持続可能な開発のための教育(ESD)とは

ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。我が国は平成14年のヨハネスブルグサミットで、「持続可能な開発のための教育の10年」を提言し、その後、国連総会でも平成17年から平成26年までの10年を「国連ESDの10年(D-

ESD)」とすることが決議されました。ESDは、地球規模の課題である環境、貧困、人権、平和、開発などを自らの問題と捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことで、持続可能な社会を創造するための学習や活動を指します。

2 持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳され、国連加盟193ヶ国が平成28年から令和12年の15年間で達成するために掲げた目標であり、平成27年の国連総会で採択されました。目標は17の分野で構成され、貧困や飢餓、健康や教育、エネルギー、気候変動などにわたる問題を包括的に解決することを目指しています。

SDGsの17の目標は、個別に問題解決を行えるものではなく、それぞれがつながりを持って結びつくことで目標の達成が実現するものです。

特に教育においては、様々な地球規模の課題について、自らの課題として捉え行動していく力を育てていくことが大切です。これは、ESDを推進することがSDGsの目標達成に近づくものだといえることができます。

3 ESDの推進

ESDは、環境、社会、経済の3つの側面をバランスよく考慮し、持続可能な未来を築くための知識、スキル、態度の育成を目指しています。

ESDを推進するためには、以下のようなSTEPで取り組むことが有効と考えられます。

STEP 1 校長の学校経営方針とESDの目標設定

- ・各学校地域の実情に応じたテーマ設定
- ・ESDを通じて養われる能力・態度の設定
- ・児童生徒の主体的・協働的な学びを実践

STEP 2. 学習計画の作成と実践

- ・ ESDを教科横断的に実施する
- ・ ESDを通じて国際理解教育を行う
- ・ 教員の連携を図る

STEP 3. 学校運営アプローチ

- ・ 学校教育目標及び学校経営方針にESD位置づける。
- ・ 組織としてESDを推進する
- ・ ESDを教科外の学習で展開する
- ・ ESDを通じて校内連携及び環境整備を行う
- ・ 積極的に情報提供と、他校と交流する

STEP 4. 地域や大学・企業との連携

- ・ 児童生徒の主体的な学びへの理解をる
- ・ 自治体・地域の課題を把握する
- ・ 組織的・継続的に地域と連携・協働する
- ・ 海外との交流活動を展開する

STEP 5. 発信と振り返り

- ・ 児童生徒が主体となって学ぶ
- ・ ESDの実践に応じた児童生徒の学習評価を行う

「参考文献」

『持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引』

文部科学省国際統括官付 日本ユネスコ国内委員会

児童虐待

1 児童虐待の定義

児童虐待は、本来子供を温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子供の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子供に対する極めて重大な人権侵害です。

令和6年度、県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は15,781件で、令和5年度の相談対応件数17,472件に比べて、1,691件（前年比-9.7%）の減少とな

りましたが、依然として高い水準で推移しています。

埼玉県では、児童、高齢者及び障害者への虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しています。

児童虐待は、次の4種類に分類されます。

(1) 身体的虐待

幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ〔内出血〕、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。

まだ外傷のないものも含むため、けがの有無とは別に、暴行の可能性で判断することが必要です。

(2) 性的虐待

幼児児童生徒にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

直接的な性行為だけでなく、子供をポルノの被写体にすることなども含まれます。

(3) ネグレクト

幼児児童生徒の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

兄弟姉妹など同居人が行う暴力などの虐待行為を保護者が止めないことや、自宅に子供だけを残して長期に渡って外出をすることや車中に放置することなども該当することになります。

(4) 心理的虐待

幼児児童生徒に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児

童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

2 児童虐待の起こる要因

児童虐待は、保護者・子供・社会状況・家庭の文化など様々な要因が重なり合って起こるものです。一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。

3 児童虐待の早期発見・通告義務

児童虐待は多くは家庭という密室で行われる行為であるため、実際に虐待が行われている現場を発見することは稀です。

しかし、虐待を受けている子供は、言葉で訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。子供と接する機会の多い教職員が、いかにこのサインを見逃さないかが、子供を虐待から守る第一歩になります。「不自然な傷・あざ」「不自然な行動・関係」「その他の不自然な状況」など、「不自然さ」は最も重要なサインです。

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と定めています。周囲の人の温か

なまなざしと行動が、子供を虐待から守ります。

4 組織的対応・関係機関との連携

児童虐待はその発生要因が複雑であること、子供・保護者双方への支援が必要であることが多いこと、複数の関係機関との連携が必要であることなどから、幼稚園等においては、組織的に対応できる体制づくりが必要です。教職員一人一人の意見や、子供や家庭に関する重要な情報が管理職に届くようなシステムを整備し、組織としての判断、対応することが虐待対応には求められます。気になることがあったら、ためらうことなく、管理職等に報告・相談をしましょう。

P T A・保護者、学校医、民生委員・児童委員等の地域の方々との情報交換や連携、市町村の児童福祉担当課、児童相談所、警察等の関係機関との連携・協力も大切です。

<参考>

- ・文部科学省『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（令和2年6月改訂）
- ・埼玉県教育委員会『令和2年度学校における児童虐待対応ハンドブック』（令和3年2月）
- ・埼玉県・埼玉県教育委員会『教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル 改訂版』（平成30年3月改訂）
- ・文部科学省『生徒指導提要』（令和4年12月改訂）

指 導 要 録

「幼稚園幼児指導要録」及び「幼保連携型認定こども園園児指導要録」は、どの園にも備えなければならない表簿の一つで、「学籍（等）に関する記録」と、「指導（等）に関する記録」から成っています。「学籍（等）に関する記録」は20年間、「指導（等）に関する

記録」は5年間保存することと学校教育法施行規則第28条に定められています。

「学籍（等）に関する記録」は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつもので、原則として入園時及び異動が生じたときに記入します。入園時にはその幼児の指導要録を作成して、必要な事項を記入し、その幼児が確かに在園していることを公簿の上で明らかにしておかなければなりません。その上で初めて幼児に対する責任のある教育が行われることになるのです。

「指導（等）に関する記録」は、日々の保育記録をもとにして、幼児一人一人について1年間の指導の過程とその結果の要約を記入し、次の年度に適切な指導がなされるようにするためのものです。

「指導上参考となる事項」への最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意しましょう。

幼稚園は小学校等の進学先に「幼稚園幼児指導要録」の抄本又は写しを送付することが義務付けられています。

幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を、その他のこども園は「認定こども園こども要録」を、保育所は「保育所児童保育要録」を作成して就学先に送付します。

自閉症

1 自閉症の定義

『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（文部科学省令和

3年6月）」に次のように示されています。

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕著化することもある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

なお、高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。同様に、アスペルガー症候群（アスペルガー障害）は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記三つの自閉症の特性のうち、②の言葉の発達の遅れが比較的目立たない。

高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害（※）に分類されます。

自閉症においては、知的障害、言語障害、注意欠陥多動性障害、学習障害や、不安症など、様々な合併症が報告されています。

医学的併存疾患としては、てんかんを合併しやすいことが報告されているため、これらの併存の有無を確認するなど子供の一人一人の特性を理解することが重要です。

※ 米国精神医学会刊行の「精神障害の分類と診断基準改定版」（第5版、DSM-5、2013）では、広汎性発達障害は自閉症スペクトラム障害と変更されました。

2 自閉症の特性

自閉症は、知的障害を併せ有することがあります。知的発達に遅れがない場合は、高機能自閉症と呼ばれています。その行動は、自閉症の特性をそのまま備えており、高機能自閉症を理解するには自閉症への理解が不可欠です。

自閉症は、言葉や身ぶりを使ってコミュ

ニケーションをしたり、想像を働かせて、相手の気持ちを察したりすることに困難があります。そのため、場面や状況に関係なく、思いついたことを一方的に話し始めることがあります。また、特定のものにこだわると、他のことにうまく切り替えることができません。見通しのもてない変化には、とても不安になりますが、難しい単語を知っていたり、計算ができたりするため、「できるのにやらない」「協調性がない」「わがまま」等とよく誤解されます。

また、視覚、聴覚、嗅覚、触覚などの過敏性や過度の鈍感性もあり、刺激に対して予想を超える反応をすることがあります。私たちの基準で、「そんなオーバーな…」と受け止め、丁寧な対応を怠ることで、本人をさらに不安定な気持ちにさせてしまうこともあります。

3 自閉症の幼児への支援

自閉症の幼児たちの中には、専門の療育機関などで個別の指導を受けている幼児がいますが、多くの場合、園のみで教育を受けています。しかし、前述した行動特性のため、園生活の中で様々な問題にしばしば直面しています。その際、周囲の理解が得られないまま不適切な対応が繰り返されると、二次的な問題に発展しかねません。

そこで、まず、担任や専門家がきめ細かな行動観察や心理検査の結果から、それらの状況が生じる背景や原因を理解し、その上で、指導場面を幼児にとって分かりやすい設定にすることが大切です。例えば、「指示は分かりやすい言葉で具体的にはっきりと出す」「長い文にしない」「いつ、どこまで取り組めばよいのか、活動のスタートとゴールを明確にして見通しをもたせる」「目標や約束を絵や文字で掲示しておく」などの工夫も有効です。

また、叱責や注意で問題行動をやめさせる対応よりも、どうすればよいか、どうして欲しいかを具体的に伝え、「できたら褒める指導」を心がけることが重要です。そして、感情が高ぶっているときは、静かな環境で、まず、気持ちを受け止める対応で、落ち着かせてから自分の行動を振り返らせることが大切です。

社会に開かれた教育課程

「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、学習指導要領における重要な事項のすべての基盤となる考え方が「社会に開かれた教育課程」です。「社会に開かれた教育課程」には、①社会の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと②これからの社会を創り出していく子供たちが、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育ていくこと③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることの3つの側面があります。社会とのつながりを重視しながら園の特色づくりを図っていくことや社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められています。

【参考】中央教育審議会答申 H28.12.21

「社会に開かれた教育課程」の実現

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介して

その目標を社会と共有していくこと。

- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

情報セキュリティポリシー

園等では個人情報などの様々な「守らなければならない情報」を取り扱います。幼児に関するものだけでなく、保護者や家庭に関するものもあります。特定の個人を識別することができるこれらの情報は、「個人情報保護条例」などにより、その取扱いに十分注意するとともに漏えいへの対策を講じなければなりません。

幼児の画像データの入ったデジタルカメラや緊急連絡カードの紛失が報じられることがあります。これらの個人情報等の漏えいは、当該の幼児やその家族に不利益を生じさせることがあります。盗難や紛失によるものであっても、園側が加害者となってしまうことがあるのです。

これらの事故を防ぐためには、日頃からの予防と対策が重要です。最も多い原因は、「紛失・置き忘れ」です。置き場所を決め、必要でない場合には決して持ち出さないことが大切です。許可を得て持ち出した場合にも、紛失や盗難に十分に気を付ける必要があります。また、「誤配付・誤送信」や「誤廃棄」を避けるためにも、一つ一つの業務をおこなうとき

にはしっかりと確認をします。

一方で、コンピュータウイルスや不正アクセスによる情報漏えいを防ぐために、ウイルス対策ソフトの導入やセキュリティアップデートの定期実施なども必要となります。

食農教育と食育

「食農教育」とは、生きる力の源である「食」とそれを生産する「農業」について、体験活動を通して一体的に学習することで、食と農業の関係の重要性を認識することを目的とする教育活動のことです。また、「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるための取組のことです。

1 「食育」の必要性

近年、我が国では、産業構造や生活様式の変化により、食生活の多様化、欧米化、外部化（外食や中食）が著しく進みました。また、流通の複雑化や流通技術の発達により生産地（者）と消費地（者）との関係が希薄になっています。これらにより、「食」とその材料となる「農産物」およびそれを生産する「農業」とのつながりが見えにくくなっています。

一方、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など、食生活の乱れによる健康面や、食の安全や信頼等の問題も生じています。児童生徒の健康な身体及び健全な心の育成のためには、「食べること」と「食べ物をつくること」が結びつく教育活動の必要性がますます高まっています。

2 「食農教育」と「食育」

このような状況を懸念し、「食」と「農」の問題を重要視した農業関係業者や農業関係団体が、平成8年頃から「食農教育」という言

葉を使い、主に小学校の農業体験活動の支援を始めました。

このことが国全体の課題と認識され、平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定され、翌年「次代を担う子供達が、食習慣を形成する上で重要な時期に、食生活や食料の生産及び消費について正しい知識を習得できるよう、各教科や学校給食等においてこれらに関する教育の充実を図る」という目的で「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

一方、「食育」という言葉は、明治期に既に使われていましたが、現在言われている「食育」は、平成17年6月、国民が生涯にわたって健全な心身、豊かな人間性を育むことができるようにするため、総合的かつ計画的に推進することを目的として使用されています。埼玉県では、農作業を通じて生命や自然、環境、食物などに対する理解を深めるとともに、生きる力を身につけることを目指して「学校ファーム」を設置してきました。現在は、県内すべての小中学校に「学校ファーム」が設置されています。平成17年4月からは学校に「栄養教諭」が配置されるようになり、食に関する指導の中心的役割を担っています。

「食育」は全教職員が連携・協力して計画的、継続的に取り組むことが何よりも重要です。また、家庭や地域社会も重要な役割を果たします。学校では学校便りなどを通じた情報提供や啓発活動などを行いながら、学校・家庭・地域社会が互いに連携・協力し進めていくことが効果的です。

人権教育と人権問題

1 世界と日本の人権教育

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授け

られており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」（世界人権宣言第1条）

国連「人権教育のための世界計画」第5フェーズ（令和7年～令和11年）では、重点領域を「若者と子供」に設定し、人権とデジタル技術、環境と気候変動、ジェンダー平等に重点を置くことを決定しました。

我が国においては、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行後、様々な取組が行われています。平成20年には、学校における人権教育の効果的な指導方法等の在り方についての研究報告が、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」として、文部科学省から公表されました。

また、令和3年3月以降「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が毎年公表されています。これは、〔第三次とりまとめ〕策定後の学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成されています。

2 埼玉県の取組

県教育委員会では、この〔第三次とりまとめ〕を受け、広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するために「人権感覚育成プログラム」（学校教育編、社会教育編）を開発し、平成31年3月には学校教育編第2集を刊行し、県内の全ての小・中・高・特別支援学校に配布しました。また、令和4年度には、本県の指針となる「埼玉県人権教育実施方針」を改定しました。

3 身近な人権課題

この実施方針では、重要な人権課題として、次の14項目を取り上げています。

(1) 女性

男女の役割に対する固定的な考え方、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく女性への差別や偏見、職場での差別的な処遇、夫やパートナー等からの暴力やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性に対する人権侵害などの問題

(2) 子供

児童虐待、いじめ、不登校、体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などの複雑・多様化した問題

(3) 高齢者

身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などの問題

(4) 障害のある人

偏見や差別の問題、働く場の確保、家庭内あるいは施設や医療機関での身体的拘束や虐待などの問題

(5) 同和問題（部落差別）

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題

(6) 外国人

外国の文化、宗教、生活習慣等の理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識などの問題

(7) HIV感染者等

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等、感染症に対する誤った知識や理解不足から生じる偏見や差別、プライバシー侵害の問題

(8) 犯罪被害者やその家族

犯罪による直接的な被害やこれに付随して生ずる精神的、経済的な問題、周辺の

人々の言動やマスメディアの取材や報道によって人権が侵害されるなどの二次的被害の問題

(9) アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解不足などから生じる偏見や差別の問題

(10) インターネットによる人権侵害

匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷、プライバシーの侵害、差別を助長する表現などがインターネット上に掲載されるなどの問題

(11) 北朝鮮当局による拉致問題

国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない問題

(12) 災害時における人権への配慮

災害に伴う根拠のない思い込みや偏見による農業、製造業、観光業などの風評被害や避難所におけるプライバシー保護の問題。また、高齢者、障害のある人、子供、外国人などの「要配慮者」や女性の避難所生活での配慮等の問題

(13) 性的指向・性自認

性的マイノリティの多くが、性自認や性的指向に悩んだり、それらを理由として偏見や差別を受けたりするなど、苦しみや悩みを抱えているなどの問題

(14) 様々な人権問題

刑を終えて出所した人、ホームレスの人権、ハラスメント、ケアラー・ヤングケアラー、依存症に関する人権問題、ひきこもりに関する人権問題等

接続期プログラム

「接続期プログラム」とは、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ることを

ねらいとして、埼玉県教育委員会が平成 23 年度に作成した接続期のカリキュラム作成の際の参考資料です。

内容は、接続期の教育内容のつながりをまとめた「生活や学びのつながり」と「カリキュラム作成の配慮と工夫のポイント」から構成されています。

幼児期と児童期は、学び方に違いがあります。この時期の子供に対する教育の接続を円滑にするためには、「接続期プログラム」を参考に、まず幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が接続期のカリキュラムをそれぞれにおいて作成することが必要です。

さらに、幼稚園等と小学校の教職員が意見交換や合同研修等を通して連携を図り、その上で、地域や幼児・児童の実態を踏まえたより適切なカリキュラムになるよう、「接続期プログラム」を参考に、絶えず工夫・改善を行うことが大切です。

※ 県教育委員会では、接続期を「幼児期の教育の 5 歳児 1 月から小学校教育の第 1 学年 5 月まで」としています。

接続期のカリキュラムとは、幼児期の教育における「アプローチカリキュラム」、小学校教育における「スタートカリキュラム」を指します。

(参照 P.109)

著 作 権

著作権とは、著作者がその著作物を独占的に利用し得る権利をいいます。その種類は、著作物の複製、上演・演奏、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）、公の伝達、口述、展示、翻訳、映画の上映などを含み、原則として著作物の創作時から著作者の死後 70 年まで保護されます。

著作物を利用する場合は、著作権者に利用許諾を得るのが原則ですが、教育機関におけ

る複製等に関しては一定の条件の下で、許諾を得ることなしに著作物を利用できるという例外が認められています。著作権法第 35 条では、例外について、次のように規定しています。

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

幼稚園等も上記の「教育機関」に該当します。幼稚園等で、教師等や園児が教材作成などを行う場合、著作物をコピーしたり、インターネットを通じてダウンロードした著作物をプリントアウトしたりして利用することが可能です。

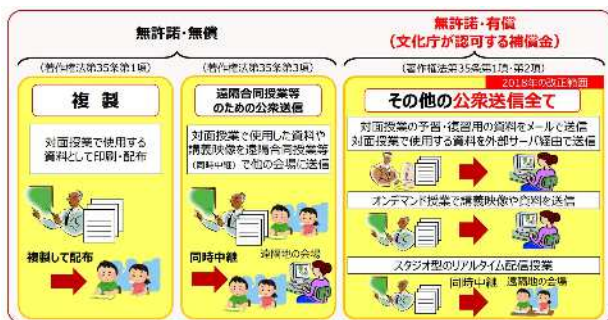
一方で、市販教材の見本の全部、又は一部を複製して園児や家庭に配布することは、許容されるものではありません。市販の教材は、個々の園児に使用されることを目的に販売されるものであり、複製して使用することは著しく著作権者の利益を害することになるからです。

また、他人の著作物を利用した作品等を著

著作権者の許諾なく、園のホームページで公表することは、著作権の侵害に当たりますので注意が必要です。

平成 30 年の著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」(※) が創設され、学校その他の教育機関は、授業の過程における著作物の公衆送信を無許諾・有償で行えるようになりました。

※ 学校その他の教育機関の設置者が、指定管理団体である「授業目的公衆送信補償金等管理協会〈SARTRAS〉」に補償金を支払うことで、公表された著作物を著作権者に個別の許諾を得ることなく、授業の過程で公衆送信することができる制度。



<参考>

- ・文化庁『著作権テキスト』(令和 7 年度)
 - ・文化庁 著作権に関する教材、資料等
- <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>
- ・文化庁 教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要
- https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf

はじめの 100 か月の育ちビジョン

こどもの小学校 1 年生までの重要な時期に、一人一人が健やかに育つことができるよう、皆さんに大切にしてほしい考え方をまとめたものです。

「はじめの 100 か月」とは、お母さんがこどもを妊娠してから、小学校 1 年生までの期間です。長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期です。

「はじめの 100 か月」は、人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすため、特に大切な時期です。しかし、全てのこどもが等しく、健やかに育つことができるのかについては、課題があります。社会全体で幼児期までのこどもの育ちを支える共通した考え方を広める必要があります。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」では、「幸せな状態」を身体、心、それを取り巻く環境や社会の状況、全ての面でよい状態にあることとして捉えており、これを「ウェルビーイング」と呼んでいます。

人間は、「身体」や「心」、「周りの環境や社会」によって、形づくられています。これら 3 つの状況を全体として見ることで、こどもがどのような状態にあるかを把握することができます。この 3 つを保障することは、全ての人のウェルビーイング向上につながります。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」には、こども基本法の理念にのっとり整理した 5 つのビジョンが掲げられています。

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長

の支援・応援をする

(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こども家庭庁が司令塔となり、すべての人と、「はじめの100か月の育ちビジョン」を実現するため、国や自治体などの関係者が、同じ方向に向かって具体的な施策に取り組もうとしています。

<参考>

・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン） | こども家庭庁

ユニバーサルデザインの視点を 取り入れた指導

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導において、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習基盤の育成につながるという視点が大切です。

小・中・高等学校における、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導について、埼玉県立総合教育センター「平成24年度調査研究報告書」において、次のように定義しました。

(1) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導・支援の中にある要素と、通常の学級で培った「どの子にも分かる授業」とされてきた要素を融合させた授業

(2) その結果、児童生徒にとって「分かりやすく」、学習への興味や意欲が喚起される授業つまり、学びに困難さのある児童生徒がいるという前提で、初めからどの子にも支援や配慮を行うという発想です。具体的に授業づくりの12のポイントとして以下のように整理しました。

- ① 教室環境①「場の構造化」
- ② 教室環境②「刺激への配慮」

③ ルールの確立（手順や工程）

④ 生活の見通し

⑤ 授業の見通し

⑥ 授業の組み立て

⑦ 板書の工夫

⑧ 集中・注目のさせ方

⑨ 指示の出し方

⑩ 参加の促進

⑪ 個人差への配慮

⑫ 学級モラルの形成

個々の実態によっては、個に応じた別の手立てが必要な場合もあります。

<参考>

- ・『授業のユニバーサルデザインの7原則』
長江清和・細淵富夫（2005）小学校における授業のユニバーサルデザインの構想
- ・『通常学級での特別支援教育のスタンダード』
東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会with小貫 悟（2010）
- ・平成24年度調査研究報告書（埼玉県立総合教育センターHP）

幼児教育アドバイザー

幼児教育アドバイザーとは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことです。各地域において、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考されるほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者の活用も考えられます。埼玉県では、公立幼稚園を対象に「公立幼稚園指導者派遣事業」で幼児教育アドバイザーを派遣しています。

幼児教育センター

幼児教育センターとは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容及び指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のことです。

幼保小の架け橋プログラム

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤を作るために重要な時期です。この時期を「架け橋期」と呼びます。

この時期の教育については、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（幼保小）という多様な施設がそれぞれの役割を担っています。子供の成長を切れ目なく支える観点からは、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性などを発達段階を踏まえ、一人一人の多様性や0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。

「幼保小の架け橋プログラム」は、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

このプログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、

関係者の負担軽減に留意しつつ、各地域や施設の創意工夫を生かした取組が広がり深まっていくことが期待されています。

【架け橋プログラムのねらい】

- 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的にとらえ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進する。
- 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及する。
- 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及させる。
- 幼児期・架け橋期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進する。

<参考>

- ・文部科学省『幼保小の架け橋プログラム実施に向けての手引き（初版）』（令和4年3月31日）



埼玉県マスコット「コバトン」

子育ての目安「3つのめばえ」

現在、幼少期の子供たちに関しては、基本的な生活習慣の確立や小学校入学後の学校生活へのスムーズな適応が課題となっています。また、家庭では、親が子育てに関する悩みや不安を抱えているという状況もあります。

そこで県では、幼児期における「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの分野に着目し、子供たちに小学校入学までに身に付けてほしいことを子育ての目安「3つのめばえ」としてまとめました。

子育ての目安「3つのめばえ」には、ポスター、パンフレット、リーフレット（日本語版・外国語翻訳版）をはじめ、カルタ、カルタカレンダー、保護者向け説明資料、活用事例集などの関連資料があります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/index.html>

子育ての目安「3つのめばえ」
小学校入学までに幼児期に身に付けてほしいこと

生活	他者との関係	興味・関心
<ul style="list-style-type: none"> 健康で安全な生活をする 自分のこと自分でできる 物を大切にできる 	<ul style="list-style-type: none"> 人とかかわる力を身につける 言葉で伝え合う 約束や決まりを守る 	<ul style="list-style-type: none"> 好奇心や探究心をもっている、いろいろなものにかかわる 文字や数値などの感覚を豊かにする 自分の思いを表現する

家庭と幼稚園・保育所・認定こども園、小学校がともに手を取り合って、すこやかな子どもを育てましょう。

保護者会等説明用（ポスター）

生きる力を育て 絆を深める埼玉教育

幼児期の発達段階を踏まえ、その後の教育の基礎を培う

子育ての目安「3つのめばえ」

- 生活
 - 健康で安全な生活をする
 - 自分のこと自分でできる
 - 物を大切にできる
- 他者との関係
 - 人とかかわる力を身につける
 - 言葉で伝え合う
 - 約束や決まりを守る
- 興味・関心
 - 好奇心や探究心をもっている、いろいろなものにかかわる
 - 文字や数値などの感覚を豊かにする
 - 自分の思いを表現する

幼稚園・保育所・認定こども園向けパンフレット

子育ての目安「3つのめばえ」
～子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を目指して～

子育ての目安「3つのめばえ」は、小学校入学までに身に付けてほしいこと

- 生活**
 - 健康で安全な生活をする
 - 自分のことは自分でする
 - 物を大切にできる
- 他者との関係**
 - 人とかかわる力を身につける
 - 言葉で伝え合う
 - 約束や決まりを守る
- 興味・関心**
 - 好奇心や探究心をもっている、いろいろなものにかかわる
 - 文字や数値などの感覚を豊かにする
 - 自分の思いを表現する

「子育ての目安『3つのめばえ』とは…」

「子供たちに小学校入学までに身に付けてほしいこと」として、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点からまとめたもので、埼玉県教育委員会が独自に作成しました。埼玉県教育委員会では、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、ご家庭、地域で子供に関わるすべての方々に子育ての共通の目安として活用していただくため、家庭向けリーフレットを配布するなどして周知を図っています。

リーフレットには、日本語の他、やさしい日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語版があります。

外国語の翻訳版などのリーフレットは、日本語を母語としないご家庭に、「子育ての目安『3つのめばえ』」の内容をお伝えする際などにご活用ください。

日本語 水色	やさしい日本語	英語	中国語	スペイン語
インドネシア語	ポルトガル語	タガログ語	韓国・朝鮮語	ベトナム語

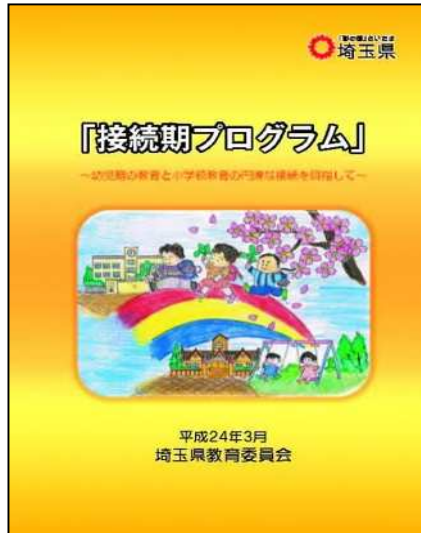
一か所合せー 埼玉県教育委員会 市町村支援部 翻訳教育用電話 048 (830) 6748

これらの資料は、すべて、県教育委員会のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/mebae-parifut-fu.html>

多言語翻訳版

「接続期プログラム」

幼稚園・保育所・認定こども園における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の作成や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員向けの研修等に活用できます。



「接続期プログラム」



「接続期プログラム」実践事例集

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/setsuzokuki.html>

「親の学習」

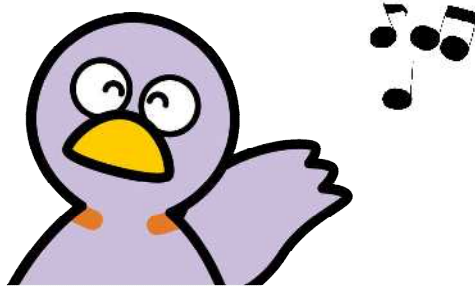


このほか、「『親の学習』プログラム増補版」、「『親の学習』埼玉県家庭学習支援プログラム集」等があります。

各学校、幼稚園、保育園等では、「埼玉県家庭教育アドバイザー」の派遣要請をして、保護者や中高生を対象とした講座を行うことができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/kateikyouikusen1/puroguramu-gakusyuu.html>

資料



埼玉県マスコット「コバトン」

- 1 埼玉県の概要
- 2 埼玉県歌
- 3 埼玉県の成立
- 4 県民の日
- 5 埼玉県のシンボル
- 6 学校数
- 7 園児・児童・生徒数
- 8 本務教員数
- 9 在園児数（3歳児～5歳児）の推移

○埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標

○埼玉県立総合教育センター教育資料室のご案内

3 埼玉県の成立

慶応4（1868）年閏4月、新政府は政体書を発布して府藩県三治制を敷き、本県域は川越・忍・岩槻・前橋藩の他、14の藩地と旧幕領・旗本知行地が直轄県となり武蔵・下総の両知県事が管轄しました。直轄県は、明治2（1869）年大宮県・品川県・小菅県・葛飾県・岩鼻県・蕪山県の6県ありましたが、明治4（1871）年廃藩置県により川越・忍・岩槻県の3県が新たに誕生。同年9月大宮県を浦和県と改称し、同年11月14日太政官布告により従来 of 県が廃止され、埼玉県と入間県が置かれました。その後、明治6（1873）年6月、入間県と群馬県を合併して熊谷県を設置しましたが、明治8（1875）年8月千葉県葛飾郡の金杉村など43か村を埼玉県に編入、明治9（1876）年8月には熊谷県を廃止し、熊谷県のうち旧入間県分13郡を埼玉県に合併して現在の県域が確定しました。

4 県民の日

明治4年11月14日（旧暦）、太政官布告によって、「埼玉県」の名称が生まれました。

それからちょうど100年目に当たる昭和46年に、これを記念して、11月14日を「県民の日」としました。県内では、毎年この日を中心いろいろなイベントが開催されます。

5 埼玉県のシンボル

埼玉県には、自然がいっぱいです。動物や植物が元気よく育っています。県では、本県にゆかりのある鳥や木、花、蝶、魚を県のシンボルとして指定しています。

(1) 県民の鳥「シラコバト」

ハト科に属しシラバト、ノバトなどとも呼ばれ、ほっそりした淡灰褐色の体、尾が長く、首の後ろに黒い横線が走っているのが特徴です。国内では、主に本県の東部地域を中心に生息していて、国の天然記念物に指定されています。昭和40年11月3日に、「県民の鳥」に指定されました。

本県のマスコット「コバトン」、平成26年11月14日に誕生した「さいたまっち」は、「シラコバト」をモチーフにして考案されたものです。現在生息数が減少し、個体数の回復に向け県民への啓発を行っています。



(2) 県の木「ケヤキ」

ニレ科の落葉樹で春に新しい葉とともに、うすい黄緑色の小さな花をひらきます。県内に古くから自生し、「清河寺の大ケヤキ（さいたま市）」をはじめ、各地に県の天然記念物に指定されたケヤキがあります。

昭和41年9月5日に、「県の木」に指定されました。



(3) 県の花「サクラソウ」

サクラソウ科に属する多年草で、川のほとりや野原に自生し、春先にハート形の花びらの花を咲かせます。北海道南部から、四国沿岸まで分布し、県内でも、かつては荒川沿岸に広く自生していました。田島ヶ原（さいたま市）の自生地は、今も昔ながらの面影を残し、国の特別天然記念物になっています。昭和46年11月5日に「県の花」に指定されました。



(4) 県の蝶「ミドリシジミ」

シジミチョウ科に属し、ハンノキやヤマハンノキの葉を食べます。埼玉県には、ハンノキが幅広く分布しているため、県内に広く生息しています。

大きさは約4cmで、夏の夕方、羽根をキラキラと緑色に輝かせて飛びます。平成3年11月14日、「県の蝶」に指定されました。



(5) 県の魚「ムサシトミヨ」

トゲウオ科の淡水魚で、清く澄んだ小川に生息します。現在では、熊谷市の元荒川上流部でしか見られなくなり、その生息地の一部が、県の天然記念物に指定されています。大きさは、4~6cmで、オスが巣を作り、子育てをします。平成3年11月14日、「県の魚」に指定されました。



<参照> 埼玉県HP 県政情報・統計 埼玉県の紹介

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/saitama-profile/index.html>



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

6 学校数

(令和7年5月1日現在)

区 分			県立	市立	町立	村立	計	国立	私立	
幼稚園			-	29	8	-	37	1	433	
幼保連携型認定こども園			-	1	1	-	2	-	146	
小学校	本 校		-	702	77	1	780	1	6	
	分 校		-	-	-	-	-	-	-	
中学校	本 校		1	367	38	1	407	1	31	
	分 校		-	2	-	-	2	-	-	
義務教育学校			-	4	-	-	4	-	-	
高等学校	本校	独立	全日制	114	4	-	-	118	1	44
			定時制	4	-	-	-	4	-	-
			通信制	-	-	-	-	-	-	8
	併置	全日・定時制	18	1	-	-	19	-	-	
		全日・通信制	-	-	-	-	-	-	4	
		定時・通信制	1	-	-	-	1	-	-	
	分校	独立	通信制	-	-	-	-	-	2	
計			137	5	-	-	142	1	58	
中等教育学校			-	1	-	-	1	-	1	
特別支援学校（視覚障害）			1	-	-	-	1	-	-	
特別支援学校（聴覚障害）			2	-	-	-	2	-	-	
特別支援学校（知的障害、 肢体不自由、病弱）			50	4	-	-	54	1	1	
計			53	4	-	-	57	1	1	

7 園児・児童・生徒数

(令和7年5月1日現在)

区 分		県立	市町村立	国立	私立
幼稚園		-	1,397	76	56,084
幼保連携型認定こども園		-	153	-	22,951
小学校		-	341,938	628	2,958
中学校		239	169,562	440	10,098
義務教育学校		-	1,029	-	-
中等教育学校		-	934	-	694
区 分		県立	市町村立	国立	私立
高等学校	全日制	94,687	5,030	449	53,887
	定時制	3,580	172	-	-
	通信制	3,728	-	-	3,614
区 分		県立	市立	国立	私立
特別支援学校（視覚障害）		73	-	-	-
特別支援学校（聴覚障害）		221	-	-	-
特別支援学校（知的障害、 肢体不自由、病弱・身体虚弱）		8,741	246	58	19

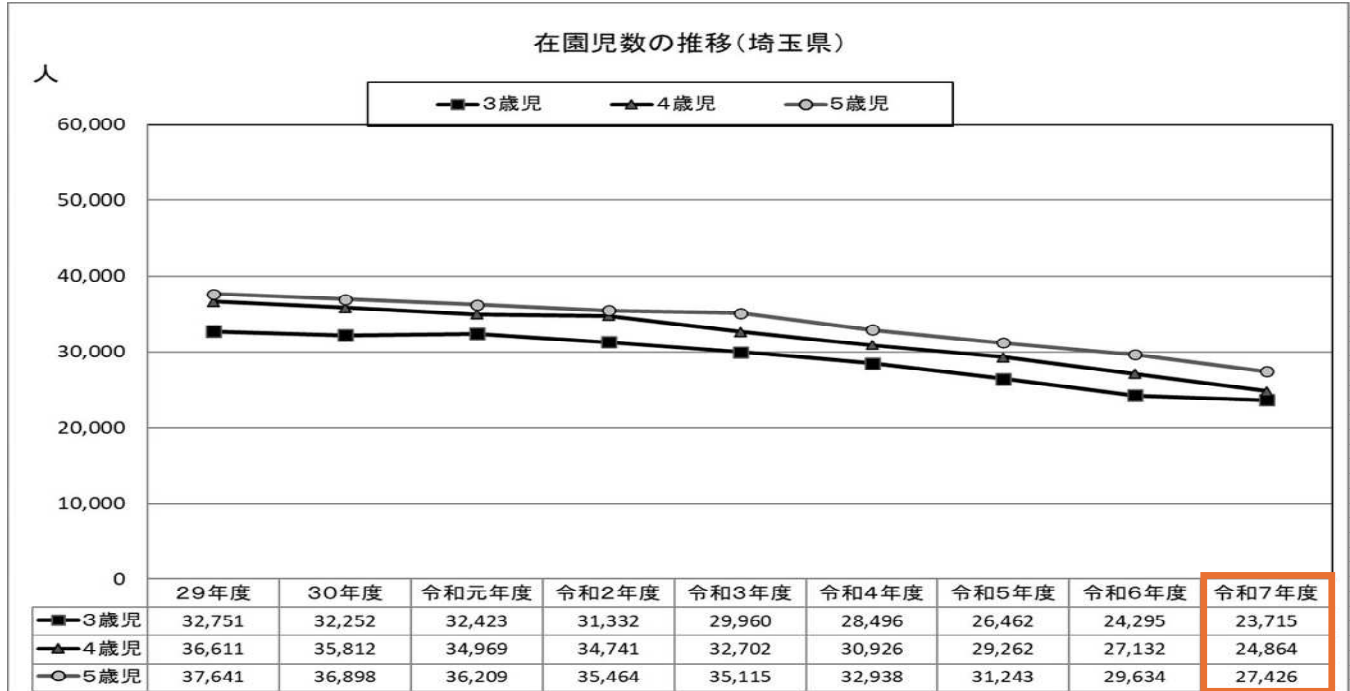
※ 数値に高等学校及び特別支援学校の専攻科の生徒は含まない。

8 本務教員数

(令和7年5月1日現在)

区 分		県立	市町村立	国立	私立
幼稚園		－	215	5	5,143
幼保連携型認定こども園		－	30	－	3,080
小学校		－	21,845	27	200
中学校		18	11,930	27	650
義務教育学校		－	118	－	－
中等教育学校		－	94	－	42
区 分		県立	市立	国立	私立
高等学校	全日制	7,044	366	44	2,969
	定時制	553	15	－	－
	通信制	60	－	－	119
区 分		県立	市立	国立	私立
特別支援学校（視覚障害）		93	－	－	－
特別支援学校（聴覚障害）		185	－	－	－
特別支援学校 （知的障害、肢体不自由、病弱）		4,379	194	29	8

9 在園児数（3歳児～5歳児）の推移



※幼稚園と幼保連携型認定こども園の在園児数の合計

<参照>

- ・埼玉県の教育統計（教育局総務課）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyoikutokei.html>
- ・埼玉県学校便覧（教育局総務課）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/binran.html>

埼玉県立総合教育センター 教育資料室の御案内

1 概要

教育に関する図書、雑誌・新聞、県内の学校・教育機関の記録集・研究紀要、全国の教育センターの報告書などを収集し、貸出を行っています。

また、「教科書センター」として教科書を常時展示し、昭和20年代以降（ない年もあり）の教科書を保存しています。

昭和50年以降のものは貸出も行っています。

2 場所・利用時間

場 所：埼玉県立総合教育センター 講堂棟1階

開室時間：午前9時から午後5時まで

休 室 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他特に定めた日



3 資料の貸出

利 用 者：県内に居住又は通勤・通学する方
(閲覧はどなたでも可能です)

貸出冊数：一人5冊（必要に応じて追加できます）

期 間：3週間以内

郵送貸出：県内の公立教育関係機関向けに教育資料室の所蔵資料を郵送（ゆうパック着払い）で貸出することもできます。詳しくはウェブサイトの案内ページを御確認ください。

4 資料の返却

窓口に直接返却できない場合は、以下の方法でも返却できます。

- (1) 講堂棟入口外のブックポスト：夜間、休室日などに御利用ください
- (2) 最寄りの公立図書館など：借りた資料を梱包し、所定の用紙を貼付して窓口にお出してください。
(用紙は貸出時にお渡しします。また、ウェブサイトからもダウンロードできます。)
- (3) 郵送：送料は御負担ください。着払いは不可です。

5 資料の取り寄せ

教育資料室の資料を、県内の最寄りの公立図書館などに取り寄せて利用できます。

詳しくは御利用になる図書館にお問い合わせください。

6 レファレンス

教育に関する文献調査・照会にお答えします。来室のほか、電話・FAXでも承ります。

7 ウェブサービス

総合教育センターウェブサイト内に「教育資料室のページ」があります。

(<https://www.center.spec.ed.jp/719ce9919eb5091e6a1edbc7a3902ad>)

「教育資料室のページ」では以下のデータベースを御案内しています。



教育資料室のページ

(1) 蔵書検索システム

教育資料室の所蔵資料をインターネット上で検索できるシステムです。新着図書リストも掲載しています。

◆検索時のポイント

- ・検索画面で「資料区分」を絞ると早く結果が出ます。
- ※資料区分のうち、「教育資料」は各学校・機関の研究紀要や報告書等です。



(2) 学習指導案検索サービス

教育資料に掲載されている学習指導案が検索できるシステムです。校種・教科・学年などを選択した検索や単元名による検索ができます。

- ・現在、約6,000件のデータが入力されています。
- ・検索一覧から詳細画面に進むと、学習指導案が掲載されている資料のタイトルなどの書誌情報が確認できます。指導案そのものは表示されません。



(3) 埼玉県教育関係雑誌記事・新聞記事一覧

教育資料室で所蔵している教育専門雑誌（約100誌）や教育新聞（2紙）の中から埼玉県内教育関係者などが執筆等をした論文や記事のタイトルを掲載しています。

データベースで見つけた図書や雑誌は、以下の方法で御利用ください。

- ・直接来室する。
- ・最寄りの公立図書館等に取り寄せる。

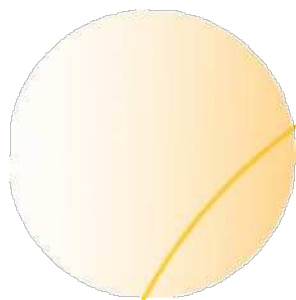


埼玉県マスコット「コバトン」

8 お問い合わせ

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2-24 総合教育センター教育資料室

電話：048-556-3487（直通） FAX：048-556-3396（代表）



埼玉県教育モットー (モットー)

未来を創る、こどもたち。
未来を育てる、わたしたち。

～未来への責任～



埼玉県立総合教育センター
Saitama Prefectural Education Center